

令和 7 年第 2 回定例会

さ つ ま 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 11 日 開会

令和 7 年 7 月 8 日 閉会

さ つ ま 町 議 会

令和7年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6	11	水	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告及び所信表明 ・議案上程 ・選挙（選管委員・同補充員） ・陳情		
	12	木	休 会			
	13	金	休 会			
	14	土	休 日			
	15	日	休 日			
	16	月	休 会			
	17	火	休 会			
	18	水	休 会			
	19	木	休 会			
	20	金	休 会			
	21	土	休 日			
	22	日	休 日			
	23	月	本会議（2日目）	・一般質問（5人）		
	24	火	本会議（3日目）	・一般質問（4人）		
	25	水	本会議（4日目）	・総括質疑 常任委員会		
	26	木	常任委員会			
	27	金	常任委員会			
	28	土	休 日			
	29	日	休 日			
	30	月	休 会			
	1	火	休 会			
	2	水	休 会			
	3	木	休 会			
	4	金	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			

5	土	休 日	
6	日	休 日	
7	月	休 会	
8	火	本会議（最終日） ・ 常任委員長報告、採決 ・ 追加議案上程 ・ 陳情審査報告、採決 ・ 発委 ・ 報告 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会	

令和 7 年第 2 回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和 7 年 6 月 1 1 日

閉会 令和 7 年 7 月 8 日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 35	令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 号）	R7. 6. 11	R7. 6. 11	原案可決	—
36	さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃	R7. 7. 8	〃	総務厚生
37	さつま町税条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
38	令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	2 委員会
39	さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	〃	R7. 6. 11	可 決	—
40	令和 7 年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
41	令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）	R7. 7. 8	R7. 7. 8	原案可決	—
42	令和 7 年度さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について	〃	〃	可 決	—
選挙 3	さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	R7. 6. 11	R7. 6. 11	当 選	—
陳情 3	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	〃	R7. 7. 8	採 択	文教経済
発委 4	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について	R7. 7. 8	〃	原案可決	—
報告 4	令和 6 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	R7. 6. 11	R7. 6. 11	報 告 済	—
5	令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	—
6	令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃	〃	—
7	令和 6 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	R7. 7. 8	〃	—
8	令和 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について	〃	〃	〃	—
	行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任	〃	R7. 6. 11	決 定	—

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
	議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任	R7. 6. 11	R7. 6. 11	決 定	—
	防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任	〃	〃	〃	
	議員派遣の件	R7. 7. 8	R7. 7. 8	決 定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和7年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月11日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）	1 0
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第37号 さつま町税条例の一部改正について	1 1
（提案理由説明）	
議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	1 1
（提案理由説明）	
議案第39号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について	1 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第40号 令和7年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入の締結について	1 3
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
選挙第 3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	1 4
（議長指名推薦）	
行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任	1 5
（決定・委員長・副委員長選任報告）	
議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任	1 6
（決定・委員長・副委員長選任報告）	
防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任	1 7
（決定・委員長・副委員長選任報告）	
報告第 4号 令和6年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	1 7
（内容説明・質疑）	
報告第 5号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	

.....	1 7
(内容説明・質疑)	
報告第 6 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について	1 7
(内容説明・質疑)	
報告第 7 号 令和 6 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 8
(内容説明)	
報告第 8 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 1 号) について	1 8
(内容説明)	
陳情について	1 9
(委員会付託)	
散 会	1 9
○ 6 月 2 3 日 (第 2 日)	
一般質問表	2 1
会議を開催した年月日及び場所	2 4
出欠席議員氏名	2 4
出席事務局職員	2 4
出席説明員氏名	2 4
本日の会議に付した事件	2 5
開 議	2 6
一 般 質 問	2 6
川口 憲男議員	2 6
農林業・商工業の振興対策について	
人口増に向けた町の新たな取組について	
武 さとみ議員	3 8
防衛施設「弾薬庫」建設計画について	
「学びの多様な学校」について	
古田 昌也議員	4 5
物価高騰対策について	
公民館の運営管理等について	
さつま町版ライドシェアについて	
上別府ユキ議員	5 5
国際交流促進覚書 (MOU) に関する施策について	
有川 美子議員	6 0
宮之城鉄道記念館の整備促進について	
今後の林政について	
散 会	7 2
○ 6 月 2 4 日 (第 3 日)	
一般質問表	7 3

会議を開催した年月日及び場所	7 5
出欠席議員氏名	7 5
出席事務局職員	7 5
出席説明員氏名	7 5
本日の会議に付した事件	7 6
開 議	7 7
一 般 質 問	7 7
徳留 和樹議員	7 7
新規就農者等の支援策について	
物価高騰による機械、機材導入等について	
桑波田 大議員	8 3
コンベンションタウンさつま推進協議会について	
災害協定の見直しについて	
豎山 秀樹議員	8 6
農業振興及び農家所得の向上対策について	
中村 慎一議員	9 2
所信表明について	
散 会	1 0 2

○6月25日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	1 0 3
出欠席議員氏名	1 0 3
出席事務局職員	1 0 3
出席説明員氏名	1 0 3
本日の会議に付した事件	1 0 4
議案付託表	1 0 5
開 議	1 0 6
議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育 児休業等に関する条例の一部改正について	1 0 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第37号 さつま町税条例の一部改正について	1 0 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）	1 0 6
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	1 0 9

○7月 8日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	1 1 1
出欠席議員氏名	1 1 1
出席事務局職員	1 1 1
出席説明員氏名	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 2

開	議	1 1 3
議案第 3 6 号	さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 1 3
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 7 号	さつま町税条例の一部改正について	1 1 3
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 3 8 号	令和 7 年度さつま町一般会計補正予算(第 2 号)	1 1 3
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4 1 号	令和 7 年度さつま町一般会計補正予算(第 3 号)	1 1 8
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 4 2 号	令和 7 年度さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について	1 1 9
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 3 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	1 2 0
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発委第 4 号	少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について	1 2 1
	(趣旨説明・質疑・委員会付託なし・討論・採決)	
報告第 7 号	令和 6 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 2 2
	(質疑)	
報告第 8 号	令和 7 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第 1 号)について	1 2 2
	(質疑)	
議員派遣の件		1 2 3
	(決定)	
閉会中の継続調査の件		1 2 3
	(決定)	
閉	会	1 2 3

令和7年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和7年6月11日

令和7年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年6月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番	岸 良 光 廣 議員	2番	上別府 ユ キ 議員
3番	堅 山 秀 樹 議員	4番	徳 留 和 樹 議員
5番	橋之口 富 雄 議員	6番	古 田 昌 也 議員
7番	桑波田 大 議員	8番	武 さとみ 議員
9番	宮之脇 尚 美 議員	10番	柏 木 幸 平 議員
11番	有 川 美 子 議員	12番	川 口 憲 男 議員
13番	中 村 慎 一 議員	14番	新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 議 会 事 務 局 長 補 佐
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
大 平 誠 総 合 政 策 課 長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
西 園 豪 紀 税 務 課 長	堀 孝 志 町 民 環 境 課 長
川 崎 里 志 ほけん福祉課長	山 口 良 浩 農 林 課 長
山 口 泰 徳 さつまPR課長	太 田 竜 也 産 業 ・ 定 住 支 援 室 長
原 田 健 二 建 設 課 長	出 水 隆 水 道 課 長
木 場 哲 志 消 防 長	藤 園 育 美 教 育 総 務 課 長
中 村 英 美 社 会 教 育 課 長	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告及び所信表明
- 第 5 議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第37号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第39号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 第10 議案第40号 令和7年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について
- 第11 選挙第 3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第12 行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第13 議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第14 防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第15 報告第 4号 令和6年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 報告第 5号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算計算書の報告について
- 第17 報告第 6号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第18 報告第 7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第19 報告第 8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 陳情について

△開 会 午前 9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第2回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○新改 秀作議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○新改 秀作議長

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、岸良光廣及び2番、上別府ユキ議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○新改 秀作議長

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月8日までの28日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から7月8日までの28日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○新改 秀作議長

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的な事については、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略します。

なお、監査委員から例月出納検査、令和6年度上水道事業企業会計たな卸資産監査、令和6年度工事関係監査及び令和6年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告及び所信表明」

○新改 秀作議長

日程第4「行政報告及び所信表明」を行います。

町長の報告及び一般選挙後初めての定例会でありますので、町長の所信表明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で、4月24日の「さつまジビエファクトリーオープニングセレモニー」、5月25日の「鹿児島県総合防災訓練」について補足して御報告申し上げます。

はじめに、4月24日の「さつまジビエファクトリーオープニングセレモニー」についてでございます。

このジビエ処理加工施設につきましては、鹿児島市の「ダブルビーゼット株式会社」が国の補助事業を活用しまして、広瀬地区に建設されたもので、これまで捕獲後、埋設処理されていたイノシシ、シカ、アナグマをジビエとして有効利活用をはかるものであります。

この施設では、町内の猟友会会員が捕獲したイノシシやシカなどを解体、精肉したものの直売や、ハム、ソーセージなどの加工品を関東や関西方面などの大消費地へ、また個人販売に加え、ネット販売等での販路を拡げていくとのことでございます。今後は、町内の直売所での販売やペットフードなどの開発も予定しているとのことでございます。

今後とも猟友会をはじめ、関係団体と連携を図りながら、捕獲頭数が増えることで、農家の被害の軽減にもつながるものと思っているところでございます。

次に、5月25日の「鹿児島県総合防災訓練」についてでございます。

今回の訓練につきましては、平成14年、当時の宮之城町で実施して以来、23年ぶりに本町で実施され、豪雨及び地震による甚大な被害を伴う複合災害を想定し、町民の方々をはじめ、約90の関係機関・団体、併せて約1,000名の方々の御参加をいただいたところでございます。

訓練では、避難所生活の環境改善等を踏まえた避難所の開設や、個別避難計画に基づいた避難行動要支援者の避難、道路啓開や救命・救助活動などを実施いたしました。

また、新たな取り組みとして衛星通信による通信手段の確保やドローンを活用した物資輸送、災害派遣医療チーム、いわゆるDMAT（ディーマット）による地域拠点病院における災害医療支援などを実施し、関係機関が緊密な連携のもと、それぞれが担う役割を確認し、実効性の高い訓練ができたものと考えております。

今後におきましても、今回の訓練で得られた成果と課題を踏まえ、防災対策の充実に努めるとともに、地域防災力の強化を推進し、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に向けてさらなる取り組みを行ってまいります。

以上で、行政報告を終わります。

次に、町政運営に対する所信を申し上げます。

令和7年6月定例議会が開会されるにあたり、私にとりましても2期目の町政運営を担う初めての定例議会となります。

つきましては、今後の町政運営に対する所信と決意の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じているところであります。

このたびの町長選挙におきまして、無投票という結果ではありましたが、再選ということで、身に余る御信任をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

引き続き町政を託されたことの責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。

前回同様、無投票という結果が町民の皆様からの全面的な支持であるとは決して捉えず、より一層、皆様の声に耳を傾けながら、誠実に町政を進めていく覚悟でございます。

また、議員各位におかれましては、町民の大きな期待に応えるべく、御当選された喜びも格別な思いとお察しいたします。今後ともあらゆる場面で、これまで以上にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

さて、私たちのさつま町は、急速な人口減少・少子高齢化の中にあり、特に若年層や生産年齢人口の減少が著しいところであります。地域経済やコミュニティの維持、公共サービスの持続可能性など、多くの課題が山積している状況であります。

一方で、世界に目を向けますと、気候変動、紛争、感染症など、複雑で深刻な課題に直面しております。そのため、グローバルな視点を持つことも、これらの課題への理解を深め、本町の未来を考える上でも大切であります。

このような中、私は、1期4年間の経験を礎に、2期目においては、これまでの実績を土台としつつ、新たに掲げた5つの重点政策項目を柱に、未来への挑戦をさらに加速させ、「夢と希望のあるさつま町」の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

重点項目を推進するにあたりましては、現場の声を大切に、町民・議会・行政が一体となって、寄り添いながら共に歩む「伴走型の行政」を一層強化し、また、町民の生活に直結する施策から中長期的な視点に立った戦略的な取組まで、計画性をもって実行してまいります。

まず、一つ目として、「住民の安全・安心の確保」であります。

避難体制については、公民会や自主防災組織が自主的に運営する届出避難所への支援に加え、指定避難所のバリアフリー化を進めてまいります。

また、安全で安心な地域の構築に向けて、防災意識の普及や防災リーダーの育成による地域防災力の強化に取り組んでまいります。

常備消防体制については、消防用施設の更新・整備や職員研修の充実を図りながら、消防職員の充足率の向上に努めます。さらに、非常備消防においても、資機材の整備や様々な訓練を通じて団員の能力向上を図り、地域の消防力を一層充実・強化してまいります。

高齢者対策につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉サービスの充実と併せ、医療・介護の関係機関による連携推進や介護予防の普及啓発を図るとともに、社会参加と生きがいづくりの場の提供や環境づくりを進めてまいります。

また、ボランティア等を含む介護等の人材確保や認知症対策、地域における相談・見守り体制の強化など、高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めてまいります。

障がい者福祉については、障がいのある方がさつま町で安心して、いきいきと暮らすことができるよう、サービス利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備に努めるほか、業務開始に向け準備を進めている「障がい者基幹相談支援センター」を中心に、相談支援事業所等との更なる連携強化や人材育成に取り組むなど、総合的な相談支援体制の充実に努めます。

特定健診及び各種がん検診の充実につきましては、「第3期データヘルス計画」に基づき、休日健診の実施など受診率向上及び保健指導の充実を図るとともに、疾病の早期発見・早期治療並びに生活習慣病の改善による重症化予防に取り組めます。

また、ワンコインがん検診につきましては、受診者数が増加し、早期発見、早期治療につながるなど、一定の効果がありましたことから、引き続き取り組んでまいります。

予防接種事業の推進については、引き続き国の動向を注視しながら、医療機関と連携を図り、発症予防や重症化予防への取組を進めてまいります。

地域医療の充実及び強化、二次救急医療体制の強化につきましては、これまでの各種支援事業を継続しつつ、今後も県や関係機関と連携しながら、薩摩郡医師会病院の医師確保支援など、町民の方が安心して医療を受診できるよう、体制整備に努めます。

国土強靱化・治水防災対策の推進については、さつま町国土強靱化地域計画に基づき、道路改良や舗装、舗装補修、橋梁修繕等による避難路の確保や土砂災害防止対策、治水対策を計画的に進めます。

北薩横断道路の整備促進と北薩トンネルの早期復旧につきましては、残りの整備区間である「阿久根高尾野道路・溝辺道路・宮之城道路」の早期整備と併せて、令和6年7月に被災しました北薩トンネルの早期復旧を図るため、今後も県をはじめ関係各機関と連携を図ってまいります。

川内宮之城道路等の広域ネットワーク網の整備については、重要港湾川内港と現在整備中の南九州西回り自動車道や北薩横断道路とを結ぶ新たな高規格道路として川内宮之城道路の事業採択に向け、期成会による活動を強化してまいります。

また、幹線町道等の改良促進につきましては、既存の舗装や側溝を含む道路構造物の点検のほか、補修工事等を行い、道路の安全性や利便性の向上に努めます。

上水道給配水網の計画的な更新・維持管理につきましては、施設の経年劣化に伴い更新需要が拡大しておりますが、限られた財源の中で優先度、将来的な水需要を考慮し、効率・計画的な事業運営に努めます。

二つ目は、「稼げる農林業・商工業の実現」であります。

農林業の振興につきましては、「第4次農林業いきいきプラン」に基づき、稼ぐ力を創造し、活力ある農林業に取り組んでまいります。

水田農業対策については、水田の排水対策を含む基盤整備等を積極的に推進し、近年の夏季の高温に適した新品種「あきの舞」の普及拡大に取り組んでまいります。

6次産業化の推進につきましては、令和7年3月に策定した「第2次6次産業化推進戦略」に基づき、農商工連携や農産物の6次産業化を進め、ソフト、ハード両面から農産物加工品の開発支援等を図り、より一層の魅力向上、販路拡大を支援してまいります。

スマート農業の推進につきましては、作業の省力化や生産性の向上のため、農業機器実証試験の実施や農業機器の導入を積極的に推進するとともに、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度を活用し、地域の共同取組活動を推進してまいります。

担い手への支援につきましては、農業の根幹である担い手づくりとして認定農業者、認定新規就農者の育成確保に向けた支援に努めます。

また、地域農業経営基盤強化促進計画の実現に向けた農地集積の推進のため、農地中間管理事業の利用拡大と農家負担のない生産基盤整備事業導入に向けて、県・土地改良連合会・JAや農業委員会等と連携しながら農業の活性化に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「寄せ付けない、侵入を防止する、個体数を減らす」の3つの取組を柱にソフト、ハード両面にわたる総合的な対策を強化してまいります。

また、ジビエ加工施設の操業開始に伴い、猟友会の協力を得ながら、イノシシ、シカ等の捕獲頭数の増加による被害の軽減を図り、ジビエとしての有効利活用を図ってまいります。

畜産につきましては、ここ数年の情勢の悪化で、生産母牛、子牛が減少し、農家の体力・活力が低下しますことから、町の支援策の拡充や国・県の補助事業の有効活用により、生産基盤の再整備に努めます。

また、県内有数の種雄牛の産子による優良子牛生産地の強みを活かし、子牛育成マニュアルに沿った飼養管理の徹底や適正交配を推進するなど農家指導体制の強化に努めます。

価格低迷が続いている子牛平均価格向上については、トップセールスと併せた購買者誘致活動の強化を図り、魅力ある市場の維持・発展に努め、また、町産業祭等のイベントや「薩摩のさつま」でのふるさと納税の返礼品としての活用等、取組を進めてまいります。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱をはじめとする家畜伝染病の侵入防止策として、家畜飼養衛生管理基準の遵守と消毒の徹底を農家に働きかけるなど、家畜防疫体制の強化に努めます。

また、肥料や配合飼料をはじめとする生産資材等の高騰対策については、国や県の動向を注視し、国、県、町の緊急支援対策など状況に応じた支援や活用を推進してまいります。

林業につきましては、多くのスギ・ヒノキの人工林が利用期を迎える中で、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林資源の循環利用を推進し、森林を健康に保ちながら、地球温暖

化防止対策や花粉発生源対策など地域社会に貢献する林業を目指すとともに、林業における魅力ある職場づくりの推進により、雇用の安定を図り元気な林業の向上による森林・林業の健全な発展に努めます。

また、次代を担う子供たちの森林環境に対する意識の向上を図るため、森林環境教育にも取り組んでまいります。

「薩摩のさつま」の推進・強化については、ＪＡ北さつま・商工会・観光特産品協会、行政が連携し、町内、県内、首都圏での販売促進活動等を通して、地域製品のブランド力を高め、地域への愛着と誇りの定着を図るとともに、稼ぐ力の向上に繋げてまいります。

積極的な企業誘致につきましては、企業訪問や情報発信を通じて、立地支援や就労支援の強化を行うとともに、全ての産業分野における新たな企業についても、県と連携しながら情報収集に努めます。

創業・スタートアップ支援につきましては、商工業新規参入者支援事業補助金を１年間交付し、創業時の経営安定に努めるとともに、商工業制度資金の融資に対しては、利子補助を実施するなど、創業支援に努めます。

賑わいのある中心市街地づくりににつきましては、商工会等と連携し、既存公共施設の集約や民間活力の導入も検討しつつ、世代を超えた多様な人々が集い、くつろぎ、学習できるなど、新しい拠点の創出に努めます。

三つ目は、「子育て世代に選ばれるまちの実現」であります。

出産・子育て支援につきましては、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するために、さまざまな取り組みを行ってまいります。

まず、「子育て応援パッケージ」として、こうのとり支援事業、保育料の無償化や医療費助成など、出産・子育てなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供してまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」を中心に、親子で参加できるイベントや講座を定期的に開催し、地域全体で子育てを支える体制を構築してまいります。

さらに、産科医療機関のない本町における、妊婦の不安解消対策としまして、申請による事前登録を行い、緊急時の救急搬送に対応してまいります。

このほか、児童療育支援や児童虐待対応につきましても、関係機関と連携を取りながら、誰一人取り残されない、きめ細やかな子育て支援に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、「夢を抱き、自ら未来を切り拓く力を備えた子～探究心あふれる SATSUMAのさつまっ子～」という、さつま町が目指す１５歳の姿の実現に向けて、各施策の推進に努めます。

そのため、町内全校で取り組む探究学習「さつま未来クエスト」の取組による非認知能力と認知能力の向上を図ります。

また、郷土に誇りを持ち、郷土を大切にすることを育成する教育活動を「さつま学」として推進してまいります。

さらに、「誰一人取り残さない学びの保障」のため、「学びの多様化学校宮之城中学校分教室」の開設に取り組んでまいります。

このほか、それぞれの教育活動において、一人一台端末等のＩＣＴ活用を積極的に推進し、児童・生徒の学力向上に努めます。

将来的な学校の在り方につきましては、「さつま町学校教育の在り方検討委員会」で、様々な観点から検討をしてまいります。

学びの場である学校教育施設の環境整備については、今年度より年次的にトイレの洋式化を

進め、全体の80%を目指しております。今後も、教育環境の安心・安全の確保と質的向上、時代の変化に対応した環境整備を計画的に進めてまいります。

児童生徒が安心、安全に通学するため、通学路の安全確保については引き続き学校や地域、各関係機関と連携し、安全点検を定期的に行い、危険箇所につきましても、早急な安全対策を講じてまいります。

また、スクールガードリーダーによる登下校の巡回指導も継続実施いたします。

学校給食につきましては、今年度より公会計化を導入するとともに、地産地消による食育の推進と、義務教育期間中における保護者の経済的負担を軽減するために学校給食費助成事業を継続してまいります。

生涯学習の充実及び推進につきましては、受講ニーズを的確に捉え、各種講座や出前講座、高齢者学級等を開催し、ライフステージに応じた学習機会の提供に努めます。

家庭教育の充実につきましては、基本的生活習慣の確立を目指し、家庭教育学級や研修会等を開催するなど、安心して家庭教育ができる環境づくりに取り組んでまいります。

共生・協働による地域コミュニティの強化につきましては、「学校を核とした地域づくり」のため、学校と地域が連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を進めてまいります。

人権問題については、同和問題をはじめ、障がい者、女性、子ども、高齢者、外国人などのあらゆる多様性を尊重するとともに、誰もが平等な社会の一員として共生し、一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

また、地域コミュニティや職場、学校などにおいて人権教育の充実や啓発活動を推進し、人権尊重の意識高揚に努めます。

文化事業の推進及び施設整備については、吹奏楽フェスタや町文化祭、さつま美術展、青少年劇場など、芸術・文化に触れる機会や環境づくりに努めます。

文化センターの大規模改修については、施設の杭調査や地質調査、物価高騰、周辺の補強工事、人口減少問題など、総合的に判断するとしておりましたので、改めて、これらの状況を文化施設整備委員会へ説明したうえで、年内には結論を出してまいります。

郷土芸能の保存につきましては、高齢化やコロナ禍等により保存団体が大幅に減少しており、昨年度、郷土芸能伝承検討委員会を設置し、御意見を伺ったところです。今後、意見を踏まえた新たな支援策に取り組んでまいります。

若者等の定住と雇用促進については、新規就労者への支援をはじめ、住宅取得者への助成金制度や若者等に対する家賃補助などの支援対策を図り、人口減少の抑制に努めます。

空き家の利活用促進については、空き家バンク制度の運用や家財撤去への補助をはじめ、空き家を含む住宅購入やリフォームへの助成など、空き家の有効活用を図りながら、住み続けたい町を目指してまいります。

人口減少対策については、最重要課題としてこれまでも全方位的に取り組んでまいりましたが、さらに一歩進んだ取組を進めるため、特に若い方々や若年層女性がスキルアップしながら働ける場として、DXによるリモートワークなど場所や時間を問わない多様な働き方を模索しながら、地域に根ざしたデジタル人材の育成、確保に取り組んでまいります。

四つ目は、「関係人口・交流人口による活性化」であります。

地域の特性を活かした観光資源の活用については、紫尾温泉や宮之城温泉などの奥さつま温泉郷や北薩広域公園、鶴田ダムなどのインフラ施設を活用し、関係人口・交流人口の増加に努めます。

中でも北薩広域公園周辺の総合的な整備につきましては、県が進める虎居城跡の整備と連携し、歴史資料センターや宮之城島津家の菩提寺である宗功寺公園、さらには川内川の環境整備やアクセス道路の整備などを一体的に進めてまいります。

交流人口の増を目的としたイベントの支援につきましては、地域におけるにぎわいの創出及び交流人口の拡大並びに地域経済の活性化を図ることを目的として、にぎわいイベント支援事業費補助金を交付し、事業主体への支援に努めます。

ホテルの再生につきましては、引き続き、川内川関係機関団体の参画による、ほたる再生プロジェクト協議会を開催し、現地調査や先進事例の調査研究を進め、ホテルの再生に向けた取組を進めてまいります。

スポーツコンベンションの推進につきましては、スポーツ・文化施設の整備とあわせ、宿泊者への宿泊費補助、おもてなし商品券の配布により、合宿者の受入確保を図り、地域経済の活性化に取り組みます。

また、不足する宿泊施設対策としまして、公民館等を宿泊施設として活用するため、簡易宿所許可の取得支援にも取組ます。

ふるさと納税制度の強化につきましては、新規返礼品や定期便の開拓、新規ポータルサイトの導入や現地決済型ふるさと納税加盟店の確保を図るとともに、クラウドファンディング型ふるさと納税の積極的な推進によるさつま町ファンの獲得につなげ、寄附受入額の向上と関係人口の創出に努めてまいります。

五つ目は、「行政DXと行財政改革の断行」であります。

DX活用による行政サービスの充実につきましては、デジタル技術を駆使することで、住民の利便性が向上し、満足度が大きく、信頼できる行政となるよう取り組んでまいります。

また、ICT活用による業務の効率化につきましては、書類の電子化や電子決裁を進めるとともに、データの一元管理や共有化を図り、行政業務の効率化を実現してまいります。

行財政改革の推進にあたっては、本年度末で終了する第4次行政改革大綱の取組、並びに成果等を総括的に検証するとともに、今後、より厳しさを増す人口減少、財政状況等を見通しながら、次期計画の第5次行政改革大綱及び推進計画に基づいて、行政事務の効率化と町民サービス向上の両立に向けた各般の取組を継続的、かつ総合的に推進してまいります。

町の未来を見据え、持続可能で誰もが希望を持ち、誇りを持って暮らせる地域社会の実現に向け、令和4年度には「希望輝く さつま町SDGs推進宣言」を行い、持続可能な社会の実現に不可欠な要素であるESG（環境・社会・ガバナンス）の観点からも人や自然、経済を含めた地域循環型の社会構築を目指します。

財政につきましては、少子高齢化に伴う社会保障関連費の増加など厳しい状況が続いている中で、多様化する住民ニーズを的確に捉えながら、自主財源の確保を図るとともに、歳入に見合った歳出予算の在り方、事務事業評価による見直しを継続し、「選択と集中を基本」に、「真に必要な事業に予算の重点配分」を行い、効果的、効率的な財政運営に取り組んでまいります。

人財育成につきましては、役職等に応じた体系的な研修制度を整備するなど、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に努めるとともに、職員の能力を最大限発揮できる環境整備や組織の活性化、職員のモチベーション向上を図るため、人事評価制度の効果的な活用を検討してまいります。

情報発信の充実・強化につきましては、定住・移住支援や子育てなどに特化した特設サイトの更なる充実や情報発信など複数の手段を通じて、町の魅力や行政の取り組みを積極的に、確実かつ、きめ細やかなわかりやすい情報発信に努めます。

また、住民目線による行政サービスにつきましては、住民の皆様のご意見やご要望に応じたサービスを提供できるよう、職員の更なる意識改革を図り、町民の皆様方に目配りと気配りと思いやりを持ったサービスに努めます。

自衛隊施設につきましては、防衛省における測量等調査や土質調査に加え、部隊運用の利便性などを総合的に検討した結果、中岳に火薬庫を整備することが可能であると判断されたところであります。

さらに、本年度予算には、調査・設計費が計上されているところであります。

今後も国と連携を図りながら、地域住民を中心とした丁寧な情報提供と調整に努めます。

最後に、本年3月22日にさつま町が誕生してから20周年を迎えました。

令和7年度を記念事業の年として、各種事業や冠イベントを実施するよう進めております。町民の皆様をはじめ、地域・企業・行政など皆様と共にこの節目を祝い、先人たちの功績に感謝申し上げ、これからのさつま町がさらに発展するよう努めてまいります。

以上、私の町政運営に対する所信の一端を述べさせていただきましたが、引き続き「現場に近くあれ、住民に近くあれ、職員に近くあれ」というモットーのもと、日々の業務に真摯に向き合う姿勢を徹底し、組織の総力を挙げて町政を前に進めてまいります。

政治信条であります「なせば成る」の精神の下、これからも前例にとらわれず、町民の皆様と共に知恵を出し合い、汗をかきながら、より良いさつま町の未来を切り拓いてまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

これで行政報告及び所信表明を終わります。

△日程第5「議案第35号 令和7年度さつま町一般会計 補正予算（第1号）」

次は、日程第5「議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、参議院議員選挙費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億8,741万8,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

それでは、「議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第35号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第6「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第7「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第8「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から日程第8「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、議案第36号から議案第38号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

これは、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第３８号 令和７年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」についてであります。

これは、社会福祉総務費に要する経費及び畜産業費、議会費、道路新設改良費、有害鳥獣対策費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳主予算の総額に歳入歳出それぞれ４億３，６４６万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４６億２，３８８万１，０００円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○富満 悦郎総務課長

それでは「議案第３６号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○西園 豪紀税務課長

それでは「議案第３７号 さつま町税条例の一部改正」につきまして内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第３８号 令和７年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、６月２５日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問の人数次第では、各議案に対する総括質疑の日程を変更する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前１０時４０分とします。

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１０時４０分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第９「議案第３９号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第９「議案第３９号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは「議案第３９号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車の購入について、去る４月２８日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○木場 哲志消防長

それでは、「議案第３９号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車の購入契約の締結について」内容を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第３９号は、会議規則第３９条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第３９号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第３９号 さつま町消防団水槽付小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第１０「議案第４０号 令和７年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第１０「議案第４０号 令和７年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは「議案第４０号 令和７年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）に購入につきまして、去る４月２８日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○木場 哲志消防長

「議案第４０号 令和７年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４０号は、会議規則第３９条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第４０号 令和７年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって「議案第４０号 令和７年度さつま町消防本部水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第１１「選挙第３号 さつま町選挙管理委員会委員
及び同補充員の選挙」

○新改 秀作議長

次は、日程第１１「選挙第３号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に坂元満秋さん、山口良一さん、松尾英行さん、新屋敷浩さん、同補充員に王子野建男さん、小野原猛さん、上別府治代さん、川津充弘さん、以上のとおり指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を、それぞれ選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました坂元満秋さん、山口良一さん、松尾英行さん、新屋敷浩さん、以上の方が選挙管理委員会委員に、王子野建男さん、小野原猛さん、上別府治代さん、川津充弘さん、以上の方が同補充員にそれぞれ当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、王子野建男さん、小野原猛さん、上別府治代さん、川津充弘さんの順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま申し上げました順序に決定しました。

△日程第１２「行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任」

○新改 秀作議長

次は、日程第１２「行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任」を議題とします。

お諮りします。本町の行財政改革の推進について、議長を除く１３人の委員で構成する「行財政改革調査特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本町の行財政改革の推進について、議長を除く１３人の委員で構成する「行財政改革調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

これより行財政改革調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第８条第２項の規定により、委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第９条第１項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから行財政改革調査特別委員会を招集します。

委員会の場所を議員控室と定めます。
ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

行財政改革調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に岸良光廣議員、副委員長に徳留和樹議員、以上のとおりであります。

△日程第13「議会活性化調査特別委員会の設置及び委員
の選任」

○新改 秀作議長

次は、日程第13「議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任」を議題とします。

お諮りします。議会の活性化について、議長を除く13人の委員で構成する「議会活性化調査特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議会の活性化について、議長を除く13人の委員で構成する「議会活性化調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

これより、議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を招集します。

委員会の場所を議員控室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時09分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に橋之口富雄議員、副委員長に中村慎一議員、以上のとおりであります。

△日程第 1 4 「防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員 の選任」

○新改 秀作議長

次は、日程第 1 4 「防衛施設等調査特別委員会の設置及び委員の選任」を議題とします。

お諮りします。防衛施設等に関する事項について、議長を除く 1 3 人の委員で構成する「防衛施設等調査特別委員会」を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、防衛施設等に関する事項について、議長を除く 1 3 人の委員で構成する「防衛施設等調査特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

これより、防衛施設等調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第 9 条第 1 項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

ただいまから防衛施設等調査特別委員会を招集します。

委員会の場所を議員控室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 1 1 時 1 0 分

再開 午前 1 1 時 1 8 分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

防衛施設等調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に古田昌也議員、副委員長に桑波田大議員、以上のとおりであります。

△日程第 1 5 「報告第 4 号 令和 6 年度さつま町繰越明許 費繰越計算書の報告について」、日程第 1 6 「報告第 5 号 令和 6 年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算 書の報告について」、日程第 1 7 「報告第 6 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の 報告について」

○新改 秀作議長

次は、日程第 1 5 「報告第 4 号 令和 6 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」から日程第 1 7 「報告第 6 号 令和 6 年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について」までの報告 3 件を一括して議題とします。

各報告について内容の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市長

それでは、報告第4号から報告第6号を一括して説明申し上げます。

まず、「報告第4号 令和6年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、町制施行記念事業ほか17事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第5号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、上水道事業会計において建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したもので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第6号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、農業集落排水事業会計において建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したもので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「報告第4号 令和6年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○出水 隆水道課長

それでは、「報告第5号 令和6年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○堀 孝志町民環境課長

それでは、「報告第6号 令和6年度さつま町農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの報告に対して何かお聞きしたいことは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。

これで報告第4号から報告第6号までを終わります。

△日程第18「報告第7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第19「報告第8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第18「報告第7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第19「報告第8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）」についての報告2件を一括して議題とします。

各報告について内容の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「報告第7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、産業・定住支援室長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

それでは、「報告第7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○太田 竜也産業・定住支援室長

続きまして、「報告第8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）」について「御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

ただいまの報告2件に対する質疑は、7月8日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第20「陳情について」

○新改 秀作議長

次は、日程第20「陳情について」であります。

6月3日までに受理した陳情書については、配布してあります陳情文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月23日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時44分

令和7年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和7年6月23日

令和 7 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 7 年 6 月 2 3 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(12) 川 口 憲 男	1 農林業・商工業の振興対策について 本町の主要産業である第 1 次産業の振興は、これからのまちづくりにおいて必要不可欠であると考えているが、次の点について問う。 (1) 農林業の推進は、所得向上や地域の活性化等、重要な役割を担っているが、特に重点的に取り組む政策は何か。 (2) 昨年度、宮之城屋地の商店街の一部を基金により購入しているが、どのような構想や施策を考えているのか。 2 人口増に向けた町の新たな取組について 人口減少が著しい中、国や県も様々な対策を講じてはいるが、町においても若者の人口流出は厳しい状況にある。この人口減少対策にどのように取り組む考えか。
2	(8) 武 さ と み	1 防衛施設「弾薬庫」建設計画について 「弾薬庫建設計画」を、中岳周辺の住民が知ったのは、令和 5 年 1 2 月の新聞報道等であり、令和 6 年 2 月に建設予定地が「中岳」であることを知った。これらの計画についての住民説明会は、令和 6 年 3 月に薩摩地区住民を対象とした 1 回だけである。 これまでの経過は、周辺住民の思いを軽視しているように感じるが、今後の取組について、町長の見解を問う。 2 「学びの多様化学校」について 令和 7 年 3 月末時点で、町内の不登校児童生徒は、4 1 名である。3 月議会で教育長は、「これまでの支援は、居場所づくりとしては一定の成果をあげているものの、学習保障という観点からは十分とはいえない、教育委員会としては、令和 8 年 4 月に、学びの多様化学校宮之城中学校分教室設置をめざす」と回答された。 きめ細かい配慮が求められる分教室になると思うが、具体的にどのようなことに配慮をしていく考えであるか。
3	(6) 古 田 昌 也	1 物価高騰対策について 町長は、所信表明において、「稼げる農林業・商工業の実現」を掲げている。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		しかしながら、農林業・商工業は、近年の急激な物価高騰や人件費上昇により、様々な形で大きな影響が出ており、疲弊している状況にあると聞く。そこで、稼げる産業の実現に向けて、新たな支援策などは考えていないのか。 また、同様に指定管理料や費用弁償、補助率など全般的に見直しを行う考えはないのか。 2 公民館の運営管理等について 町は、令和8年度を目途に交流館などの公共施設を地域に譲渡する計画であるが、進捗状況や取り組みなどはどのようになっているのか。 また、公民館長や地域役員のなり手不足、充て職の多さなどが問題化している。地域の負担軽減に向けた町の対応策はあるのか。 3 さつま町版ライドシェアについて 今年度よりさつま町版ライドシェアが運行を開始し、稼働しているが、なかなか認知度が上がりず課題も多いと聞く。 その中で一番の課題は、ドライバーの確保であるが、対応策などについて、検討や協議をしているのか。 また、その他に課題などがあるのか。
4	(2) 上 別 府 ユ キ	1 国際交流促進覚書(MOU)に関する施策について 西郷菊次郎ゆかりのさつま町・龍郷町・熊本県菊池市・台湾宜蘭市の4市町において、令和6年9月に国際交流促進覚書(MOU)が締結されたが、町長に今後の展望を問う。 (1) 経済分野での交流について、観光・物流等をどのように推進していくのか。 (2) 友好交流事業として、龍郷町青少年ミュージカルの上演が計画されているが、その進捗状況はどうか。 (3) 今後、青少年交流事業として、どのように進めていく計画であるのか。 (4) 今回の交流の契機となった西郷菊次郎の偉業を後世に伝えるために、資料館を整備する考えはないか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
5	(11) 有 川 美 子	1 宮之城鉄道記念館の整備促進について 宮之城鉄道記念館の整備促進について、複数の町民より身障者用の駐車場の未設置や全体の駐車場数の不足、利便性が悪く買い物に行きづらい等の要望が届いている。さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標2「人々がふれあい、にぎわい、観光交流の花咲くさつま町」を踏まえて質問する。 (1) 身障者用駐車場を設置していない理由は。また、駐車場数について十分と考えているのか。 (2) 周辺歩道に設置されている視覚障害者誘導ブロックは、草で覆われている部分が数メートルに及び、その歩道は極端に中央が隆起しており、歩行者にとって危険である。この状況を把握しているのか。 (3) 宮之城鉄道記念館の整備促進について、今後の考えは。 2 今後の林政について (1) これまでの森林環境譲与税を活用した事業についての評価と今後の課題は。 (2) 今後も事業を推進していく上で、林政に精通した専門職員の雇用が必要だと思うがどうか。

令和7年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和7年6月23日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ム キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 議会事務局長補佐
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総合政策課長
小野原 和 人 行 革 推 進 室 長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
山 口 良 浩 農 林 課 長	上谷川 征 和 森づくり推進監
山 口 泰 徳 さつまPR課長	太 田 竜 也 産業・定住支援室長
原 田 健 二 建 設 課 長	藤 園 育 美 教育総務課長
井手口 勉 学校教育課長	中 村 英 美 社会教育課長

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、12番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。先に通告書しました質問等について、町長に意見を伺います。

町民の意見を尊重し、マニフェストと第2次総合振興計画にそって施策の実行を、また、人口減少対策を最重要課題として、「さつま町に住んでみたい、住んでよかった」と思える環境づくりの推進を掲げ、2期目をスタートされましたが、これまでも基幹産業については質問してきました。さつま町発展には重要政策であると思っています。

令和7年3月議会と重なる質問かもしれませんが、基幹産業の農業の取組について、違った考えで質問をいたします。

1問目に今期農業政策には、大型農業機械スマート農業機械の導入と支援をし、将来に向けた「夢と希望を持てる、稼げる農業へ」の支援をお考えだが、小規模農業者への対策は十分と考えられているのか。

2問目には、昨年11月に宮之城屋地商店街の場所を町の資金を活用し、買収し拠点の活用策を講じられようとしているが、商店街地域の意見等を聞き、その活用策を模索している状況であるのではないか。将来に向けたまちづくりに大事なことと感じているが、具体的な策があるのか、周辺との意見交換会が行われているのかを伺いたいと思います。

3問目に人口減対策、これまでも多くの質問がありました。農林業・商工業でも、またほかの事業でも人手不足で、現状維持が大変である。

転入者・転出者は微妙に転出者の指数が多いが、人口増には、出生者数、死亡者の数を減らすこともあるが、健康であること、若い人々の生活条件の確立が確かなるものが望まれるが、町長、今の対策で十分という考えなのかお聞きします。

地域の声では、経済成長や社会環境が大事である。小規模の町の対策ではできないところもあります。国・県・町が一体となった支援・取組が大事だと思います。

2期目になり、町村会長会でも中枢のお役になると思います。町村会長会等での取組や、こういう会合で、人口増に対する提案をしたり、あるいは、町の考え方を持って鹿児島県の人口増対策を考えがないのか、一回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、川口憲男議員からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の農林業・商工業の振興対策の関係等についてでございます。

1次産業の振興につきましては、これまでも認定農業者や新規就農者など、農業におけます中心的な経営体の確保・育成に努めてきているところであります。

しかしながら、近年の物価高騰による農業機械等の値上がりなど、厳しい状況となっていますことから、令和5年度に町の単独補助事業の上限額を引き上げ、現状に応じた支援を行い、農家の育成に努めてきているところであります。

令和7年度におきましては、第4次さつま町農林業いきいきプランの実績評価と見直しを進めるとともに、第5次プランでは稼ぐ力を身につけ、「稼げる農業」の実現を目指し、具体的な数値目標を定めながら、これを推進していきたいと考えているところであります。

今後におきましても、農業者の方々の元気、やる気を引き出していくために、補助率の引き上げや補助金の上限額の見直しなどを行い、J Aや県との連携を図りながら、重点作物等の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、作業の省力化や労働力不足解消のためのスマート農業や農商工連携による6次産業化等を推進し、各作物においても、国・県の補助事業を積極的に活用しながら、町単独補助事業と併せて支援をしていきたいと考えているところであります。

次に、宮之城屋地商店街等の中心市街地の関係の御質問でございます。

宮之城屋地中心市街地にあります空き店舗の建物、土地につきましては、議員からもありましたように、昨年4月に売地として出されたことから、売主との協議を重ね、本年3月に町で購入したところでございます。

この購入した施設等を含む中心市街地の賑わい創出に向けた具体的な構想の策定にあたりましては、現在、役場管理職への説明と情報共有を行い、今後、職員からもアイデア等を募ることとしており、まずは、役場庁舎内での検討をはじめたところであります。

また、私が所信表明でも述べさせていただきました「賑わいのある中心市街地づくり」については、商工会等と連携しながら、既存の公共施設の集約や民間活力の導入も検討しつつ、世代を超えた多様な人々が集い、くつろぎ、学習できるような、新しい拠点づくりを創出していきたいと考えているところでございます。

今後におきましては、国の「まちなか再生事業」等を活用し、外部専門家の支援を受けながら、中心市街地の再生に向けた課題の明確化、方向性の提言、持続可能な実施体制の構築、地域資源を活用したビジネス創出といった観点など、先進事例等も参考にしながら構想の策定を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の人口減に向けた町の新たな取組についての御質問でございます。

本町における人口減少対策につきましては、本年3月議会でも御説明いたしましたが、希望ある未来を切り拓くため、これまでも多岐にわたる施策を講じてまいったところであります。その結果として、転入・転出の人口差となる社会減が幾分か抑制されたことについては、一定の成果であり、人口問題に対するひとつの光であったと捉えておりますけれども、出生・死亡の人口差となる自然減につきましては、依然として厳しい状況にあります。

国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました、最新の日本の地域別将来推計人口によりますと、これは令和5年の推計でございますけれども、子どもを産む中心世代となる若年層女性の人口は、30年後の推計値としましては、半数を割り込むと予測されていることから、特に危機感を持っているところであります。こういった状況からも1期4年間の実績等を礎としなが

ら、この2期目におきましては、未来への挑戦をさらに加速させ、夢と希望のあるさつま町を実現することこそが、若者の人口流失に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能なまちを築いていく道であると考えているところであります。

第一に、「子育て世代に選ばれるまちの実現」であります。

若者が町に留まり、あるいは町外から移り住むことを決断する上で、安心して子どもを産み育てられる環境は最も重要な要素の一つでもあります。

子育て応援パッケージとして、保育料無償化や医療費助成などを継続・充実させることはもちろん、子育て世代包括支援センターを核としまして、精神的なサポートも含めたきめ細やかな支援体制を構築いたします。

また、探究学習「さつま未来クエスト」に代表される、子どもたちが郷土に誇りを持ち、未来を切り拓く力を育む教育を推進し、「さつま町で子育てをしたい」と思っただけの環境を創出してまいります。

第二に、「稼げる農林業・商工業の実現」であります。

若者が定住するためには、安定し、かつ魅力ある雇用の場が不可欠であります。本町の基幹産業である農林業では、スマート農業の推進や6次産業化による高付加価値化を図り、「稼げる」産業への転換を進めます。

また、商工業におきましては、積極的な企業誘致に加え、創業・スタートアップ支援にも力を入れ、多様な働き方を模索します。

特に、DXを活用したリモートワークなど、若者や女性が本町にしながらスキルアップを図り、そういったスキルを活かしながら地域で活躍し、収入を得るなど、場所に捉われない働き方の環境整備は、未来への大きな挑戦でもあります。

昨年11月には、令和4年度からのデジタル人材派遣を機に、本町のDX推進に寄与いただいている株式会社 フォーバル様と包括連携協定を締結し、本町の地域DX推進や人材育成、若者・女性活躍の分野におきましても、相互に協力する体制を整えたところであります。

こういった民間事業者の支援や、地方創生による大学をはじめとする教育機関との連携を図るなど、若い方々が本町にしながらスキルアップし、仕事ができる環境を、まずは整えていきたいと考えているところであります。

第三に、新たな視点として「人々が選びたくなる町づくり」の推進であります。

各施策については、全方位的に充実を図っているところでございますけれども、さつま町の良いところ、町の価値観を“共感・実感”していただけてこそ、「ここで暮らしたい」、「帰ってきたい」と思っただけの町づくりにつながると考えているところであります。

これまでの取組や、新しい取組につきましても、単体の支援ではなく、「仕事」と「住まい」、そして「子育て」対策の各分野が、相互にしっかりと連携したネットワークとして機能することで、暮らしをトータルで支える環境が整い、町民の皆様や、移住される方々にとっても選ばれる町、さつま町になるものと考えているところであります。

今後におきましても、共感・実感していただけるよう積極的な広報・周知による丁寧な説明を行い、また、検証しながら柔軟な制度運用や、より実効性のある、より実感いただける人口対策となるよう進めていきたいと考えているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○川口 憲男議員

3問質問しましたので、まず1問目から、町長に伺いたいと思います。

答弁にもありますように、3月議会の時にも農業政策について、より「稼げる農業」、これは

どうしたらいいかということでしたけれども、3月と6月ですから、そんなに変化がないというか、これからが同じような方向で進んでいかれると思います。その中で、町長、一点だけ、この後の同僚議員の質問にもあると思うのですが、「稼げる農業」に担い手支援の方々ではなくて、小規模でされていらっしゃる農家の方々、年齢的に言えば70歳を超えた方々が今すこぶる頑張っていると思います。

今、地域を回られてもトラクター、田植え機械、高齢者の方々が非常に頑張っている状況が見えます。大型農家に関しては、担い手支援とかいろんなので、支援策も大きく支援されているのですが、こういう方々に対しては、例えば、田植えはしました。農地の管理もした、ただし、消毒とか、あるいは刈り取りとか、乾燥とか、そういうふうになっていけば、各個人でそれを揃えとなれば大変なことになって、それを委託しないといけないところがあります。

私、農家を回って調べてみますと、大規模農家のところに乾燥とか、刈り取りを委託しているということでした。金額的にはどうですかということも説明したのですが、安くでそういう乾燥とかできる方向性がありますかということも、その大規模農家のところにもしたのですが、大規模農家も自分のところの生産性もあるものだから、どうしてもあまり下げることができないということではありました。

そういう方々に対して、考える農業とか、地域の農業とか、そういうグループがたくさんありますよね。各区にある考える農業グループ、そういう人たちの活動をもっと支援して、集団でそういうのを買って、そこでしていくそういうような農業ができないものなのか。そういうことに対する支援は、町長考えていらっしゃるのか。

あったとすれば、その流れ、ちょっと進んでいるのか、そこをお聞きします。

○上野 俊市町長

今、川口議員がおっしゃられるように、機械等がなければ農業関係というのは非常に難しい状況下にあります。これは、私も十分理解しているところであります。

私も常々、担当課の方にも申し上げているところでございますけれども、共同化を図りながら機械購入というのはしていかないと、非常に今、大型機械が高額となっているところであります。これを単独で購入して、またそこに町として支援して行くのは非常に難しい状況下にあります。

こういうなかにありまして、先ほど言いましたように、集落で共同化を図るなり、またそういう委託を受けてくれるところをお願いして、進めていくということが必要であろうかと思っています。

特に、大型機械等につきましては、農業等廃業された方々が機械等をお持ちでございますので、それをしっかりと譲り受ける体制づくりというのが、今、担い手で相談業務等行っておりますので、そういうことで支援をしていくことが必要であろうと思っています。

なかなか単体の方々に直接補助金の交付というのは、非常に難しい状況下でございますので、そういう面の働きかけを行いながら、この農業の持続性を保っていければと思っています。

○川口 憲男議員

答弁いただきました。兼業農家の方々がそういう集団的なグループをつくって、管理・運営していく、それが非常に大事だと思います。

機械の管理等も、個人で管理するよりは、まとまった管理でされていければいいことだと思います。

佐志の農事組合法人 夢希耕あながわであったり、それから農事組合法人ひとつきであったり、

そういうところの先に進んでいるところもあると思います。ほかのところもあると思います。例えば柞野地区で圃場整備が国の事業で全部済み、サトイモもできる、稲作もできる、そういうところもやっぱり一部一部で町長の言われるように、個人で機械を買ってどうこうするよりか、グループ化して、そこあたりで作っていく。

先般、私、求名のところをお聞きしたら、年配の方々が言われて、「もうはんたちや、それに該当しないから」と言われて憤慨されておりましたけれども、やっぱりそういう年配の方々も頑張れる農業をしていくことが基幹産業の底上げと言いますか、頑張る農業の姿に変わっていくのではないかと。

またそれに、兼業農家というか仕事をしながらでも、帰ってきて手伝いしながらまたするというような農業形態が出来ていくのではないかと私もそういうふうと考えて、それがまずゼロとは申し上げませんが、そういうことを伸ばしていくことが、さつま町の一次産業を伸ばしていくことじゃないかと思っています。

町長、もう一点、そこらへんのところは、先ほどもおっしゃいましたように、そういうふうな頑張りを支援するということでしたけれども、そういう考え方は今も変わっていらっしやらないですか。

○上野 俊市町長

先ほど申し上げましたけれども、今、担い手支援室と県と連携を図りながら、認定農業者もそうですけれども、兼業農家の方々、農業をされている高齢者の方々に寄り添った、体制をつくりながら相談等も受けているところであります。

先ほどから申し上げますけれども、非常に高額な機械等を高齢になってから買うというのは、非常に厳しい部分等もございます。先ほどありましたように、集落営農なり、そういう農業法人等での取組をしていただきながら、これをさらに続けていくという対策が必要であろうと思っております。

そういう相談体制業務というのはしっかりと、今後も農業者の方々に寄り添った形で進めていければと思っているところであります。

○川口 憲男議員

農業者に寄り添った支援を今後もしていくと、確かに、私も以前から各地区の農業を考える会、いろんなところに顔出しをしたり、なにかしているのですけれども、なかなか地域で集約できないところもありますけれども、やっぱりそこは根強く担当課なり、町長と語る会とかいろんなところがありますけれども、これから町を考えるとここが大事ということで、3番目の質問にもいくのですけれども、やっぱり若者が帰ってくる、地元に貢献するというのも、そういうところであるのではないかと思いますので、是非、今一度、兼業農家に対する支援策も頭の中に入れて、実際できることが私の願望ですけれども、そのところも考えていただきたいと考えております。

それから、1問目は別にありませんけれども、町長、この前、国の方で、備蓄米を放出されて、非常に都市圏では喜ばれたり、値段が高かったりということなのですから、さつま町で備蓄米に対する考え方というのは、全然、いろんな方とお話しても伝わってこないのが事実。

それは、私は先ほども申し上げましたけれども、さつま町の農家というのは、皆さん、自分とここで作って、自分のところは自分の米を備蓄して、それを行っていくから、さほどそれに困らないと、そういうことも聞きました。

また、以前、私も農業の手伝いをしながらした時に、10月、11月の収穫期になりますと、その地域の農家の方々が、「今日は手伝いに来てくれて、おおきにね」と言いながら、自分のと

ころでは、昨年の米を食べている。古米ですよ。そして、新米は外に出すと、そういう生活をしていらっしゃる方が非常に多かったです。

我々、自分で作ったのだから自分が新米作って、何かしないといけないというところが本望だったのですけれども、農家の方々というのは、米に対する有難さというのがものすごくあって、我々は古米でもいいのだということをずっとされてきた農家があるのです。

そういう農家の方々が高齢化し、田んぼも作らないという状況にもなっていくのですけれども、そういうところも含めて、やっぱし兼業農家に対する支援というのは、私は大事だと思うのですけれども、そこのところは先ほど答弁もいただきましたから、是非、さつま町の農業政策を伸ばす意味からも支援していただきたいと要請しておきます。

次に、2問目の宮之城屋地の遊休土地を活用した土地につきまして、町長からも答弁がありましたが、随時、今、庁舎内でも検討会とか、あるいは民間活用をどうしたらいうふうにしていったらいいかというような、話合いに入っているということでした。そこでひとつ提案なのですが、検討の段階ですから何じゃかんじゃということも私も言えないと思うのですけれども、非常に屋地の中心地であって、人を呼び込むには非常に大事なところだと思います。あれが、今度購入がなくなって、何もなくなってしまえば、まださびれていくし、結果的に申し上げていけないのですけれども、隣にガソリンスタンドができましたけれども、ガソリンスタンドができて、お客さんが来て、十分、町の活性化につながったかといえ、私はあれだと思います。

そこで、広く遊休土地を活用したまちづくり構想については、今いろんな民間活用とか、いろんなところの事業活用を模索しているというところでした。

その構想的なところの流れは十分、分かります。大体、町長いつ頃を目安に、そういうふうに行われているのか、どういう規模にするというような町長の想いはないのか、そこをお聞きします。

○上野 俊市町長

この土地につきましては、御案内のとおり、まちの中心部でありまして、非常にむかしながらの城下町として栄えてきた通りが、今空き店舗といえますか、空き地の状態で、非常に目に着くようになってきたところでもあります。こういうなかにありまして、何とか、このまちの中心部にありますので、人々がよく往来される道路、通りでもありますので、何とかここにもう一回、元氣を取り戻したいということで考えていたわけですが、そういう中で、あそこの店舗が売地という形でだされましたことから、これについては、あそこを核として、何とかあそこに、先ほど答弁もさせていただきましたが、公共施設等を集中しながら、子どもたち、老人の方々が集えるような、そういう施設ができないかということで検討をはじめたところでもあります。

なかなかあの土地だけでは非常にまだ狭いところでございますので、ここについては、隣地の方々の民間の方々の御協力もいただきながら、これは計画をつくっていきたいと考えているところでもあります。すぐには、なかなか難しいかと思っております。

そういう施設の整備がある程度決まていきますと、国等の補助金等も活用しながら、何とかあそこにもう一回賑わいのある通りと言いますか、賑わいを取り戻していきたいと考えているところでございます。

○川口 憲男議員

まったくおっしゃるとおり、私もそのように商店街の活性化というのは、ものすごく望んでおります。

これでおしまいになってはいけないと、これからの10年後、あるいは20年後に夢を抱くまちづくりがあってほしいものだと思っております。

町長、いろんなところを聞きますと、例えば、博多のラーメン街、屋台をずっと並べているけ

ど、あれも協力して、どうにかそれを盛り上げたいという感じでつくっていく、そういう構想も聞いております。

国内でもいろんなそういうことをしているところもあります。例えば、町長の考え方ですけれども、1階は商店街にして、出店舗を募る、あるいは2階は、若者なり高齢者の人達に宿泊地として相談する。いろんなアイデアがあると思います。

まず町長、今の条件で、私も先般聞いてあれしたのですけれども、この商店街の方々、あるいは地域の方、そこあたりとの話し合いというのは、これからなのか。是非、まちが潤うというか、人が集う場所にしていくためには、地域の方々とか、商店街の方々、いろんなアイデアがあると思うのですけれども、そこあたりの考え方を取り入れる話し合いというのは、これからなのか、どうなのか。

○上野 俊市町長

今、川口議員からありましたことは、今後、多くの方々の御意見を聞きながら、またそういうプロジェクト的なものも立ち上げながら、幅広く御意見等聞きながら、これは進めていきたいと考えております。

○川口 憲男議員

是非、今月8月の2日には、町の夏まつりがあり、踊り連もあそこであってしていくわけですが、しかし、こういうふうにして、商店街がひとつ、ひとつなくなっていくということになれば、さびれていくと思います。

いろんなところで、商店街のほうも後継者がいないということで店を閉めたり、そして空き家になっていく、この空き家対策も町だけで努力してもできないところもある。個人所有地ですから。「そこを、こちに貸していけないしなさい」ということもできないと思うのですけれども、やっぱり、そこは商店街の人たちとどうすれば、このまちの活性化ができるのか。よその町みたいに、次第に中心部から外に出て行って、大規模地の安い宅地の方に広がっていくというところも以前も聞きましたけれども、なかなかさつま町もこういうふうになっていくような気がしてなりません。是非、これから先、拠点づくりに対して商工会いろんなところでの話し合いがあると聞きましたから、是非、進めていただきたいと、そういうふうに思っております。

そういうことが、以前から議員からも質問がありましたように、いろんな拠点のまち、農産物を売るまちと、いろんなことと関連が結びついてくると思います。

あるいは、かぐや姫グラウンドとか、まちにあるいろんなところがありますから、そういうのとタイアップした観光的な支援にもつながってくると思います。

是非、そういうところをもう少し担当課がどこがするか分かりませんが、そういうところをもう少し詰めて、私も今回、質問するところで、どこに行き行って聞けばいいのか、まだ漠然としているというような状況でしたけれども、是非、町長、時間がかかる問題ですから、であればあるほど、時間をかけて人が集うまち、それから何ができるか拠点づくりには、検討していただきたいと思うのですが、そのところは町長どうなのでしょう。

○上野 俊市町長

先ほど申し上げましたが、すぐにはできないかもしれませんが、こういう少子高齢化が予想以上に進むなかには、悠長なことは言っていられないと思っているところであります。ここにつきましては、スピード感を持って対応していくという考えで進めていきたいと思っているところであります。

ただ、スピード感というのが2年なのか、3年なのかというのはなかなか全体像が見えませんが、ので申し上げられませんが、これにつきましては、これは政策すべてに関わる問題です。

れども、やはりスピード感をもって対応していくというのは大事であろうと思っているところであります。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおり、いろんな議論の中でこれがいいという方向性は町長のおっしゃるようなと思います。そこには、いろんな方向性を議論する、そういうところがあって、そして、これがいいというふうになっていくとなれば、1年かかるとか、2年かかるとか、それにはまだ予算の問題も絡んできますから、是非、先ほども申し上げましたように、要するにさつま町の商店街が、人が集うまちとして、どういうのがいいのか。

それから、拠点づくりとして、何がいいのか。大型バスが駐車をして、ここに買い物客を集客する、そして、まちを散策する。そういうようなつくりの考え方、これは私の考え方ですから、そういう考え方も持って取り組んでいただきたいと要望いたします。

今、ちょっとこういう問題を投げかけるというか、もうこれは私3月以前から、商店街の方々にも話を聞いているのですけれども、「うんにゃ、まだおいなんどにはないのこんじゃねど」と、「蚊帳の外やっで」というようなことを言われましたけれども、「いや、そうじゃないのだと」「皆さんが一緒になって取り組まないことには、まちづくり構想はできませんよ」と呼び掛けているのですけれども、町長、是非、大きなまちの商店街がなくなっていますから、そのところをこれ以上に、先ほども申し上げましたけれども、10年後、15年後と言わずに、5年後、10年後には、何らかの形を示して、さつま町の発展に寄与するというような考え方をもっていただきたいと思います。是非、先ほども申し上げられましたように、ある程度の規模を、計画性を持ってするということです。そのところをお願いしておきます。

次、3問目に移りますけれども、この人口減対策については、今までいろいろ同僚議員からもあり、それからいろいろ町長からも答弁がありました。

またこれは、さつま町がどれだけ頑張っても、国・県、ここあたりも問題です。どうすれば人口減が止まるのか、県もそれに四苦八苦しています。国はもちろんのことです。それに対して、町として何ができるのか。先ほど申し上げましたけれども、1次産業の商工業とか、農林業とか、こういうところから潤いが持てるまち、そこらに魅力があって、取り組めるまち、そういうところが一番だと思うのですけれども、人口減に関して、町長、希望あるまちを進める、私も漠然とした質問で大変申し訳ないのですけれども、我が町を希望あるまち、これから先に後継者あるいは、若者が携わるまちとしては、何だと思いませんか。

私は一番思うのは、若者の経済的収入源があるということと、勤めがあるということと、それと、何かの魅力があるまちだと思いますが、町長、漠然としたものでもいいですから、「これだ」ということはないと思うのですけれども、やっぱり希望としてこういうところは望んでいるのだということがあったら、お示し願いたいと思います。

○上野 俊市町長

日本の生まれる子どもの数が70万人を切りました。日本全体が、人口減少という形で突き進んでいるところであります。予想からしますと10年以上早く70万人割れというような状況下になっているところでありまして、本町におきましても御案内のとおりであります。令和2年から出生者数が段階的に非常に減ってきているところであります。年間120人を超えていた出生者数も、昨年度は62名というようなことで非常に将来が危惧される状況下にあるところでありまして、これまでも議会等にも御提案させていただきながら、子育て支援対策というのは、私は、他の市町にも劣らないものはやってきたと思っているところであります。

しかしながら、これが結果としては出ていないということでありまして、非常に私自身、もど

かしい思いであるところでもあります。企業誘致の関係等につきましても、私が4年間の間に8社規模拡張、それから新しく誘致した企業等もあります。また、4月には、地元の企業さんも拡張ということでありまして、雇用を20数名採用したいというようなこと等もあったところでもあります。

しかしながら、今、企業さん方のところを訪問してみますと、やはり人が足りないと言われるのが一番のところでもあります。本町から高校を卒業して地元に残るというのは、本当に2割、3割の状況下の中でありまして、地元の企業の方にもなかなか人が集まらないという状況下にあります。

この企業誘致もやはり、企業を誘致したあともなかなか雇用が進まないという状況下にありますので、これについては町外からやはりこのまちに住んでいただく、このまちで働いていただくような対策というのを、まだこれから先もしっかりとやっていかなければならないと思っているところでもあります。

単に、私がこれまでも申し上げてきておりますけれども、人口を増やしていくというのは、単に一つの政策だけではダメだと思っております。子育て対策があり、高齢者対策があり、それから商工業・農林業、これがすべて絡み合っていないことには、これは人口の抑制と言いますか、人口増にはつながっていかないと考えているところでございますので、やはりこれはしっかりと、それぞれの対策を講じながらいく必要があると、改めて思っているところでもあります。

そういうふうに御理解をいただければと思います。

○川口 憲男議員

まったく町長、おっしゃることは理解しておりますし、私も同じような気持ちを持っております。そこには、私一人の議員として何ができるかということが一番の問題を、常日頃思っております。それには、やっぱり仕事をしているなかで、何ができるのか、何を町民に訴えていかないといけないかということをやっぱり、今の町長が言われた言葉そのものだと思います。

あるいは、事業を拡大し、例えば、農業のことを申し上げましたけれども、ある農業の方でいきますと、7人ぐらい雇用しているけれども、その人たちも兼業農家プラスそれでしていると。確実に農業事業として、しているところはないし、自分の家が忙しければそっちにいくものだから、どうしても事業として、うちの従業員とするには非常に大変なところがあるのだということを申されておりました。

やっぱり、こういう農業に関しても、商業に関しても、商店を開いても家内産業で奥さんと旦那さんと二人でなんとか切り盛りしていくような店のほうがいいのだということも聞いております。それが1商業の事業化ということに関しては、だんだん上に上がりつつあるのか、していかないといけないのでしょうか、この地点ではそういうのはできないということもあるということも聞いております。

ただ、おっしゃるように、やっぱりうちのまちでは、子育て事業、出産とかいろんなことに対しては、私は何年か前にも言いましたけれども、完璧な事業というか、いろんな補助事業をしています。他市町村にも負けないようなことをしております。ある町からは、市長からは、「はんげはうらやましいな」と、「これだけの支援をしてくれて、立派だな」と、「財政がすごいな」というような話も聞きますけれども、それを今度はいかに活用するかということは、職員であり、私たち議員だと思いますので、ここのところは一緒になって取り組んでいかなければならないところだと思います。

先ほどから出ているように、人口の問題に対しては、いろんな問題点があります。おっしゃるように「いけんすれば伸びつとよ」と聞かれても、私も「いけんすれば」という言葉は出てきま

せん。

であるにしろ、是非、我々に与えられた使命というのは、どうしていけばよりさつま町を良いものにするか、農業にすれば、どういうふうにしたら「稼げる農業」になるのか、あるいは、町民にしたら、住みやすいまち、行きたいまち、そういうまちに望むならどういうまちがいいのか、いろいろあると思います。今朝もちっと話をしたのですけれども、空き家が多くて誰もその空き家バンクも見てくれないというのもありましたけれども、やっぱりそれもいろいろ声を掛けてあちこちしないと、ただ空き家バンクに登録しているだけではないと思います。「こういうところに空き家があつてこうだよ」というようなのを、みんな一緒になって取り組んでいかなければ、それも解決しないところじゃないかと私は感じております。

是非、地域の発展のために、農業政策、商工業政策、いろんな面で頑張っていらっしゃいますから、より力を伸ばしていただけるように要請しまして、私の一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、8番、武さとみ議員に発言を許します。

〔武 さとみ議員登壇〕

○武 さとみ議員

議席番号8番、武さとみです。

新人議員として初めての一般質問ですが、今日はたくさんの方が傍聴してくださっていますので、ベテラン議員の川口議員のあとで、大変緊張していますが、皆さんの想いを力に失敗を恐れず通告に従って質問いたします。

まず1点目は、「弾薬庫」建設計画についてです。

私たち住民が、弾薬庫建設計画知ったのは、2023年、1年半前の12月16日の新聞報道等でした。そして、次の年、2024年2月22日に議員への説明会があり、その時に建設予定地が私の家の近くの中岳であることを知りました。

その時、私は「嘘、何で、これまで何の説明もないのに」と驚きと不安で押しつぶされそうになりました。そのあと、近所の方々からも「ないごて、中岳か」「誰が決めたか」と、怒りの声も聞かれました。「なぜ、こうなったのか」の思いで、毎日が悶々としていました。そうしていると、町への公文書公開請求をしてくれた方の情報から、7年前に町が防衛施設誘致への取組をはじめていて、以後、毎年防衛省など関係機関への表敬訪問を重ね、2019年11月27日、町長は、副町長時代ではあると思いますが、候補地と立地可能施設の計画を作成して、防衛大臣に提案書として提出していたことを知りました。

その中に、紫尾山中腹から山頂エリアと、鶴田ダム南西斜面エリア、そして、町東部中岳エリアの3か所を候補地としてあげ、後方支援施設建設に最適であると、立地可能施設も書いてあったことも判明しました。

しかし、この計画についての住民説明会は2024年3月7日に薩摩地区住民を対象として開かれた1回だけです。

これまでの経過は、周辺住民の思いを軽視しているように私は感じています。中岳を候補地にあげる前に、なぜ、中岳周辺の住民に説明をされなかったのか、鶴田や紫尾の住民への説明もなかったと思いますが、御答弁願います。

また、今後の説明会等の取組についても、町長の見解をお示してください。

2点目は、「学びの多様化学校について」です。

令和7年3月末時点で、町内の不登校児童生徒が小学生、中学生含めて41名であると聞いて

いますが、3月議会で教育長は、「これまでの支援は、居場所づくりとしては一定の効果を挙げているものの、学習保障という観点からは十分とはいえない、教育委員会としては、令和8年4月に学びの多様化学校宮之城中学校分教室設置をめざす」と回答されていました。

きめ細かい配慮が求められる分教室になると思いますが、具体的にどんなことに配慮をするのか、考えのすべてのことをお示してください。

〔武 さとみ議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、武 さとみ 議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の「防衛施設建設計画に関する」御質問でございます。

本町における防衛施設の建設計画につきましては、周辺住民の皆様をはじめ、多くの町民の方々が関心を持っておられることは、町としまして十分に認識しているところであります。

若干、ここで経緯等を申し上げさせていただきます。

先ほど、議員からも少しありましたけれども、平成30年5月に、町議会に対して防衛施設の誘致に関する「請願書」が提出されまして、町議会においては全会一致でこれを採択し、当時の町長に対して「町の活性化につながる誘致運動を展開していくべき」との申し入れがなされたところであります。

これ以降、町としましては、防衛省からの情報提供を受けながら、議会と連携しつつ、地域への影響や安全性の確保等について慎重に検討を進めてきたところでございます。

そのような中で御質問にありましたとおり、防衛省からの報告を受け、令和6年3月には、薩摩地区住民を対象とした説明会を開催し、防衛省から事業の概要や安全対策等について説明があったところでございます。

この住民説明会は、薩摩地区を対象としたものでありまして、町としましては、今後も、住民の皆様の声をお聴きしながら、防衛省へ最終的な調査結果を含め、適切なタイミングで説明の場を設けていただけるよう要望をしているところでございます。

さらに町・町議会・防衛施設誘致推進協議会が一体となりまして、官民連携のもこの対応を進めてまいりたいと考えているところであります。

町としましては、引き続き、地域の皆様の御理解と安心の確保に努めながら、必要な情報を丁寧にお伝えしていきたいと考えているところであります。

そして、御質問にありましたが、中岳を候補に挙げる前になぜ、中岳周辺の住民説明会をしなかったのか、ということでもあります。

今回の防衛施設建設計画はあくまで防衛省が主導する国の計画でございまして、その候補地の検討においては、防衛省が施設の特性や安全性、周辺環境への配慮、用地確保の可能性など、様々な要素を総合的に勘案して行われたところでございます。

そのため、町が独自に候補地を選定し、住民の皆様に説明を行う立場になかったということで御理解をいただきたいと思います。

続きまして、住民説明会は薩摩地区だけであったが、なぜ、ほかの地区では行わないのか、ということでございます。令和6年3月に開催いたしました火薬庫の適地調査についての住民説明会は計画の対象区域である中岳を含む地域の皆様に対し、まずは優先して丁寧な説明を行うことが必要であると判断したところでございます。この判断の下、説明会を実施したところであります。

この説明会では、防衛省の職員が直接出席しまして、計画の概要や安全対策、環境面への配

慮などについて説明を行うとともに、住民の皆様からの御質問にもお答えいただいたところでございます。

一方で、他の地区の皆様からも関心や御意見が寄せられていることは町としても十分承知しているところでありまして、最終的な適地調査の結果を含め、適切なタイミングで他の地域も含めて説明の場を設けることができるよう防衛省及び九州防衛局へ要請しているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

〔中山 春年教育長登壇〕

○中山 春年教育長

武さとみ議員の「学びの多様化学校宮之城中学校分教室でどのような配慮をしていくのか」の御質問についてお答えいたします。

学びの多様化学校とは、不登校の生徒が安心して学べるように、個々の状況や特性に合わせた多様な教育を提供する学校で、柔軟な教育課程、個別最適な学び、心のケアと居場所づくり、多様な専門家との連携などの取組を進めます。

それでは、「学びの多様化学校 宮之城中学校分教室」におけるきめ細やかな配慮について、現時点での計画を御説明いたします。

まず、施設面では、学びの多様化学校分教室は同一校種内に設置できないため、山崎小学校内の特別教室棟を活用し、登下校や、教育活動の導線を小学生とは分けます。

次に、登下校につきましては、公共バスでの登校を想定しており、現在の時刻表では午前8時40分頃に山崎小学校前のバス停に到着するバスを登校用、午後3時26分頃に同バス停を出発するバスを下校用として考え、登校時間を午前9時、下校時間を午後3時過ぎとし、通常の小・中学校の登下校時間からずらすとともに、一日の滞在時間を短くするなどの配慮をします。

実際に8時40分小学校着のバスに乗車したところ、利用者は3名程度であることを確認しております。また、午前9時台や午後1時台にも到着するバス便もございますので、朝が苦手な生徒でも通学が可能になります。

全国の様々な多様化学校を視察する中で、多くの場合が公共交通機関や保護者の送迎を基本としており、他者や社会との関わりにも本人の状況に応じて慣れていってほしいと考えております。

なお、通学に関わるコミュニティバス、公共バス等の費用につきましては、町で補助していきたいと考えております。

柔軟な教育課程に関しては、現在、文部科学省に特別な教育課程を実施する学校としての指定を申請中です。教科の時数を削減し、年間標準時数1,015時間を875から910時間まで削減することで、生徒がゆとりをもって学習に取り組めるよう、時間割を編成いたします。

そして、新設の教科として「SST（ソーシャルスキルトレーニング）」を導入します。SST（ソーシャルスキルトレーニング）とは、社会の中で人とうまく関わるためのコミュニケーションや表現の仕方を学ぶ練習のことです。

例えば、友達との会話の仕方、自分の気持ちの伝え方、相手の気持ちを理解する方法など、日常生活で役立つ具体的なスキルを身につけることを目指すもので、1日20分、年間70時間のモジュール学習で実施してまいります。

また、年間を通して構成的グループエンカウンターを計画的に実施し、他者理解や共感的な人間関係の育成と安全・安心な学級風土の醸成を目指します。

加えて、宮之城分教室では、探究学習を学習の柱と捉えております。これは、町内全ての小学3年生から中学3年生が総合的な学習の時間の中で行うさつま未来クエストいわゆる個人探究

学習を基盤とするものです。

これは、子どもたちが自らの興味や疑問をもとに学びを深めていくことを重視しており、自分でテーマを選び、調べ、考え、発表することで、主体的に学びを進めることを目指します。

宮之城中学校では、令和7年度に個人探究学習を年間23時間に設定しておりますけれども、分教室ではこの時間を各学年30時間から40時間と増やして実施する予定であります。

個別最適な学び、心のケアと居場所づくりにつきましては、教科の学習は個に応じた形を基本とします。生徒が安心して学べるよう、全国の学びの多様化学校の資料や視察、不登校経験のある本町の生徒たちからの意見を参考に、分教室内のレイアウトも工夫し、机や椅子は従来の学校のものとは異なる、明るく柔らかい雰囲気のものを採用します。

また、リラックスできる学習スペースを提供し、登校が難しい生徒に対しては、午前中だけ、午後だけの登校など、生徒の体調や状況に応じた柔軟な通学スケジュールを設定し、個々のペースに合わせた学習支援を行います。

さらに、多様な専門家との連携につきましては、生徒や保護者への心的配慮として、通常のスクールソーシャルワーカーや町教育相談員による対面での教育相談に加え、自宅からオンラインで相談が受けられる体制を整備します。併せて、町福祉関係課の職員による生徒への保健指導や保護者相談も、これまで以上にスムーズに受けられるように連携を強化します。

昼食につきましては、保護者、生徒が学校給食と弁当持参を選択できるようにしてまいります。

また、保護者会を設置し、保護者同士で子育てや教育に関するテーマ別のワークショップを定期的に開催することで、保護者間の交流を促進していきます。

なお、準備のスケジュールとしましては、この7月・8月に学びの多様化学校設置に関する協議会を開催し、9月議会にて、さつま町立学校条例の一部改正をお願いしたいと考えております。

そして、9月以降、保護者・児童生徒に向けた説明会を開催し、その後、希望する生徒や保護者との面談を複数回にわたって実施します。最終的に、生徒・保護者に学びの多様化学校への意識を高めさせ、入級への自己判断、自己決定を促しながら、最終的に入級者を決定していきたいと考えております。

これらのきめ細やかな配慮を通じて、不登校生徒の学びを保障し、社会的な自立を実現できるよう、分教室の設置に向けて準備を進めてまいります。

〔中山 春年教育長降壇〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○武 さとみ議員

答弁いただきました1点目の弾薬庫建設計画の説明についてですが、さらに質問いたします。

先ほど、中岳に選定したのは防衛省であるようなことを言われたのですが、私が質問しているのは、中岳を候補地に挙げる前、2019年11月27日の提案書に書く前になぜ、中岳周辺の住民に説明をしなかったのか、と伺っていますので御答弁をお願いします。

○上野 俊市町長

中岳が上がる前に説明をしなかったか、ということでございますけれども、先ほどお答えした内容と一緒にございますけれども、これは町が独自に候補地を定めたわけではございませんで、ある程度、先ほど言いましたように、ある程度まとまりのある土地と言いますか、こういうのがありますよということで、言っていたわけございまして、これを中岳に決めて我々が進めているわけではなかったところでございます。そういうふうに御理解をいただければと思います。

○武 さとみ議員

中岳に最初限定して提案書を出していращやるわけではないですが、紫尾とか鶴田の3か所を限定されて書かれているというのは、どういう意味でしょうか。

○上野 俊市町長

先ほど申しましたように、今、挙げていたところが大体、国有地のところでありまして、ある程度の規模のまとまった土地がこう言うところにありますよという形で、これはしてあるところでもあります。

○武 さとみ議員

中岳が国有地ということ、私もこの件で知ったのですけれども、そのなぜ「候補地にしましたよ」ということを私たちは全く知らないわけなのですけれども、それを周知させる義務は町長にはなかったのでしょうか。

○上野 俊市町長

これにつきましては、防衛省再度で進められておった関係で、我々はそういうところまでは踏み込んで知り得なかったところでもあります。

○武 さとみ議員

ちょっと今の回答では納得できないのですけれども、時間も気になりますので、次の質問に移ります。

ほかの地区では、また説明会等をするつもりはないのか、お答えください。

○上野 俊市町長

1回目の回答で申し上げましたけれども、ほかの地区の皆様方からもやはり関心や御意見等も寄せられているところでありますので、これにつきましては、最終的な適地調査の結果を含めて、適切なタイミングで他の地域も含めて説明の場を設けていただくよう防衛省並びに九州防衛局へ要請をしている状況でございます。

○武 さとみ議員

九州防衛局が説明をするのを待っているのではなくて、町長の言葉で、町長が進めているわけですので、そこを私たちはお聞きしたいので、ぜひ、九州防衛局ではなくて、町長が説明をするのをほかの地区でも行ったほうが良いように思いますけれどもいかがでしょうか。

○上野 俊市町長

令和6年度、それから令和7年度で調査費がつきまして、今現在、調査が進められているところでございます。

我々が説明をするとしても、具体的などという形で今後進んでいくのか、どういうものが予定されているのか、というのを我々が、全く説明ができない状況下でございます。

これにつきましては、先ほど来申し上げますように、防衛省並びに九州防衛局からの説明報告を受けながら適時適切なタイミングでこの説明会は行っていくべきだと思っているところであります。

○武 さとみ議員

では、中津川地区からいくつか意見要望を出していると思うのですが、今年の1月31日の文書で出していると思いますが、その内容についての丁寧な回答や説明は町からされているのか、例えば、水の汚染とか、工事が始まると騒音がある、それから交通障害などへの不安解消のために、あとは、情報伝達、もし火事が起こったとき、それとか、獣害防止柵とか、住宅設置等について、さらには、あってはいけないことですが、有事の際、攻撃の対象とされるわけですね。そういう不安に対しても町長が説明する会を設けた方がいいように思いますがいかがでしょうか。

○上野 俊市町長

武議員からありましたが、中津川区と永野区から防衛施設に関する意見要望書を防衛省及び関係部局への提出依頼を受けまして、町から九州防衛局へこれは送達をしたところでございます。

また、今年の5月には、特に強く求められております水資源と環境への配慮、これについて、中津川区及び永野区公民館長さん、そして、中津川の採種生産組合長の連名で九州防衛局長宛に要望書の提出があったことから、これにつきましては行政も同席しまして、九州防衛局へ要望書を提出したところでございます。

九州防衛局からは、この調査、設計等の各段階で、地域への影響に十分留意するとの回答をいただいたところであります。そういう状況下であります。

○武 さとみ議員

防衛省に様々要請、要望されていますけれども、防衛省はほか馬毛島とか、沖縄とか、奄美とか、そういうところを見ていると分かるように、私たちの要望とか、要請は丁寧に対応しないことが予想されます。

その場合、町長はどのような対策を考えているのか、お聞かせください。

○上野 俊市町長

そのようなことがないように、我々は数回も連携を取りながら防衛省の方には、しっかりと伝えているところであります。今後におきましても、しっかりとそこあたりは、防衛省のほうにお願いをしていきたいと思っているところであります。

仮定の話では、私がお答えするところはございませんので、よろしくお願いいたします。

○武 さとみ議員

仮定の話ではなくて、ほかの地区が実際そうであるということですので、そうなるであろうということは、予想というか、そうなります。だから、どんなふうにしていくのか、というところをしっかりと町長が説明して欲しいと思っています。

それから、今年2月19日に、防衛大臣に提出された要望書、これも町長と議会議長が連名で出されていますけれども、地元住民からは、不安や不満も強く聞かれるようになっていると、その要望書には書かれていました。実際、私たちは、地域に住んでいて大変、人間関係に亀裂が生まれております。

「町のやることに文句を言えない」とか、「まさか、こんなことになるとは」「こんな私がこんなことを言ったら、何か言われそうだ」「近所の目が気になる、だから思っていることが言えない」とか、周りの中岳周辺にお住まいの方に対して、周りの人から「あんたたちはホクホクだね、と言われた」とか、何がホクホクなのですか。弾薬庫建設計画で、大変住み辛さを感じるようになっています。こういう私たちの気持ちをしっかりといろんな会で町長が応えていただきたいと思っています。

あと薩摩地区住民説明会で企業誘致と説明されましたが、先ほどの川口議員の回答にもありましたが、さつま町の基幹産業は農業ですね。そういう自然を活かした地域おこし策、そういう

検討とか実施についての内容を簡単にお答えください。

○上野 俊市町長

この説明会におきまして、企業誘致の1つであるというようなことを申し上げたところであります。

先ほど、川口議員の御質問にもお答えさせていただきましたけれども、本町も合併して20年経ちました。この間、約8,000人の人口が減ってきております。2050年には1万人余りというような人口研究所のデータが出ているところであります。

そういう中にありまして、この企業誘致というのは、そういう人口減を食い止めていくためには、非常に大事なものでございます。当然ながら本町の基幹産業であります農業・林業、これについてはしっかりと進めていくのは当然でございます。

加えまして、観光資源の活用、それから地域産品等のブランド化を図りながらこれを売り込んでいくというような様々な取組をしていく必要があるということで、先ほどもお答えしたところでございます。

地域振興策につきましても、住民の方々と意見交換を行いながら町としても推進をしていくべき重要な課題であると考えているところでございます。

その中で、防衛施設につきましても、やはりこの施設ができることによりまして、隊員がこの町に常駐いたします。それに伴う産業等も当然ながら生まれていくと考えているところであります。そのようなことから企業誘致の1つであろうとお答えしたところでございます。

○武 さとみ議員

企業誘致については、とてもいろんな考えがあつて、ちょっと納得できないのですが、その件はちょっと置いておいて、弾薬庫ができるとさつま町で農業をしてみたいと思って移住してきた人も、こんなはずじゃなかったと後悔することにならないでしょうか。さらに今、さつま町に住んでいても離れてしまう人もいます。実際、弾薬庫建設の話が持ち上がったとき、「さつま町を出ようと考えた」とおっしゃる方が何人もいらっしゃいます。3月の住民説明会で防衛省が我が国の攻撃に対する抑止力、多様力を高めることで我が国への攻撃の可能性そのものを低下させるものでありうんぬんと説明されましたが、町長は、どの程度まで軍事化することで抑止力が高められると思うのか、町長の考えを問います。繰り返しますが、町長の考えを町長の言葉でお答えください。

○上野 俊市町長

自衛隊の施設整備については、我が国の防衛体制の強化、すなわち抑止力の向上を目的としたものでございまして、これは国の専権事項でありますことから安全保障政策に基づくものであります。

その上で、町長としての立場を申し上げますと、私、一自治体の長として、いかなる水準の防衛体制の強化が適切か論じる立場にはないと認識しているところであります。

しかしながら、あえて個人的な見解として申し上げさせていただきますけれども、戦争はしてはならない、戦争してはいけない、しない、また侵略されない、このような国づくりが今後必要であろうと思っているところであります。

ロシアのウクライナ侵攻を観ましてもそうですし、中東のほうでもまた争いが始まってきているところであります。私自身は、戦争は絶対にしてはならない、戦争はしないという強い意志は持っているところでございます。

○武 さとみ議員

今日、6月23日は、沖縄慰霊の日です。旧日本軍による組織的な戦闘が終わった日です。今

年は、敗戦後80年。私は、学校で子どもたちに言葉では言い表せないような悲惨な戦争を語り継ぐという気持ちで、平和教育を進めてきました。同じ過ちを繰り返したくありません。学校で子どもたちに、「戦争はしないと決めた日本国憲法があるから、もう日本は、戦争はしないよ」と教えてきました。なのに今、防衛省、いや政府は、現在全国に1400か所ある弾薬庫を整備拡充して、2032年度までに約130か所増設するとしています。沖縄や奄美、種子島の現状を見ると明らかなように、今、日本は軍事国家まっしぐらです。

1932年、93年前ですけれども、その時に出版された「我らの陸軍」という本に、こんな一説があります。

「軍備は安心のために、お金がかかっても用心のために置かねばならないものです。置く以上は、相当な強さでなければなりません。戦争する気はありません。安心のために負けない用心をするだけです。」と書いてあります。これは、93年前の軍拡の論理です。今、政府が私たちに言っていることは同じだと思いませんか。まさに今は、戦前だと言わざるを得ません。言いたくありませんが。私たち市民にはほかの国と戦う理由なんかないのに、さつま町が戦争準備に協力するまちなっていいのか、なぜ、誰のためにさつま町にミサイルを置く弾薬庫をつくらなければいけないのか。周りの国と仲良くする非武装こそが世界平和につながるのではないのか、軍隊のない国が世界に二十数カ所あります。パラオやパナマやコスタリカなどです。これまで私たちは自然とともに穏やかに暮らしてきた平和な日常を守りたいです。

私たちも戦争をしない国にするために、一人一人が考えて今、行動をしなければいけないと思っています。町長には、住民の命を守るために、国に対してブレーキをかける行動をしてほしいと思っています。強く願って、一点目の質問を終わります。

次、二点目の「学びの多様化学校文教室について」ですが、教育長の答弁の中にバスでの通学についての期待度を言われましたが、是非、町でコミュニティバス等を使うことを考えるべきだと感じました。なかなかバスで通学するのにはハードルが高いです。

ほかにも具体的な配慮について、御説明いただきました。志布志市の学校も学びの多様化学校を来年度4月に開校します。明日の夜、説明会が予定されていますが、そのお知らせプリントがこれなのですけれども、この表紙に書いてあるフレーズは、「ありのままのあなたで大丈夫」下の方には、「子どもの多様性や主体性を大切に、一人一人に応じた学びを支援する新しい学びの場」と書いてあります。

さつま町の学びの多様化学校教室の説明会のキャッチフレーズが決まっていたらお示してください。

○中山 春年教育長

今、キャッチフレーズの御質問だったと思います。

私どもは、今いくつか検討はしておりますけれども、まだまだ十分出来上がったものではないと思います。

そして、今度、先ほど申し上げました運営協議会、こちらの方で皆様方からいろんな要望等、御意見等賜わりながら、そのキャッチフレーズというのを作り上げていきたいと考えております。

○武 さとみ議員

運営協議会の中で考えるということですが、説明会がもう少しあってほしいという想いがあります。

キャッチフレーズというのは、通学する子どもたちが「ああこんな目標の学校だったら行ってみたい」と思えるようなものを表紙に載せてほしいと思います。今後、公募するとか、町全体にもっと広めてほしいと感じます。そのためには、学びの多様化学校分教室とは何ぞやというこ

とをもっと町民の皆様に早急に周知する必要を感じています。

この志布志市の場合は、現在、学びの多様化教室というのを開設してあって、専門相談員等による学習指導や体験活動を行っていて、児童生徒の増加を受けて教員を配置できる多様化学校を含めた議論を始めたようですので、本町とはこれまでの経緯が若干違い、周りの方々の多様化学校に対する理解度が同じでないことが伺えます。

さつま町では、2024年の9月議会で教育長が「現在、研究を進めているところであります」と答弁されて、今年の3月議会で「来年度の設置を目指す」と言われたので、加速度的に住民へ説明し、理解を促す方策をとらないと必要な分教室であるにも関わらず、子どもたちが誤解と偏見から苦しめられることになりはしないかと危惧いたします。

先日18日に、山崎交流館での説明会がありましたが、参加した方も「誰が出席したらいいのかな」とか、「どんな学校の説明なのか」とか、ほとんどわからない状態で出席したと言われていました。参加者も少なく、どんな感想を持たれたのか不安になりました。

今後は、どんな方々に対して、どんな内容の説明会等を開いて進めていくのか、お示してください。

○中山 春年教育長

いろいろな御指摘、御意見等いただきました。ありがとうございます。

最初にありました、志布志市との違いという話がありましたけれども、若干、御指摘のとおりであるというふうには考えます。

私どもも学びの多様化学校分教室について、進めようとした時に県の方と連携をとった時に、令和8年度の開校であればまだよろしいですということがありましたので、我々が先進視察にいったところのスピードよりも速めに動いているつもりでしたので、そういうふうに考えていたところです。

それから、志布志市の多様化教室のお話がありました。実はこれ、こちらの教室については、ネーミングを変えられて進めてこられましたけれども、ここは私も指導主事時代に志布志市ではありませんが、隣接市の指導主事をしているときに、そちらの子どもさんをお願いした経緯があります。いろいろと他市町ではあったけれども、いろんな御相談をさせていただきながら、そこに私は通いました。子どもの様子をずっと見ながら通って、どのような取組をしているかを私も存じあげているつもりです。その後のお話等もお聞きしながらやっている。本町は、それと併せまして、さつまる〜ムというのを持っております。これもいろんな取組をされておられたわけですが、ちょうどこちらに拝命を受けてきて、数か月後だったでしょうか、2か月後ぐらいですね、施設のある場所で、町民の方を対象とした行事がありましたので、そちらに参加したときに、参加者の方から「ちょっと見ていただけませんか」という御案内いただきまして、ちょうど子どもたちやら保護者やらいらっしゃるということで、そちらの方に私も行ったところです。

やはり、今、不登校で悩んでいる子どもたちについては、エネルギーを本当に蓄えさせながら、いろんな他者との、社会との繋がりというのを持たせなきゃいけないということを、私自身普段から思っておりましたので、これについて、すぐに着手しました。

そういう意味で、昨年度、さつまる〜ムの場所を変えたところです。

志布志市の場所のどのような形で配置されていらっしゃるか、これはもう我々も当時して今、進めたところの経緯もあります。

続きまして、18日の件につきましては、今、お話しがありましたのはお一人の方の御意見だったと思います。

私は、その後、その方ともお話もさせていただきました。その経緯、流れは全部、御存じのと

おりだと思います。

そして、その時に御指摘を受けた説明の仕方もまづかったのではないかと、という御指摘がちょうどその横にいらっしゃった議員の方からもお話がありましたけれども、私どもはそのあと機会がありまして、その方とお話をしましたら、御質問された内容に、本当にそのまま答えていたというふうに言っていました。一つ一つ丁寧に我々はできる限り御質問に対して、御意見に対して、させていただいたつもりです。

併せて、これからの説明会につきましては、内容が内容ですので、対象者の方々を中心には考えますが、いろんなことを知ってもらうためには、議員がおっしゃるようないろんな方々に来ていただけることを、これは有難いなというふうに思います。

そのことが、子どもたちの今後の支援に、また御協力いただけるのではなかろうかと思っておりますので、今の御意見、非常に有難い御意見と承って、進めてまいりたいと思っております。

○武 さとみ議員

その山崎での説明会の時もそうだったのですが、さつま町の子どもたち、今、先ほど昨年度は41名の不登校の子がいるということでしたが、今年はまた人数が変わると思うのですが、先進視察を参考にされているわけですが、実際は、さつま町の子、一人一人の子どもたちの状態に合わせた支援をしていかなければいけないと思うので、そういう学校をつくってほしいと思っていますが、今の段階で一人一人の子どもたちの状態をどれぐらい把握されているのかお示してください。

○中山 春年教育長

御指摘のとおり、子どもたち一人一人の実態に合わせて進めることというのは大事なことだと思います。

あと、もう一つ、私たちが意識しておかなければならないのは、大きく右に左にぶれたり、対応が変わったりということは、これは公的施設としては、いかがなものかと考えますので、大きな幹、これはしっかりと持ちつつ、そして、子どもたち一人一人の状況に応じて、対応できるところを進めていく、これが大事なことだと思います。

また、我々は多様な学校分教室の全体像、今進めている配慮事項、検討事項、これを御説明させていただいているところです。

今まで、一部の本町の不登校生徒さん、経験者であられたお子さん、そして、現在不登校になっている生徒さんからの意見は聞いておりますが、これから、いろんな場面が出てまいりますので、そういった場面を通して保護者、そして児童生徒の意見を聞きながら、冒頭申し上げました、そういう判断をしていきたいというふうに考えます。

○武 さとみ議員

大きな幹をもって左右にぶれないと言われましたけれども、一人一人の子どもたちに合わせるということは、左右にぶれていかないとなかなか一人一人に合わないという考えもあると思うのですが、そのところは今後進めていく中で、決まっていくことだと思います。

あともう一つ、学習保障という観点からは、これまでの支援は十分ではないと言われたところについてですが、教育長は学力というものをどんなふうにお考えかお示してください。

○中山 春年教育長

学力というものにつきましては、今までの知識・理解、ここだけではなく、今、私どもが県内でも初めて導入しました探究学習、これでも言われております「認知」「非認知」能力、この両方を私どもは考えております。

先ほど申し上げました知識・理解等の認知の部分だけでなく、非認知のいろんな能力、これを

含めて学力と捉えますけれども、私どもは、そういったところも学習支援ができる場があるといいなと考えております。

○武 さとみ議員

時間もきましたので最後に、私の考える配慮すべきことについてお話しします。

多様化学校としては、様々な職種や人材はできるだけ配置すること。一人一人の状態に合わせた支援ができる教員の人材確保、育成をすること。担任だけの対応ではなく、複数の相談窓口を整えること。教科書によらない学び方も充実させること。先ほど、学力についての説明をされましたが、私は学力を、点数をとるだけの狭いものではなくて、生きる力として広く考えることが大事だと思っています。保護者との関りを密にして、相談しやすい雰囲気をつくること。

宮之城中学校やさつま町内の各小学校で悩んでいる保護者や子どもが相談できる場所であること。不登校対策の拠点校という使命のある分教室であってほしいと思います。外へ出ていく学習等も配慮をした上で積極的に実施するように。それから、ゼロか百ではなく、いろいろな形があつていい、自分は自分のままでいいんだよと思えるような心の安定を取り戻せる場であること。学校に行かないことを選ぶ子どもが、自分らしく学んで、自分らしく成長できる場所であることなどが重要ではないかなと思います。

最後に、なぜ今、不登校の子どもたちが増え続けているのか、これを個々の問題にせず、社会で、政治で支援をしていく方策や仕組みを考える必要を強く感じています。

学校に子どもたちが合わせていた考えから、子どもたち一人一人に学校が合わせていく分教室であり、各学校の不登校予防の取組となるような情報発信をする場になるよう学びの多様化学校分教室が、これからも多くの方々と語り合って進めていかれることを願って、またこれからも一生懸命、自分も考えていきたいと思います。

以上で、私のすべての質問を終わります。

○新改 秀作議長

傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。

以上で、武さとみ議員の質問を終わります。

次は、6番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

お疲れ様でございます。何か、ここに椅子があるというのは違和感を感じるなと思いながら、また先ほどの質問の中でもあるのですけれども、やっぱり町も議員も説明していく義務があるのかなと改めて感じましたので、いろいろと考えながらやっていきたいと思っています。

通告書に従い質問をさせていただきます。

物価高騰対策についてでございます。町長は、所信表明において、「稼げる農林業・商工業に実現」を掲げている。

しかしながら、農林業・商工業は、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇により、様々な形で大きな影響が出ており、疲弊している状況にあると聞きます。

そこで、稼げる産業の実現に向けて、新たな支援策などは考えていないのか。

また、同様に指定管理料や費用弁償、補助率など全般的に見直す考えはないか、お聞かせください。

続きまして、公民館の運営管理等についてであります。

町は、令和8年度を目途に交流館など公共施設を地域に譲渡する計画であるが、進捗状況や取組などはどのようなになっているのか。

また、公民館長や地域役員のなり手不足、充て職の多さなどが問題化している。地域の負担軽減に向けた町の対応策はあるのかどうか、お聞かせください。

続きまして、3点目、さつま町版ライドシェアについてであります。

今年度よりさつま町版ライドシェアが運行を開始し、稼働しているが、なかなか認知度が上がらず課題も多いと聞きます。

その中で一番の課題は、ドライバーの確保であるが、対応策などについて、検討や協議をしているのか。

また、そのほかに課題はあるかどうか、お聞かせください。

1回目の質問を終わります。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、古田昌也議員からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「物価高騰対策について」であります。

今回の所信表明では、「稼げる農林業・商工業の実現」に向けた、様々な取組を表明させていただいたところであります。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、物価高騰による仕入れ価格の上昇や最低賃金の引き上げによる人件費の上昇など極めて厳しい状況が続いていると認識しているところであります。

このようなことから、令和6年度3月議会におきまして、スマホでピットと応援！キャッシュレス決済キャンペーンを予算化し、この6月中に実施しているところであります。各商店主からは、農繁期で売り上げが落ちるこの6月に実施していただいてありがたいとの声も寄せられているところであります。

一方で、国におきましても、人件費の上昇や原材料価格の上昇に伴う物価高騰対策として、給付金等の検討をしているところでありますので、国の動向を注視しながら、場合によっては町単独の施策を創設するなど、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、「指定管理料や補助率の見直し」についてであります。物価高騰や人件費の上昇等への対応については、事業者に安定的に、継続して業務を行っていただくためにも適正な金額は必要であると考えます。国や県の支援等の動向も注視しながら、検討していきたいと考えますが、一方で本町の財源にも限りがございます。

所信表明で述べましたとおり、自主財源の確保を図り、これまで継続している事業の見直しも進めつつ、選択と集中を基本に、真に必要な事業に予算の重点配分を行ってまいります。

次に、「費用弁償や旅費等の見直し」についてであります。物価高騰や円安により、特に宿泊費について全国的に高騰している状況下にあります。

こういった状況を受け、本年4月に国家公務員等の旅費に関する法律が改正されまして、鹿児島県の職員等の旅費に関する条例等も改正する見込みとなっているところであります。

本町におきましても、来年度当初予算編成に向け、旅費に関する条例を改正する方向で検討してまいります。

次に、2点目の「公民館の運営管理等について」であります。

町では、公共施設等の個別施設計画におきまして、令和8年3月をもって、町内8つの交流館等を譲渡対象施設と位置づけ、令和3年度から対象地域の方々と協議を進めてきたところであります。

令和6年7月までに全ての区公民館から回答をいただき、7つの区公民館が譲渡を受ける、求

名区公民館が譲渡を受けないとされたところであり、譲渡を受ける施設については、改修工事等を実施してきているところでもあります。

進捗状況については、宮之城地区の2つの施設はすでに改修工事等が終了し、認可地縁団体や登記手続きなど、譲渡に向けた作業のみとなっているところでもあります。

鶴田地区の3つの施設につきましては、改修要望のありました屋根・外壁等の改修など、まだ未実施の部分がありますので、譲渡までに対応できるよう現在、関係課と協議を進めているところでもあります。

薩摩地区の永野・中津川の2つの施設につきましては、昭和56年以前の建物でありましたことから耐震診断を行ったところでございます。

今年3月に耐震補強が必要であると診断結果が出たところであり、施設の利用面と譲渡面で課題が出てきたため、計画を変更せざるを得ないと判断したところでもあります。

現在、薩摩地区の3つの交流館につきましては、安全面から代替施設での利用について協議を進めております。

譲渡を受けない求名区公民館については、地域の要望に沿って対応しているところであり、一方、永野・中津川の施設につきましては、令和8年3月で廃止し、今後の施設整備のあり方については、地域と協議を進める予定としていたしているところでもあります。

次に、「公民館長や地域役員のなり手不足、充て職の多さなどが問題化しており」というような御質問でございます。

公民館長や地域の役員のなり手不足、充て職の多さにつきましては、町としても喫緊の課題であると認識しているところでありまして、その対処の必要性を強く感じているところでもあります。

そのような課題も含めまして、本町における今後の公民館・公民会のあり方につきまして、5月15日から6月13日にかけて、町内の全20地区の公民館長、それから役員の方々に地域の実情や御意見等を伺う意見交換会を総合政策課で実施したところでございます。

それを踏まえまして、次のような現状の問題点について整理いたしますと、多くの公民館や公民会では高齢化が進行し、地域役員のなり手が見つからない理由として「義務感による参加への抵抗」「多忙な日常生活との両立の困難」「活動内容や意義が十分に理解されていない」などが掲げられたところでもあります。

特に地区行政推進委員や公民会行政連絡委員としての会議参加や各種団体からの協力要請が義務化されているケースが多く、「断りづらさ」から無理な参加を強いられている現状があるようでございます。このような活動は、地域住民間でも「負担感」として認識されておりまして、そのために人材確保が困難となる悪循環が生じている状況にあります。

こうした課題を解決するためには、多角的なアプローチとともに、制度・仕組みの見直しと効率化を推進する必要があります。具体的には以下の取組につきまして現在検討しているところでもあります。

第一に、組織・役割の見直しと効率化であります。

公民館長・公民会長、それから地区行政推進委員・公民会行政連絡委員の2つの身分制度をもって、この業務を行っていただいておりますけれども、この名称の統一化を検討し、また役割や体制の見直しを今現在、進めているところでもあります。これは、重複した役割分担を整理統合しまして、本来求められる目的達成に集中することで負担軽減を図りたいというものであります。

また、熊本県合志市におきましては、委託方式による運営改善例についても調査研究を進めているところでもあります。

これらは、共生・協働による地域コミュニティの強化及び組織の見直しとして、私の所信表明においても重点項目として掲げているところであります。

第二に、会議・連絡手段のデジタル化の推進であります。

試験的に数か所のモデル地区を選定しまして、地域の実情に応じて回覧板や通知文書の電子メールや専用アプリケーションへの移行を促進しているところであります。

これにより紙媒体での配布文書を削減し、情報伝達の迅速化・効率化を図るとともに、高齢者だけでなく若年層を含む幅広い世代が参加しやすくなることを期待しているところであります。

第三に、役場内部における地域活動への理解促進です。

これまでの地域担当職員制度の在り方を見直し、職員間での地域活動への理解と参画意識の差異を是正し、地域住民が気軽に相談できる関係性を築くことを目指しているところであります。

これは、自治活動は地域づくり・安心安全確保への貢献という理解を促すことを目的としているところであります。

このような取組は単なる制度変更だけではなく、ともに支えあう地域社会の再構築にもつながるものと思っているところでございます。助け合い精神は今なお重要でございますけれども、それ以上に誰もが無理なく参加できる仕組み作りが不可欠であると考えているところであります。

我々行政としまして、町民一人一人が自発的かつ持続可能な形で地域づくりへ参画できる環境整備こそ最優先課題として捉えているところであります。

今後とも皆様方のお知恵と御協力を賜りながら、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりへ邁進していく所存であります。何卒、御理解、御支援のほどお願い申し上げます。

3点目の「さつま町版ライドシェアについて」でございます。

本町における公共交通の維持・確保につきましては、人口減少と高齢化が急速に進む中で、地域経済や住民生活の維持、そして「夢と希望のあるさつま町」の実現に向けた喫緊の課題であると認識しております。

地域における移動手段につきましては、昨年、町商工会が調査され、曜日や時間帯によっては乗務員不足により恒常的に車両が不足している状況が明らかになったところであります。この交通空白の解消を目的として、さつま町では、国に対し日本版ライドシェアの実施を申し出たところです。

本年3月19日から日本版ライドシェアの運行が開始されまして、当初、水曜日の夜10時までだった運行時間を夜12時まで延長し、さらに6月からは木曜日も夜12時まで、日曜日についても午後1時開始から午前9時開始へと運行時間が拡充されたところであります。

運行事業者からの報告によりますと、夜間の運行が定着しつつあり、利用者数も徐々に増加しているとのことであります。また、日曜日の運行につきましても、旅館宿泊客から空港シャトルバスや薩摩川内市方面への予約も増加しているとのことであります。古田議員からの御指摘のとおり、最大の課題は運転手の確保でございます。ライドシェアに限らず、町内のタクシーやバス運転手も高齢化により減少しており、担い手不足が深刻化している状況であります。

運転手確保への対応策としては、これまで、町商工会青年部や町農業青年クラブへ積極的に情報提供を行い、地域内の潜在的な人材に対してアプローチを図ってまいりました。

ライドシェアにおける運転手確保については現在も、運行事業者を中心に募集を行っておりますけれども、ライドシェアの仕組みを紹介する広報と併せまして、引き続き、運転手募集についても広報誌等を活用しながら、これは行っていきたいと考えているところであります。

また、昨年度、地域公共交通運転手緊急確保支援交付金事業を活用しまして、運行事業者の従業員2名が大型2種免許を取得されたところであります。

令和7年度当初予算においても、地域公共交通運転手緊急確保支援交付金としまして265万円を計上しており、今後もこのような支援制度を活用し、町内交通事業者の経営基盤を安定化させるとともに、将来にわたり持続可能な公共交通の維持に努めてまいります。

公共交通は、町民の皆様の命を守る重要なインフラの一部でもあり、まだまだ始まったばかりで運転手の安全面や労働条件など、様々な課題が発生することが予想されます。

本町としましては、この取組を持続的に維持・拡大していくことを視野に入れながら、今後関係機関や町民の皆様と共に知恵を出し合い、誠実に取り組んでまいります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○古田 昌也議員

回答いただきました。

続いて、2問目の質問をさせていただきたいのですが、先ほど稼ぐ力も大切だけど、僕としては維持とか、継続させることも大切だと考えていますが、その点はどう考えているのかお聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

議員がおっしゃるとおり、もちろん稼ぐことも大切でございますが、商工業を維持・継続していただき、商工業者の減少に歯止めをかけることも大切だと考えているところでございます。商工会の会員数は、高齢化等により年々減少傾向にありますので、経営継承や新規参入者への支援など継続して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

先ほどの回答でも、新規参入や事業拡大の補助支援というのは、現在のところもあるのですが、持続させる支援というのが町単独ではなかなかないところではあるのです。

持続化補助金みたいな、そういった形の商工会独自というか、国の支援のような支援というものを町としては考えないのかお聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

おっしゃるように町単独の制度としては、今ございません。現在は、国の制度として、中小企業庁の小規模事業者持続化補助金や中小企業省力化投資補助金などがございますので、事業採択に向けては商工会等と連携し、採択に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

そういったかたちであるのであれば、今、回答にもありましたようにキャッシュレス30%ですごい好評いただいております。すごく有難いということ。

ただ、その中でもキャッシュレスにしたら現金が入ってこないの、事業継続がちょっと難しくなっているというので、町単独で例えばですが、キャッシュレスの手数料の利子補給みたいなことはできないのかどうか、お聞かせください。

○山口 泰徳さつまPR課長

キャッシュレスの手数料につきましては、決済会社において、それぞれのパーセンテージで徴収されていると認識しているところでございます。手数料につきましては、つり銭準備の簡素化など、商売の簡素化にもつながるため、各商店主が売り上げの中から支払っていただくのが良いのではと考えます。

また、そのような経費につきましては、商品価格に転嫁され、適正な価格で販売していただきたいと考えているところでございます。

○古田 昌也議員

なるほどですね。確かに、つり銭をやるときにも今、銀行では手数料もかかりますし、そうい

った形での考え方はすごく分かるのですけれども、もしよろしければ、そういった形で困っている事業者もあるということだけは理解していただきたいなと思っております。

その中で、補助の金額も大切なのですが、結局、物価高騰で金額も大切なのですが、補助率を上げた方が事業者にとって支援になるのではないかということも思うのですけれども、その補助率を上げるという考え方はないのか、お聞かせください。

○上野 俊市町長

補助金等の適正化のガイドラインに基づきまして、政策的な補助金については公益性、公平性、それから有効性などの評価を行いながら補助金の適正化を図ってきているところであります。

限られた財源の中で、公立的かつ効果的に適正な補助がなされるよう評価結果を基にした、補助金の金額の在り方、また補助率を含めた補助の在り方という見直しを引き続き進めていきたいと思っているところであります。

○古田 昌也議員

是非、そういう形で進めていただきたいのですが、大切なことは、本町にどれだけ利益になるのか、どれだけそういった形で、町の事業者が活用して、そういう形での商売の発展という形も視点を置いて、そういう見直しをしてほしいと思います。

さらに、どうしても申請に時間がかかるため、もっと簡略化できないのか、ちょっとそこらへんというのをお聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

ただいまの御質問でございますが、補助金の交付におきましては、予算の執行の適正化を図るために、法令や規則等に基づき手続及び申請書類が定められております。申請手続につきましては、公平性、透明性の確保と、申請者の負担の軽減のバランスをとることが重要であると考えております。オンライン申請などのデジタル化や、添付書類の簡略化できるものがないか検討してまいるとともに、申請者が何を準備すればよいか事前に分かるようなチェックリスト、こういったものの作成、申請後につきましては、迅速に審査できる仕組みをつくるなど、公平性を保ちつつ、申請者の負担を少しでも軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

是非とも、そういった形で早く早く決裁できるように、申請できるように、また漏れがないようなチェックリスト、その他もろもろの整備をしていただきたいと思いますので、是非、よろしくお願いいたします。

ちょっと変わりますが、指定管理料、その他もろもろの現状というのは把握しているのですか。

○垣内 浩隆財政課長

ただいまの指定管理料の件でございますが、指定管理料につきましては、年度協定において定めております。

また、指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合につきましては、その都度、町と受託者の両方で協議の上定めるとしております。

さらに管理業務に関するリスク分担につきましては、町と指定管理者において負担すべき項目を定めております。その中では、物価高騰や金利変動、資金調達等については、指定管理者、受託者において、負担をすることになっておりますが、疑義がある場合や不足の利息が生じた場合は、両方で協議の上、リスク分担を決定することとなっております。

令和4年度におきましては、燃料費等の高騰による著しい電気料の上昇があったということで、両者協議の上、補正予算において指定管理料の増額を行った経緯もございます。

今回の6月補正予算におきまして、4月に指定管理者や福祉介護施設、こういった全般的な企

業等につきまして、物価高騰等の影響について調査をしたところでございますが、令和4年度のような大きな影響が見られなかったことや、国による燃料や電気・ガス料金の支援等も開始されました。こういったことから6月補正予算への計上は見送ったところでございます。

また、令和7年度で指定管理期間が終了することや、令和8年度から指定管理料の積算に向けて各施設の人件費や修繕費等の現状調査を現在進めているところでございます。

物価高騰や賃金水準、こういったものによる人件費の増額等への指定管理料の対応につきましては、指定管理者に安定的に継続して業務を行っていただくためにも、適正な金額は必要と考えておりますので、今後、国や県の支援等の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○古田 昌也議員

先ほど回答の方で、現在調査中ということで承りました。

調査している中で、一番必要なのは、受ける側もいろいろと開示をしていかないといけないと思うのですが、指定管理者の収支報告など、監査はどのようなかたちになっているのか、正確な数字は捉えているのかどうか、お聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

ただいまの御質問でございますが、指定管理者は毎年度、指定管理業務終了後、2か月以内に事業報告書を所管課へ提出することとなっております。

所管課におきましては、この提出されました報告書を精査し、必要に応じて聞き取りを行い、その結果を町長へ報告することとなっております。

○古田 昌也議員

よくわかりましたが、もしよろしければ、いろいろと機密情報もあるかもしれないですが、できるだけ議員の方にもそういった形で連絡をしていただければと思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。

先ほど、町長の回答の方にもありましたが、旅費・日当なども見直すことはないかというところで、旅費を見直すということでしたが、日当に関しては見直しをしないのどうか、お聞かせください。

○垣内 浩隆財政課長

4月に行われました国家公務員の旅費法の改正内容に基づきまして、これを参考しながらということになるかと思います。

日当についての見直しについては、現在のところは検討しておりませんが、特に宿泊料が物価高騰の影響を受けているということでございますので、こちらの宿泊料につきまして、見直しをしていきたいということで考えております。

○古田 昌也議員

そうですね、是非ともそういった形で取り組んでいただきながら、より良い方向、また働きやすい環境づくり、その他もろもろの方々のためにすごい物価高騰になって悩まされているところがありますので、是非ともよろしくお願いいたします。

一番の課題は、事業の維持・継続だと僕は考えております。後継者・担い手不足で事業承継ができずに廃業にする流れに現在なっています。

商工会の会員脱退者も倒産はゼロなのです。全て廃業。担い手・後継者がいないというところになっています。確かに、事業者の中には我々、僕もそうでしたが、補助金、支援金頼りに自助努力を行っていることも事実あると思っております。だからこそ、本当に頑張っている事業者に対し、支援を行うのは稼ぐ力の向上になるのかなと僕は考えています。

また、財政も厳しい中、費用弁償、指定管理、そういった支援を考えてくれと今、要請していますが、必要なものは必要で、その費用というのは、本当に必要なところに渡していただきたい。そういうことは検討していただきたいと思います。そのためには、指定管理を受ける側の協力も必要なので、事業計画書や財務状況を把握できるような、監視できるようなやり方も検討していかないといけないのではないかなと考えております。

本町は、町政20周年。全般的に見直す時期にきていると感じますので、こういったことは休務ですので、早い段階でそういった検討、実施を要請して次の質問に移ります。

公民館運営についてなのですが、ちょっと聞きたいことが、町長の回答でほとんど聞けたので、ざっとお伺いします。

今、公民館を簡易宿泊所として申請していると耳にします。帰省者、お盆であつたりとか、急なお葬式だつたりとか、そういった方々に貸出できるように簡易宿泊所をつくと理解しているのですけれども、そういった形で次、新たな活用方法というのは考えているのですか。

○山口 泰徳さつまPR課長

現在、町内には天然芝4面のラグビー・サッカー場や、冷暖房完備の宮之城総合体育館、奥さつま温泉郷の温泉など、豊富な資源を活用して、多くの合宿の保護者・子どもたちが来町されているところであります。

その中で課題となっておりますのが、宿泊施設の関係でございまして、以前としますと非常に減少傾向にあります。日帰りでの合宿や近隣市町の宿泊施設を活用した合宿など、宿泊施設のキャパが非常に少ないことが課題となっております。

このようなことから、集会施設である公民館等を対象に簡易宿所の許可を取得していただき、宿泊所として活用し、地域の活性化等を目指したいということで考えているところでございます。

○古田 昌也議員

その合宿で許可をとるという話の流れは分かるのですけれども、帰省客であつたりとか、本当に急なお葬式でホテルがとれなかったり、旅館がとれなかったというところの活用方法というのをちょっとお聞きしたかったのですが、そういうような形で簡易宿泊所の許可をとれば、僕はできると考えています。そういった活用方法で地域の活性化、本当に懐かしい同窓会とか、そういうのを開ければすごく最適なのかなということを考えているのですけれども、その時になってしまうとちょっと問題なのが、民業圧迫、温泉宿泊事業者との兼ね合いというのが多分出てくると思うのですが、そこらへんの話し合いはしようと思っているのでしょうか。

○山口 泰徳さつまPR課長

令和6年12月の公民館長定例会におきまして、各集会施設の簡易宿所許可の取得に向けた取組を御相談させていただきましたが、その前の11月に旅館組合等への説明はさせていただき、同意は受けた上で説明会に望んだところでございます。

○古田 昌也議員

説明会はして、そういった形で意見聴取はしているということで認識しておきます。

でしたら話は変わりますが、先ほどの公民館長とか区長、その他もろもろのなり手不足をしていると思うのですが、公民館長の充て職はちょっと多すぎないですか。そこらへんはどう考えているのか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

充て職が多すぎるということで、どう思っているかということでございますけれども、1か月ほどかけまして20地区を回らせていただきました。

そういった中で、館長さん方、同じ内容の話をされております。人によりましては、8団体を

引き受けていらっしゃると、それプラス公民会のいろんなお寺の行事でありますとか、そういったものの役員とかというのを引き受けられているということでございます。

現在では、大変多いというふうに考えております。

○古田 昌也議員

多いということで、認識はしているということですね。

それでしたら、単純な提案ではないですけども、せめて消防後援会の会長というのは、消防団を応援していただくみたいな簡単にパッとできるようなことというのは考えていないですか。

○大平 誠総合政策課長

消防後援会の件ですけども、消防後援会に限らず他の委員会の関係につきましても役割を十分勘案して、見直しをしていただきたいと要請もですけども、地域の方でも、そういった団体の方でも見直しをしていただきたいというふうな気持ちで話をしてきたところでございます。

○古田 昌也議員

是非とも、そういった形で検討していただきたいと思っております。

対策案として、組織自体の統合とか削除、そういったものができないかというのも委員の定数なども含めて、検討していただきたいなと思っています。

それともう一点なのですが、そういった役職でやっていただける方の日当化にして、費用弁償とか、そういうのを明確にする考えはないかどうか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

現在につきましては、地区行政推進委員とか、連絡委員につきましては、報酬を町から直接支払をさせていただいておりますけれども、公民館長・公民会長、それから推進委員、連絡委員の名称の統一化を図るということで、説明してきておりますけれども、そういった体制の見直しを行う際に、報酬につきましても日当なり、適切な支払の方法を協議・検討することとしております。

○古田 昌也議員

是非とも、その検討を進めていただき、すごくより良い、なり手不足にならないような形で事業を進めていただけたらと思います。

公民館の運営などは、高齢化また人口減、公民会への加入数も減少、多様な事業から運営が厳しくなっている現状で、そこにまた公民館の譲渡など、そういった宿泊施設、その他もろもろということになってくると、すごく忙しくなってくると思いますので、また、さつまPR課の方々、総合政策課の方々が丁寧に公民館を回って、いろんな説明、意見聴取しているのは、わかっているというか、知っていますし、そこですごく理解を得る公民館もあれば、「いや、全然」と理解を獲れないところという現状もよく聞いております。そこで、さらに要請をしたいのが、本当になってよかったと言われる仕組みづくりだと思います。現在では、報告書の作成や出方の多さ、地域住民からの要望などに奮闘しているのが現状だと思って、聞いております。

年間、多い方で70日から120日出方（公民館業務を）して、仕事ができないということも言われて、収入が減ったというお声もお聞きしています。

ですので、十分な報酬化や充て職の軽減なども考えていただきたい。是非、検討の方よろしくお願いします。

そういった形で、次の質問に移りたいと思います。

さつま町版のライドシェアの件になりますが、町長の回答のところでもちょっと詳しく事情をお聞かせいただきましたので、こういった詳しい内容、理解促進のために町報であったり、お知らせ版を活用して、このライドシェアを広く町民の方々に伝える、外に発信していく考えはないか

どうか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

日本版ライドシェアを3月に始めております。今現在、徐々にスタートして知名度も上がってきておりますけれども、まだまだだと考えております。

現在は、事業所の方々を中心にチラシを作っていたり、募集チラシも併せて広報していただいておりますけれども、町につきましても今後またそういった形で、議員のおっしゃるような広報ができたかと考えております。

○古田 昌也議員

是非とも、そういった形で進めていきたいということで、本当は、今後の展開はどのように考えているのか聞きたかったのですが、そういった形で進めていただければと思います。

タブレットの記事を皆さん見ていただきたいのですが、先ほど回答でもありましたように、ライドシェアで一番本当に課題になっているのが、ドライバーの確保であります。この記事は、1ページだけしか載せていないのですが、九州でライドシェアを7県12地域でやっております。運行が約5万回とすごく活用されているところがあります。記事の内容には載っていないのですが、大分県別府市では、市長、会社の社長、役場の職員の方々もあくまでも希望者が、そういった形でアルバイトという形でさせていただいて、すごくいい活用方法になっているのですが、さつま町として、そういった形で取り組んでいく考えはないのか、お聞かせください。

○大平 誠総合政策課長

大分県別府市の事例を今、お話されましたけれども、4月にこの記事が出ましたあとすぐ大分県別府市の担当者に連絡をして、どういう取組をしているのかお話を伺ったところでございます。

大分県別府市につきましては、観光客、外国人とか、そういった方々の対応というようなことで、主にはされているということで聞いております。

そして、本日の質問を受けましてまた「今どうなっていますか」ということで大分県別府市の方に電話させていただきました。

今登録者数が40人ほどだということと、あと夜間のドライバーというのは、あまり稼働はしていないということでございましたけれども、本町におきましてもこれらを参考に研究する必要はあるというふうに考えております。

○古田 昌也議員

そうですね、どうしても夜間は次の日の仕事、その他もろもろがあると思うので、僕も一応登録をしているのですが、まだ研修であったりとか、健康診断に行けていない現状にありますので、協力していきたいと思っております。

このライドシェアはまだまだ始まったばかりで、いろんなことが起こってくると思います。いろんな対応策、その他もろもろとれると思います。本町としては、先ほど町長の回答の方にもありましたが、本当に命を守る公共交通の維持だと本当に考えておりますので、何卒維持拡大、その他もろもろ、いろんな対応できるように、これから協議を含めながら協力体制を作っていただきたいと強く要請をして、僕の質問を終わりたいと思います。

○新改 秀作議長

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

休憩 午前11時58分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、2番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

皆さん、お疲れ様です。午後から1番目の質問ということで、最後までよろしく願いいたします。

国際交流促進覚書（MOU）に関する施策について、質問したいと思います。

西郷菊次郎ゆかりのさつま町・龍郷町・熊本県菊池市・台湾宜蘭市の4市町において、令和6年9月に国際交流促進覚書（MOU）が締結されたが、町長に今後の展望を聞きたいと思います。

（1）経済分野での交流について、観光・物流をどのように推進していくのか。

（2）友好交流事業として、龍郷町青少年ミュージカルの上演が計画されているが、その進捗状況はどうなっているのですか。

（3）今後、青少年交流事業として、どのように進めていく計画であるのか。

（4）今回の交流の契機となった西郷菊次郎の偉業を後世に伝えるために、資料館を整備する考えはないか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、上別府 ユキ議員のからの御質問にお答えさせていただきます。

1項目め、2項目めは私の方から回答させていただき、3番目、4番目の項目については、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、御質問がありました自治体間の基本合意書、自治体間覚書書、通称MOU（エムオーユー）の締結についてでございます。

昨年9月に、西郷菊次郎翁を御縁とした関係で、宜蘭市（台湾）、熊本県菊池市、龍郷町、さつま町の関係自治体2市2町が一堂に会しまして、熊本県の菊池市において締結したところでございます。

このMOUにつきましては、明治維新150周年を記念して平成30年度に、前身となる「西郷菊次郎翁を縁とした交流宣言」を関係団体で締結しておりましたが、社会情勢やコロナウイルス感染症の関係から交流が難しい期間があったところでございます。

最近になりまして、こういった情勢も落ち着いてまいりましたが、人の流れやこれまでの生活が戻りつつある中で、改めて交流を進めるにあたり、今回のMOU締結に至ったところでございます。

この覚書につきましては、1つ目に相互の繁栄、発展の協力、2つ目に観光や教育等の交流促進、3つ目に農産物、特産品等の物流促進を掲げ、関係団体間の連携を深め、観光や物産、産業や青少年育成など、様々な分野でさらなる交流を進めようとするものでございます。

議員御質問の「観光・物流等をどのように推進していくのか」につきましては、観光や教育等の交流促進、また、農産物、特産品等の物流促進に関することかと思っております。

このMOU締結は、関係団体間の交流活性化の基本合意でございますので、これからの各分野における交流促進に向け、改めてスタートラインに立ったということでございます。

具体的な取組としましては、菊池市において、本年1月5日から2月16日まで、また龍郷町とともに「奄美・さつまフェア」を実施し、道の駅 七城（しちじょう）メロンドームなど菊池市内5施設で薩摩のさつまブランド認証品をはじめとする本町特産品についても販売を行ったところであり、モノの交流がスタートしたところでございます。

今後におきましても、関係自治体の特産品や農産物、加工品など物の交流による販路拡大や、各地域の観光資源を結ぶ魅力的な観光ルートを創出しながら、人の交流による流入人口の増加を図るなど、MOU締結を行いました関係団体と一体となって、様々な可能性について検討し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、友好交流事業としての龍郷町青少年ミュージカルの関係等についての御質問でございます。

この「西郷菊次郎ミュージカル」につきましては、西郷菊次郎生誕160周年を記念として、龍郷町で企画され、龍郷町の名誉町民でもございます西郷菊次郎翁の功績を地域内外に発信するとともに、ミュージカルを通して町内の小・中・高校生の表現力、協調性、郷土愛を育むことを目的として実施されているものでございます。

令和4年度の初公演から毎年、オーディションで選ばれたメンバーが約1年間の稽古を経て、龍郷町青少年ミュージカル「KIKUJIRO」として上演されるものでありますが、劇中では、父、西郷隆盛と母、愛加那との出会い、菊次郎翁の幼少期から西南戦争での負傷、父との別れ、台湾の宜蘭庁長時代における宜蘭川の堤防建設など、彼の波乱に満ちた生涯が時代ごとにつぶさに描かれた内容となっているところでございます。

先に御説明いたしましたMOU締結による自治体間の交流促進、また、本町の20周年記念としましても、ぜひ本町でも公演をいただきたいとの思いから、お声掛けをさせていただいたところでございます。

現在、本町での公演に向け、実務者レベルで調整をいたしておりますけれども、20周年記念事業の締めくくりとなる年度末には、20周年記念事業特別公演として菊次郎ミュージカルが実施いただけるよう現在、進めているところでございます。

このミュージカル公演による菊次郎翁の生涯を通して、本町の子どもたちが歴史や文化に触れ、自身の郷土への愛着を持つきっかけや、歌・演技などの多様な表現を学ぶいい機会になるものと期待しているところでございます。

また、西郷菊次郎翁を御縁とした龍郷町と本町の子供たちの交流が進むことで、これからの子どもたちの青少年育成へと寄与するものと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

〔中山 春年教育長登壇〕

○中山 春年教育長

それでは、上別府ユキ議員から「青少年交流事業をどのように進めていく計画か」との御質問にお答えいたします。

現在の青少年交流事業につきましては、青森県鶴田町と中種子町の2つの町と実施しており、青森県鶴田町では、2年に1度の間隔で、本町に受入れをしたあと、2年後に訪問する形をとっております。

一方、中種子町とは、毎年交流を実施しており、訪問と受け入れを交互に開催する形をとっているところであります。

さらに昨年9月、西郷菊次郎翁の関係市町で国際交流促進覚書、MOUを締結し、すべての首長が青少年交流について、その必要性を話されたところであります。

今後の計画につきましては、まず、令和8年3月には、本町の町制20周年記念として龍郷町の青少年ミュージカルの上演が予定されております。

この上演をきっかけに青少年交流事業の展開を計画しており、すでに私も今年3月には龍郷町を訪問し、ミュージカルを拝見したあと、関係者と協議をさせていただいたところでございます。

宜蘭市、菊池市については、交流事業の詳細を打ち合わせるまでに至っておりませんが、昨年末に龍郷町が宜蘭市を訪問されておりますので、訪問内容をお伺いしながら、他市町と合同の訪問団を組織するなど、少し大きな枠組みで国際交流が実施できたらと考えているところであります。

続きまして、「西郷菊次郎翁の偉業を後世に伝えるために、資料館を整備する考えはないか」との御質問にお答えいたします。

西郷菊次郎翁につきましては、明治45年8月から永野地区にあります山ヶ野金山鉱業館長に就任後、青少年健全育成のため、夜学校の開設や自費を投じ武道館を建てるなど、文武の指導や訓練に尽力されており、永野金山の歴史とともに、後世へ引き継ぐ大変、重要な方であると考えております。

その西郷菊次郎翁に関するものや資料については、現在、ふるさと薩摩の館の一角に写真や書類、鉱業館上棟時の棟札、そして永野金山関係の道具等が展示されているほか、町内には、薩摩農村改善センターにあります金庫、永野交流館の庭にあります西郷菊次郎氏頌徳（しょうとく）之碑などが残されております。

資料館の整備については、現在のふるさと薩摩の館は、公共施設等総合管理計画の個別計画により、収蔵庫としての利用へ変更する予定としておりますので、偉業を伝える一番身近な場所で展示できないか今後、関係課と検討してまいります。

〔中山 春年教育長降壇〕

○上別府ユキ議員

御回答いただきました。

経済・物流・観光分野への対応ということで、薩摩のさつまとか、菊池市の方で進められているという報告をいただきました。

また、今回の議会の中には、貿易協会に加入するという予算も計上されているようです。

そこでですが、町内への海外客、インバウンドを見越した上での対応ですが、市中免税店（TAX FREE）タックスフリーショップは、町内にありますか。あるなら何軒ぐらいあるでしょうか。今後、増やしていく対策は考えていないでしょうか。

○山口 泰徳さつまPR課長

現在、町内に市中免税店はございません。以前は、町内にあったようですが、聞き取りをしたところ、現在は取り組んでいないとのことでありました。

中には、外国人から求められて消費税分を値引きするなど、独自のサービスを実施している店舗もあるようでございます。また今後、増やしていく対策は考えないかとのことではありますが、免税店の申請は各企業から管轄する税務署へ申請する必要があるため、町から各企業に対して要請をするということは今のところ考えておりません。

○上別府ユキ議員

免税店についてですが、2024年度、訪日外国人観光客は3,000万人を超えています。また、国は2030年度までに6,000万人を誘致しようと計画しているようです。その中で、

観光客が消費する額が2024年度では8兆円ぐらいに達しているという報告もありました。

インバウンド観光というのは、本当に日本の経済の中で大きな地位を占めてくるようになったのですが、まだまだ我が町では進んでいないなというのを感じるところです。

2020年に全国で市中免税店タックスフリーショップは5万5,134店になっているそうです。外国人旅行客のショッピング意欲を向上させ、さつま町内で消費してもらう工夫をもっとしてほしいなと思っています。

町内のゴルフをメインとしたリゾート施設では、年間たくさんの海外のゴルフ客が来ているという報告を受けていますが、主に韓国とか中国系の方が多いと聞きます。しかし、ホテルと空港の往復だけで、町内の方に観光されるお客さんの姿というのをまだ目にする機会はないように思っていました。しかし近頃、近くのスーパーに外国人観光客がちらほら目にできる機会が増えてきました。この現象を見落としてはいけないなと思っています。ゴルフ客のリピーターだということを確認しています。

是非、こういう海外客がさつま町で消費していただく機会というのを見落としてはいけないと思うので、何かのそういう策というのを、さつま町でそういう買い物をする場所というのはたくさんあると思いますので、そういうところに呼びかけをして是非、そういう消費の機会を見落とさないようにしていただきたいなと思っていますので、要請しておきたいと思います。

友好交流について、質問したいと思います。

龍郷町青少年ミュージカルを招いて、町民、特に子どもたちに生の舞台を鑑賞させることは、とっても意義があることだなと思っています。

費用としても当初予算で計上され、6月補正予算にも組まれているようですが、この6月には、担当者が現地に行って打合せ調整が行われたということも聞きました。着々と準備が進められているようですが、現時点で課題は何でしょうか。

○大平 誠総合政策課長

龍郷町の青少年ミュージカルにこちらに来ていただくということで、担当者レベルで打ち合わせを先週行っておりますけれども、現時点での課題というのはまだちょっと見えてきませんけれども、例えば、さつま町の子どもたちと一緒にミュージカルに参加させるというふうになったときに、もう龍郷町の子どもたちは1年間何回も練習をされていると、その中にどういった形で子どもたちを、ちょっとした出演になるかもしれませんが活用していただけるか、あるいは、物語の中に組み込んでいただけるかというところが、一つは作られる監督さんと協議をしながら、是非、さつま町の子どもたちに参加させていただきたいなというところで課題と言われれば、そういうところを捉えているところでございます。

○上別府ユキ議員

今、私もその部分を質問しようと思っていたところですが、本当にさつま町で過ごした西郷菊次郎翁の成果、金山の開発に尽力しながらも地元の青少年育成に力を注いで来られた西郷菊次郎翁のその態度というのを是非、さつま町の皆さんにも、子どもたちにも見てほしいなというところですので、その部分を是非、ミュージカルの中の一部門として組み入れていただきたいという要請をして、この部分については、質問を終わりたいと思います。

青少年交流を推進していくということですが、教育長が先ほどおっしゃられたみたいに青森県の鶴田町、中種子町との交流を進めていく中で、またほかの3市町との交流が進んでいくと、子どもたちにとってもある意味、負担感とか、そういうのが生まれてくるだろうし、それを担当する課、それがどこになるかはっきりできませんけれども、そういうところに対しての負担感というのも随分出てくると思うのですが、そこに対しての策というのは何かございますか。

○中村 英美社会教育課長

交流市町が増えることでの負担についての御質問でございますけれども、このまま単独の市町同士で交流を続けると、5つの市町での交流となりますので、議員のおっしゃるとおり負担が懸念されるところでございます。

子どもたちにつきましては、個々がすべての交流に参加するのではなくて、それぞれの交流に希望選択制をとり、一人一人の負担を軽減する一方、広く呼び掛けることで、交流参加者を増やしていきたいと考えております。

また、職員の負担軽減に関しましては、MOUの関係市町における交流につきましては、合同での交流ができないか協議していく予定としております。

○上別府ユキ議員

青少年交流については、いろいろな形をとりながら進めていくということですが、本当に大事な部分だと思います。

これからの子どもたちの視点・視野、そういうのを広げていく上で、いろんな世界を見ることが大事だなと思っているところです。

例えば、龍郷町との交流では、奄美の歴史とか、鹿児島県の歴史とか、そういうものも垣間見ることができると思います。

また菊池市との交流では、隣にある菊陽町の世界的な化学技術、技術集約型産業という、そういうものも垣間見る機会があったらいいなと思っているところです。もちろん、台湾の宜蘭市との交流では、世界に目を向けることもできるなと思っているので、是非、それぞれの市町が合同でしていくという方向性である青少年交流というのが、より意義があるように進めていただきたいなと思っているところです。

次の質問に入ります。菊次郎資料館についてということですが、永野のこの地には、金山があったこと、その金山鉱業館長として西郷菊次郎翁が、金山振興に成果を挙げながら地元青少年育成に尽力したことを後世に伝えるために、本当に良い資料館を整備していただきたいと思っているところです。

実は、永野はいろんな課題を今抱えております。観音滝公園は使うことができなくなっております。そして、先ほどの同僚議員が質問した中で、永野交流館も地震の耐震基準がないので、使えないという状況もあります。そして、防衛施設の問題も確かに地元民にとっては大きな課題です。そんな中で、西郷菊次郎翁の記念館というのが、地元にできてくれれば本当に地元にとっては励みになると思います。

ピンチをどうやってチャンスに変えていけるかということが、地元民には、大きな力になっていくと思いますので、是非、地元で西郷菊次郎資料館というのを検討していただきたいなと思っているところです。

資料館については、関連があるので民俗資料館ふるさと薩摩の館は個別計画で収蔵庫になるという計画ですが、現在は、その計画はどういう状況であるか説明していただきたいと思います。

○中村 英美社会教育課長

現在についての御質問でございますけれども、ふるさと薩摩の館自体は、現在、資料館として予約があった場合のみ、職員が対応して施設を開けている状況ではございます。

また、計画におきましては機能を廃止して、収蔵庫にする予定としておりますことから、現在は寄託品の整理に向けて準備を進めているところでございます。

○上別府ユキ議員

民俗資料館ふるさと薩摩の館というのが、無くなっていくということもやはり一つの地元民に

としては厳しいところではありますけれども、収蔵庫という形で民俗資料は残していくということですので、そこを見学することはもうできなくなるという考え方でいいということですね。

○中村 英美社会教育課長

今後におきましては、そういう状況になろうかと思います。

○上別府ユキ議員

そこで、関連するので永野鉄道記念館の今後の状況は、どうであるかということを問いたいと思います。

○山口 泰徳さつまPR課長

永野鉄道記念館につきましては、町公共施設等個別施設計画に基づき、宮之城鉄道記念館の機能を永野鉄道記念館に集約する方向で検討しております。

○上別府ユキ議員

永野鉄道記念館は、今後集約されて、さつま町に一つの鉄道記念館ということで運営されていくという方向性ですけれども、実は、先ほど申しましたけれども、永野にはいろんな課題があるということで、永野交流館も使えない、永野にはその鉄道記念館が唯一の公共施設になっていく流れになりそうなので、それも含めたかたちで現在、永野鉄道記念館の集約に向けての動きはどうなっていますか。

○山口 泰徳さつまPR課長

宮之城鉄道記念館のいろんな備品等を永野の方へ移設をしたいということで、準備を進めておりますが、議員がおっしゃるとおりいろんな課題がございまして、現在、状況を注視しているところでございます。

○上別府ユキ議員

是非、その永野鉄道記念館と西郷菊次郎資料館が上手い具合で、さつま町永野の方で合流していただければ、素晴らしいなという想いを持っておりますので、どうか、その線で進めていただければと思っていますところ。

先ほども言ったとおり、いろんな課題を持ちながらも、そこに住む住民がただ課題と捉えないで、何かチャンスに変えていけたらという考え方で、今、地元住民は住んでいるところですので、そういうところに目を向けていただいて、地元住民の想いが叶っていくような施策を是非続けていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

次は、11番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

それでは、議員番号11番、私4月に選挙にて2期目の議員としての立場を皆様に託していただきました。町民の皆様の負託に応えるべく、また2期目ということで新人ではないということを感じたしまして、皆様の町の発展、そして、町民の皆様のお暮らしのためにしっかりと働く議員として、活動することをお誓い申し上げまして質問に入っております。

私のこの2期目のテーマといいますか、キャッチコピーというのが、「未来へつながるまちづくりをみんなでいたしましょう」と「まちづくり」ということをキーワードにしております。

その点を踏まえての本日、大項目2つでございます。

まず大項目 1、宮之城鉄道記念館の整備促進について、複数の町民より身障者専用駐車場の未設置や全体の駐車場の数の不足、利便性が悪く、宮之城鉄道記念館の中へ買い物に行きづらい等、複数の要望が届いております。

さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標 2「人々がふれあい、にぎわい、観光交流の花咲くさつま町」を踏まえて質問いたします。

小項目は 3 つです。

(1) 身障者用駐車場を設置していない理由は。また、駐車場の数について十分と考えているのでしょうか。

(2) 周辺歩道に設置されている視覚障害者誘導ブロックは、草で覆われている部分が数メートルに及び、その歩道は極端に中央が隆起しており、歩行者にとって転倒リスクが増し、危険な状態です。この状況を把握しているのでしょうか。

(3) 宮之城鉄道記念館の整備促進について、今後の考えは。

大項目 2、今後の林政について、小項目は 2 つです。

(1) これまでの森林環境譲与税を活用した事業についての評価と今後の課題をお示してください。

(2) 今後も事業を推進していく上で、林政に精通した専門職員の雇用が必要だと思いますが町長の考えをお聞かせください。

以上、1 回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、有川美子議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目の「宮之城鉄道記念館の整備促進」の関係等についてであります。

宮之城鉄道記念館につきましては、国鉄宮之城線の廃止に伴い、平成元年 2 月に設置されたところでございます。

また、施設のもう一つの側面としましては、町観光の玄関口として、また、複数のバス路線の発着点やこれを結ぶバスターミナル機能を持った施設として、その機能を十分に発揮しているところでございます。

現在の宮之城鉄道記念館前の駐車場整備につきましては、平成 28 年度に県地域振興推進事業の補助を受けまして、駐車台数の確保やエアポートシャトルの運行時間短縮のため、整備図ったところであります。

また、鹿児島県でのパーキングパーミット制度については、平成 21 年度から制度化されておりますが、平成 28 年度の駐車場整備をした際には、駐車台数確保のため、この施設については設置しなかったようでございます。

今後は、駐車台数の確保を図るために駐車場の緑地の改良とあわせまして、身障者用駐車場の整備を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、「周辺歩道に設置されている視覚障害者誘導ブロック」についてでございます。

御指摘をいただいた草で覆われている部分や隆起した歩道部分につきましては、私も現地調査を行い、安全確保とバリアフリー化推進の観点から早急な改善が必要であると認識したところでございます。

具体的な対応策としましては、視覚障害者だけでなく、全ての歩行者が安心して通行できるよう除草作業や誘導ブロックの再設置・補修作業を一体的に行い、併せて、町の玄関口としての施

設周辺整備につなげていきたいと考えているところであります。

定期的な点検で気づかないケースも含めまして、このような安全上の課題は町民の皆様方から寄せられる情報によるところも多いことから、これらを踏まえまして、今後も適切な対応策を講じていきたいと考えているところであります。

次に、「宮之城鉄道記念館の整備促進についての今後の考え」についてであります。

町公共施設等個別施設計画に基づきまして、鉄道記念館の機能を永野鉄道記念館に集約しながら、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に記載してあるとおり、町の玄関口としてのバスターミナル機能強化及び観光拠点施設並びに物産館として、町観光特産品協会と連携し、再整備を図っていききたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「今後の林政について」の御質問でございます。

まず、「森林環境譲与税」の関係でございますけれども、森林環境譲与税は、森林の環境保全と適切な管理を促進することを目的としまして、令和元年から譲与を受けているところであります。

令和元年度から令和6年度までの譲与額の合計は、約1億9,000万円となっております、森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、二酸化炭素の排出量削減対策などに活用しているところであります。

また、その使途につきましても毎年ホームページで公表いたしているところであります。

森林環境譲与税を活用した事業の中で主な取組となるのが、森林経営管理事業になります。

若干、御説明申し上げますと、令和6年度までに6地区の1,058名、644ヘクタールの森林所有者に対し意向調査を実施し、そのうち5地区において集積計画を作成し、管理委託契約を結んだ森林が170名、95.18ヘクタールとなっております。

そして4地区の117名、51.97ヘクタールにおきましては、林業事業体への再委託や、町管理事業として保育間伐を実施しており、事業としては概ね計画的に進捗しているものと評価しているところであります。

また、現在、町内の多くの人工林が伐期を迎えており、森林資源の持続的な循環利用を可能にするため、再造林の促進に向けたさまざまな事業や、木材利用の促進に対する事業にも森林環境譲与税を活用しているところであります。

未来へつなぐ豊かな森林づくり事業は、小規模零細な林業事業体に対し再造林等に係る経費の一部を補助するもので、令和6年度は再造林が当初見込み10ヘクタールに対し5.5ヘクタール、下刈りが3ヘクタールに対し2.6ヘクタール、獣害防止ネットが4,000メートルに対し5,102メートルの実績となっております。

持続可能な森林づくり交付金事業につきましては、森林所有者や管理者が行った伐採後の再造林や拡大造林に対しまして、二酸化炭素の吸収量を面積換算し交付金を交付するもので、令和6年度は当初見込み60ヘクタールに対し26ヘクタールの実績となっているところであります。

また、林地残材活用促進対策事業は、林地残材を資源として活用し、豪雨等に伴う林地残材の流出による被害拡大防止を図るとともに、森林の適正な管理に努めることを目的とし、町内の森林から木材加工施設等に供給される低質木材の買取価格の上乗せを行うもので、令和6年度は未利用材が当初見込み7,000トンに対し1,603トン、一般材が3,000トンに対し711トンの実績となっているところであります。

これらの事業により、再造林へ取り組む事業者や山林所有者は以前と比較しますと着実に増加しており、一定の評価はできるものの、それでも再造林率は20～30%ほどにとどまっている状況下にあります。目標としております67%にはまだまだ及ばず、今後もさらなる事業の推

進が必要であると考えているところであります。

その他、ソフト事業としまでも町の将来を担う子どもたちへの森林環境教育、乳幼児への木育といった事業にも森林環境譲与税を活用し、森林の持つ公益的機能への理解の醸成や、木と触れ合う環境づくりに取り組んでいるところであります。

令和6年度は町内5小学校において木工教室や森林に関する授業を行い、また、1歳児に対して県産材、これはヒノキでございますけれども、これで作成した木製椅子69脚、2歳児に対して、竹製の箸・スプーン・フォーク60組を贈呈いたしているところであります。

今後の課題についてでございますけれども、森林経営管理事業につきましては、令和14年までに町内すべての地区の意向調査を終える予定であります。調査結果次第では、町で管理する森林面積が今後も増えていくことを踏まえ、人員の確保や巡視を事業体等へ委託するなど、その体制を構築することが必要であろうかと考えているところであります。

また、再造林、木材利用に対する各種補助事業につきましては、当初見込んだ事業量に対し、実績数量が追いつかず、執行残額が基金に積み立てられている状況下であり、さらに、町内の林業事業体は、小規模零細な事業者が多く、譲与税事業を展開してもその受け皿となる事業体にそれらを処理するだけの体力や能力がないことには、事業の推進もままならないという状況にあるところであります。

今後におきましては、事業の周知や事業体との連携をより密にしながら、事業の効率的かつ積極的な執行に努めるとともに、林業事業体の経営の安定と、人材育成や担い手の確保を重点課題と捉えながら、その対策としての事業にも譲与税を活用してまいりたいと考えているところであります。

最後に、「林政の専門職員」についての御質問であります。

森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化している中、林政業務には、新たな森林経営管理制度の運用や、担い手の確保・育成、木材利用の促進、さらには頻発する自然災害への対応など、高度かつ専門的な知識と技術が求められております。専門性をいかに確保し、行政サービスを向上させていくかは、町政における重要な課題であると認識しております。

このような専門的な課題に対応するため、令和6年度より「森づくり推進監」を設置いたしましたほか、現在、非常勤の職ではございますけれども、林政に豊富な知識と経験を有する専門家を「地域林政アドバイザー」として配置しているところであります。

このアドバイザーの存在により、専門的な課題に対して迅速かつ的確に対応できる体制を構築できており、本町の林政を推進する上では、誠に大きな力となっているところであり、今後とも制度を継続してまいりたいと考えているところであります。

一方で、常勤の林政専門職員を採用するという考え方も、専門性を恒常的に確保する上で、有効な選択肢の一つであると認識しているところであります。

専門職員を配置することにより、長期的な視点に立った施策展開や、より高度な専門業務への継続的な対応が可能になるという利点は、大きいものと考えているところであります。

併せまして、現在の、一般事務職員が人事異動により林政業務を担当し、アドバイザーの助言を受けながら実務を通して知識や経験を習得していく方法にも、組織全体として大きな利点があると考えているところであります。

具体的には、職員が一定期間、林政業務を経験することで、組織内に知識やノウハウが蓄積され、職員全体のレベルアップ、いわば「組織としてのスキルアップ」につながっていくものと考えているところであります。

以上のことから、引き続きアドバイザーとの連携を密にし、現在の体制の充実を図るとともに、社会情勢や林業を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、常勤の専門的な職員の配置につきましても、新規採用を含め、将来の重要な選択肢の一つとして、長期的な視点でこれは検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩とします。再開は、おおむね午後2時00分とします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○有川 美子議員

それでは、1回目の通告の質問に加えて、2回目の質問へと移ってまいります。

まず、1分だけ説明させていただきたいのですが、2期目になりまして1期目の途中からなのですが、議員として質問をする時に町民の皆様のお困りごとであるとか、アイデアとか、思いとかをお伝えすることはもちろん大事なのですが、それを役場の皆さんが作っているさつま町総合振興計画、この10年間で、これは平成28年から令和7年度、今年度までの10年間でこういうことを計画したんだということがこれに載っていますよね。これのどこを、私は町民の声を聴いて質問するかというのをやはり明らかにしたほうがいいと思っております。なので、冊子を持ってきましたが、これはもう令和7年度なので、来年からは新しい10年間、前期5年間、後期5年間と計画されますので、役場の執行部の皆様には、いろいろな町民の声をお伝えしながら考えていただきたいと思います。

それに合わせて、先ほど町長からの答弁にもありました、「さつま町、まち、ひと、しごと創生総合戦略」そして、この中には出てまいりませんが、私は介護福祉士でございます。現在は仕事はしていませんが、その福祉への思いというのは持っておりますので、さつま町の障がい者計画も併せて持っていました。これを踏まえて、この中に鉄道記念館について、町長おっしゃいました「観光の玄関口の顔」ということで整備をするということなのですが、それがいろいろなことに、こういう計画の中に入っていないといけない、そして、町民の暮らしのためにこの旧鉄道はなくなったけれども、観光の玄関口、交流の玄関口がやはりきれいな状態、少し地味ではありますが、便利である、そういったことが必要であると思うので質問を続けてまいります。

最初の身障者用の駐車場がない理由について、鹿児島県のパーキングパーミット制度が令和2年度からだったと、以前、そちらの鉄道記念館前を整備したのが平成28年度なので、そういう考えがなかったとか、ズレでいたという回答のように聞こえましたが、大変失礼ながら1つだけ、私はバリアフリー法は平成18年から国が定めておりますし、福祉に携わっている者として、やはり身障者駐車場がない理由が、県がパーキングパーミット制度を導入していなかったという事実は大変残念に思います。今の執行部を別に責めているわけではございません。全体的に駐車場の台数確保というのはもちろん、今回、私もそれを求めているのですが、そこに福祉の視点が加われなかったということは残念だなというふうに思います。

では、質問といたしまして、福祉目線の不足というふうに考えておりますが、こちらの方で住

民の声をお伝えいたします。出水特別支援学校に車いすで通学するお子さんと保護者の方からは、まず朝もですが、夕方お迎えする時もなのですが、鉄道記念館前の駐車場が空いてないこともあると、すみません、私は説明が不足するのでちょっと持ってまいりました。こちらが鉄道記念館でこの前の駐車場11台分、2台はタクシーなのですが、ここが空いてないことがあるということがまず1つわかりました。では、空いてないときは、皆さん御存じのとおり、道路を挟んでこちら側にある駐車場の方に止めるのだけれども、例えば今、ちょっと雨少ないけれども、梅雨であります。この朝8時ごろ学校に送り出すときに、その保護者さんは、カッパを着て、本人にもカッパを被せ、荷物がたくさんあるので傘をさすことはむずかしいと、本人を濡らしたくないので、保護者さんは本当にずぶ濡れになって通学させていると、これを卒業したお子さんの保護者さんからは、「もう、そういうものだ」「町が変えてくれるとか、そんなふうに思っていなかったの、受入れていた」という意見もありましたが、やはりずぶ濡れのままお子さんを通学させる、ここに屋根が1つあれば駐車場が空いていれば、いや、身障者用駐車場があれば、という思いがあると思いますので、これはお伝えさせていただきます。

そして、もう一つあります。この点について質問です。この駐車場がありますが、狭いという御意見がきております。

ここはですね、例えば出水特別支援学校に通うお子さんにも下の兄弟がいらっしゃるのですね。そうすると一緒に乗せてくるのです。

例えば、先に行かせることはできないので、2人、一緒に降りて一緒にこの横断歩道を渡っていきただけけれども、まず下ろすスペースが狭すぎるというところが1点。なので、これを広げていただきたいという要請が1点。

申し上げますが、ここで降りた時に御存じのとおりバス停ここなのですが、横断歩道はこの歩道の左右にあるわけですね。子どもさんを連れている保護者さんというのは、横断歩道を渡ろうねと教えると思うのです。私たち大人も。でも、この駐車場で降りても横断歩道に行くまでには、この構内の車道に出るか、若しくはこの緑の部分は全部芝生です。緑地を乗り越えないといけないという状態になっております。これは非常にやはり安全面をちょっと軽視したつくりになったのではないかと思います。

なので2点、駐車場を広げていただきたいという要請と、この芝生の部分、正直、私はもう不要かなと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○山口 泰徳さつまPR課長

まず、パーキングパーミット制度については、平成21年度から鹿児島県の方で制度化されたというふうに認識しているところでございます。

それから、駐車場の間隔の関係でございます。以前は、平成5年ぐらいに駐車場整備をしておりまして、その時は、一般の車両が5台しか止められなかったということで、平成28年度に議員がおっしゃるとおりタクシー2台を含めて11台ということになっております。この時も非常に駐車台数の確保をするために車と車の間隔というのが非常に狭くなっておりまして、勢いよくドアを開けると隣の車に接触するような状況もあるようでございます。

ここについては、緑地帯の撤去や、そういうことも含めてまたいろんな補助事業もあろうかと思っておりますので、そういう事業を導入できないか検討しながら改良に向けて取り組んでいきたいと思っております。

それから横断歩道の関係でございますが、ちょうど建物の西側と言いますか、そちらのほうにバス停がございまして、大型バスがそこに止めるとなりますと、できれば一番いいのは真ん中に横断歩道があるのが最短距離で建物の中に入れるのですけれども、そういうことから今の前後に

○有川 美子議員

この宮之城鉄道記念館の中でお土産を買うということも含めて、身障者駐車場、近いところをと思いますが、この私のアイデアについていかがでしょうか。

○上野 俊市町長

私自身、現地を確認させていただいたところでありまして、駐車場のこの間隔の狭さというのも本当に狭いなというのを私も思ったところでもあります。

なかなか日頃見ているようで、見ていないというのが実感したところでありまして、やはりそういう立場にならないと、なかなかそういう視点が出てこないのかなと思っているところでもあります。

この周辺の一体の関係等については、私も現地を踏まえまして、改めるところは改修していかないといけない部分というのはあろうかと思っております。身障者の駐車場も鉄道記念館の植え込みの郵便局の前、先ほど丸印をされたところが、植え込みの撤去も含めてあそこが活用できるのではなかろうかと思っているところでもあります。

また横断歩道の関係等につきましては、ここの区間が町道でございますので、県の公安委員会等と協議というのも当然出てくるでしょうし、全体的にここ辺りはまた改めて検討させていただきたいと思っているところでもあります。危険な箇所等については、早めに対応していきたいと思っております。

○有川 美子議員

はい。すみません、早々に町長自ら現地を見てくださったことに感謝申し上げます。おっしゃるとおりで、こういう地図までお伝えするには、やっぱりわかっていたきたくて、思ったのでこのようにしております。なので、身障者駐車場は早期に設置を要請いたしまして、次は2番目の歩道の方です。隆起しておりまして、視覚障害者用の点字ブロックの方が草で覆われているところがありました。私も車で移動することが多くて、実際には歩くことがありませんでしたので気付くのが遅れたと反省しております。その部分というのは、この地図で申し上げると、ここの黄色の部分ですね。もう現地見ていただいたので、お分かりになると思うのですが。

やはり点字ブロックを踏むという行為だけでも、今は世間でそのようなことをするべきではないというバッシングが起こるぐらいのことでございます。しっかりと、この障害のある方にも安心して歩いていただけるよう、また大変、真ん中が下から草が道を持ち上げて隆起しているがために、普通の歩行者も通りづらいというところがございますので、こちらの方も駐車場と併せて早急に誘導の再設置も含めて、この道路自体もちょっとレンガみたいなブロックなのが当てはめてあって、景観はいいのですが、はっきり申し上げてとても歩きづらいのですね。車いすもですが、ベビーカーも然りなのです。そのへんもヒアリングしていただいて、設置の時にはどうぞ御検討を要請いたしまして、3番目の質問へと移ってまいります。

小項目3つのところ最後にまとめて、宮之城鉄道記念館の整備促進について今後の考えはということでお伺いをいたしております。

ここで、先ほども事業の何か補助があればとかという話も先ほど出てまいりました。

確認なのですが、以前、整備をした時に、県の補助というか、事業を使ってということだったのですが、そちらの予算額、不足する分については一般会計から出ていると思いますが、そのへんの予算の詳細をお示しください。

○山口 泰徳さつまPR課長

駐車場整備については2,500万円程度かけて整備をされたと思っております。その中で、県の補助が2分の1ということで整備をしております。

また、この事業につきましては、通常の更新とか、平成28年度にしましたので、もう一回や

ろうとするときには、現状の更新だけではなく、機能性向上というのが1つのポイントになるようでありまして、そういう身障者用の駐車場を増やすとか、そういうことについては事業の対象になるというふうに思っているところでございます。

○有川 美子議員

前回の整備にも、県から2分の1の補助があっても2,500万円掛かっているわけですから、半分の1,250万円という予算が町からも出ているということでお伺いしました。

今回も、そういったものを利用するにあたっては、機能性の向上が必要ということでありまして、身障者用駐車場の設置というのがそれに含まれれば有難いことかなと思っております。やはり、町の財政も厳しいというところでありますので、そこらへんも是非、活用をしていただきながら整備の方を進めていただきたいと思います。

整備の方なのですが、今は予算の確保ということで、前回の事業も聞きましたけれども、今ここを整備の検討をするにあたって、予算を確保して、事業計画を立てたり、どの様に整備するかというのを専門家に立てていただいたりするのですが、こういったことは期間、どのぐらいでできるものとお考えでしょうか。

○山口 泰徳さつまPR課長

先ほど、駐車場の整備と、身障者用駐車場の整備、それと歩道の改修等含めまして、ある程度、設計業務が必要になってきます。

町の職員でできるのか、業者の方へ業務委託するのか、そこら辺り含めて、補助事業の導入と併せて、そういう段取りが必要になってくるというふうに思います。

早急に対応できるようにまた進めてまいりたいと思います。

○有川 美子議員

ちょっと今の一般質問の時点で、（期間が）どれぐらいでというのを確実にお示しいただくのは難しいと思いますが、そうおっしゃったみたいで、3つのことを今求めているわけですね。駐車場の数、一つ加えるとするならば、緑地撤去というのも一つの大きな項目になると思いますので、なかなかガラッと宮之城鉄道記念館前、観光交流の玄関口が変えることを今要請しておりますので、それなりの時間はかかるとは思いますが、やはり今現在、出水特別支援学校に通っているお子さんであったり、やはり2階の建物を使っている方がいらっしゃいますので、早急に取り組んでいただきたいと思いますというふうに強く要請をいたします。

一つだけ、町長にここでお伺いしたいことがあります。

私は、一番最初に申し上げたとおり、「未来へつながるまちづくり」というのをこの2期目の私自身のやはり今までいろんな議員の皆様が質問してきて、町長も回答されているのが、全てがどれ一つとしてまちづくりからこぼれるものはないわけですね。

議会も、行政の皆様、そして町民の皆様の負託を受けながら、このまちの未来を創っていく大きな役割をいただいているわけですが、実際に、宮之城にお住まいの町長は、観光交流の玄関口どんなふうになったらいいか。

私は、実は、街歩きができるような中心地になっていただきたいと思いますと思っているのです。本庁舎に歩いてくる。車で来ても、ここに車止めても歩きながらこの周辺を歩いて、散策じゃなくていいのです。いろんなところにお土産買いに行くのに、宮之城鉄道記念館に行けばいいし、先ほどは、学校の子どもたちのためにセブンイレブンさんのあそこのところの土地とかですね、とにかく歩ける、そういう中心街になってほしいと思っていて、それが歩けるということは、商店街の賑わい、元気というのにもつながるのかなと思っております。

町長はこのへんどうでしょう、私がこのように宮之城鉄道記念館整備してと申し上げているの

は、まちづくりの一つなのですが、いかがでしょうか。

○上野 俊市町長

まちづくりの観点からの話でございますけれども、私自身は、この鉄道記念館だけではなくて、やはりこのさつま町にあります、いろんな観光拠点の施設、県立公園もそうですし、鶴田ダムもそうですし、こういうところが歩いていくというのはなかなか難しいので、私自身は自転車で簡単に回れるようなそういう楽しいまちができればなというふうには考えているところであります。

その一つとして、鉄道記念館というのは町の顔として、元々駅があったところですので、あそこはやはり中心になろうかと思っているところでございます。

全体的に見て幅がさつま町も303平方キロメートルもございまして、大変広くございまして、そういう中で拠点となる施設は、しっかりとつないでいって、先ほど午前中もありましたように賑わいのあるまちづくりにつながるような、そういうまちができればと思っているところであります。

それと先ほど、鉄道記念館の関係でありましたけれども、やはり危険なところは早く対応しなければならぬと思っていますけれども、先ほどありました緑地帯の整備とか、相当、費用等も掛かるところは、これは計画的に進めていかなきゃならないと思っておりますけれども、非常に危ないところはやはりしっかりと早急に対応はしていきたいと思っているところでございます。

○有川 美子議員

通告なしに町長のお考えを聞いているのですが、町長、自転車に乗られますので、おっしゃっているように、私もああいう自転車で回れたりとか、観光地が活発に、本当にこの本町の観光だけではないのですけれども、観光を通して交流人口が増えたりとかして、本当に賑わいがある、ああ、さつま町って失礼なこと言いますが、田舎ですよ。都会の東京とかと比べると。

でも本当に、私はこちらに住んで、この癒しのとっても素敵な我が町が大好きですので、町長もおっしゃったように、いろんな形で観光、そして、宮之城鉄道記念館というのは中に、薩摩のさつまを中心にお土産として販売してますし、箱詰めもしてくれるというのがあります。あそこが、通常来る人が増えるように、私もこれからいろんなアイデアをいただいておりますので、そちらも担当の方にもお伝えしながら、お役に立てたらと思うところです。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、大項目2の森林環境譲与税を活用した今後の林政についてというところで、森林環境譲与税を活用した事業について、少し説明というのを私の方でもお願いをしたので、回答の方でいろいろと詳しく事業の評価、今後の課題をお示しいただきました。

正直、森林というのは、私、林業というのは学べば学ぶほど、まだまだいろんなものがあって、さつま町、我が町は本当に山に囲まれているのですが、山主さんも多いのだけれども、個人山主さんが分からなくなっていたりとか、いろんなことがあって、大変、林業は重要な基幹産業であるのだけれども、それを担当する課の皆様の御苦労あるなど思っております。

その中で、森林環境譲与税というのは、国税として税金ですから1,000円ですね、皆様、税金として徴収されているものなのですが、この活用については、鹿児島県やっぱり500円、また別で森林についての税金もありますので、大変、注目があるところでございます。

その中で、すみません、時間の都合上一つ、質問いたします。林地残材活用促進対策事業について、回答がございました。

林地残材、林、地で残った材木の材ですね、林地残材、これを資源として活用するということの事業がございまして。これに私が質問するのは、回答にもありました豪雨等に伴って木を切ったあとの残材が流出をして被害が拡大するのを防止する。これは山を背負っている地区に住んでい

る私としては、とても気になるところなのですが、この事業が令和6年度は未利用材が当初見込みの7,000トンに対して1,603トンと、一般材の3,000トンに対して711トンって、実績的には、正直考えていたようにはいかなかったというような回答でございました。

この林地残材活用促進対策事業がなかなか実績見込みの、当初見込みのようにいかなかったこのへんの経緯と言いますか、この事業の詳細の説明と、あと実情みなたいなところをお示しいただければと思います。

○上谷川征和森づくり推進監

林地残材活用促進対策事業の実績が少なかった要因でございますけれども、当初、3事業者において取組を想定しておりましたけれども、1事業者からの申請がなかったことが大きな要因となっているところでございます。

また、林地残材は林内で集積し、運搬するにあたりましては、太さも、大きさも不揃いで手間がかかる作業であること、また受け入れる事業者にとっても小石や泥などが付着しており、チップ化する際に扱いづらいといったようなこともあるようでございます。

今後につきましては、こうした課題に対する改善策なども研究しながら、林地残材が活用されるよう取り組んでいきたいと考えているところであります。

○有川 美子議員

林地残材活用促進対策事業についてお伺いしておりますが、結局、木の使える部分を切って、残ったところなので不揃いだということもよくよく分かりますが、実際にこういう仕事をなさっている方からは、さつま町の山、全部からそういう残材が出た時に活用して、出して、お金に変わるということですね、簡単に言えば。「したいのだけれども、制限があるんだ」という言い方をされるのですが、このへん、ちょっと私、制限というところがすみません、勉強不足であります。例えば、お金なのか、お金に変えるという時のそこらへんなのか、それとも、山を切るというその計画を出していないといけないとか、そのへんの細かいところはいかがでしょうか。

○上谷川征和森づくり推進監

この林地残材の買取支援につきましては、価格に差をつけているところでございます。森林経営計画地や保安林から搬出される材につきましては、1トン当たり2,000円、一般山林につきましては、1トン当たり500円としているところでございます。森林経営計画地や保安林につきましては、伐採後に再生林を前提とした計画的な伐採となることや、また一般山林につきましても、森林計画などを作成していただき、計画的な適正な管理に努めていただきたいということから差を設けているところでございます。

○有川 美子議員

買取支援のところを言っているということもありますね2,000円と一般山林の500円のところ。計画を立てているところでないといけないというのも私も確認しておりますが、災害、今の梅雨時に幸い線状降水帯の発生というのは、さつま町は免れておりますけれども、毎年ヒヤヒヤとするような、この時期になると思いだされるのが豪雨災害であったり、もう昔の災害を皆さんおっしゃるものですから、やっぱり残材というものが撤去されるという方を優先する事業に変えられないのかなというような声は実はございます。

それが、買取支援というところがやはり苦勞するわけですね。切った後に、奥の方だったら表に出すだけでも大変な御苦勞があると思うのですよね。でも、それが大した補助がないとなると、出さなくていいじゃないか、というふうに動いてしまうと思うのです。このへんがありますが、このへんの声というのは、町長とか、担当の方とか、そういった声聞いてないでしょうか。もう少し買取価格を考えてほしいとか、そういった声はないでしょうか。

○上谷川征和森づくり推進監

買取価格に対しての要望というものは、特別に受けていないところではございます。

しかしながら、災害抑止につながる林地残材の活用ということは、積極的に進めていかなければならないというふうにも考えておりますので、今後、そうした課題、改善策、事業の促進が図れるような対策についても研究していきたいというふうに考えているところでございます。

○有川 美子議員

そうですね、研究という言葉でよろしいかと思います。ヒアリングの時に詳しく私の方から言っておりませんでした。やはり私の方が林政について、一般質問するという事で、町の広報とか、無線で言われたときに、「有川さん、実はこういうところもあるんだ」という声が届きましたので、急遽、このへんについて詳しく質問してまいりましたけれども、全てにおいて、買取価格を上げたからといって、その事業が進むかというところではないかと思えます。

町の事業も全てにおいて、私たちは町民の皆様の税金を預かって、適正な事業を進めていきますので、ただし、やはり現場にいる皆さんが苦しんでいたりとか、災害というものが頭にありますので、促進ができるようなことを、大変、私からの意見、知恵がなくて申し訳ないのですが、そのへん、事業者の、現場の皆様と声を語り合っていて、どうしたら進められるかというのを語り合っていていただきたいというふうに要請いたします。

では、最後の質問でございます。

森林づくりの専門人材の必要性ということで、最後の質問をしてまいりました。この点について、町長の回答でも「高度で、かつ専門的知識が必要なんだ」ということもおっしゃってありました。その声は大変、私は周りに山主さんたちが多いのですね。山を持っている町民の方が大変、周りに多く住んでいるので、「有川さん、専門の人材が町の役場の中にいないといけない」というのも、ここ一、二年ずっと言われてきたものです。

その中で、いろいろな御苦労があると思うのですが、人材は必要なのだけれども、いろいろな体制、地域林政アドバイザーとかしていることで、ちゃんと体制は構築されているのだという御解答ではございましたけれども、やはり、山、この林業、基幹産業として、必要でありますので、やはり専門の職員さんというのを求めているというのをお伝えしていきたいですし、要請、要望していきたいと思うのです。

以前、旧鶴田町、旧薩摩町、旧宮之城町には、それぞれ専門の方がいたというのを皆さんがおっしゃるのですね。なので、その方と同じような知識と言いますか、そういうのを蓄えて、山を守っていくための人材が欲しいということなのですが、このへんについて、何々師とか、資格の名前であるとか、そういう専門人材、研修とか、これまで募集はして来られたのかとか、そのへんの経緯を少し御説明をお願いします。

○富満 悦郎総務課長

林業技師の採用試験の関係です。

直近の採用試験につきましては、平成30年度から3年連続実施しておりました。受験者はあったものの、試験の結果、採用には至っていないところでございます。

あとは、専門的な資格というところなのではございますけれども、地域林政アドバイザーで言えば、現在1名、職員で資格を取った方がいらっしゃいます。いろんな条件が、方法があるのだけれども、その方は林野庁が実施する研修を受講されて、取得されたというようなことでございます。

○有川 美子議員

総務課長から御説明いただきました。

すみません、ちょっと細かいところお伺いしますが、職員の方でこの地域林政アドバイザーの

資格を取得されたということで、この受験には、こういう資格を取得する時には、受験料というお金がかかると思うのですが、費用が。このへんはどうなっているのでしょうか。

○上谷川征和森づくり推進監

地域林政アドバイザーの資格というのが、林野庁が実施する研修を受講する、または、それに準ずる林野庁が認める研修をした者となっているところでございまして、この鹿児島県が行う研修を受講した者が職員が1名いるということでございます。

これにつきましては、研修ということで、出張で行っております。

○有川 美子議員

県が行う研修を受講するという事で、その資格が獲られると。その費用の面に関しては、個人的な負担が職員にはないというふうに理解してよろしいですね。

仕事といえども、知識を蓄えて、勉強なさって資格を取ると、こういったところの職員の方には、費用というところは負担なくというふうに考えておりましたので、お伺いいたしました。

残り5分となりましたので、まとめさせていただきます。

本日、この森林づくりの専門の人材については、やはり現場からは必要という声はあるけれども、やはり今の人材不足とか、大変、専門的な分野ですので、御苦労があるということは重々承知しておりますけれども、やはり引き続き募集、そして、また職員の方でも地域林政アドバイザーにという方がいらっしゃれば、積極的に受講していただいて、町民の皆様の御不安というのを解消する方向に少しでもいっていただけたらと思います。

全体のまとめとして、私からの要請をまた最後にお伝えいたします。

最初の宮之城鉄道記念館前の駐車場を含みます、整備促進については、早期という言葉は私の方では町民の皆様のお困りがあるので、要請したいと思います。早期について、予算があることも、いろんな準備があることも承知の上でございしますが、困っているという町民がいらっしゃる限りは、議員としては早期にというふうにお伝えします。その点、町長にも危険な場所は早めにとおっしゃっていただいたので、そのとおりにお進めいただきたい。これは、要請をしておきます。

そして、最後の森林の方は、今質問をいたしましたけれども、今、人材の部分ではなく、最初の林地残材のところですね。それだけではなく、全てこの林業というものが、山の中から必要じゃないものを道に運び出すというのは大変な御苦労があると聞いております。でも、それをしてでも補助金で、少しでも苦しい経営が補てんになるのであれば、頑張るという事業者さんは実際に声がありますので、その点も含めて、しっかりと事業者の皆様とか、現場の皆様の声を聴いていただいて、寄り添っていただいて、事業推進を図っていただくことを要請いたします。

以上、まとめでの要請をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月24日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時43分

令和7年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和7年6月24日

令和 7 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問
令和 7 年 6 月 2 4 日（第 3 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(4) 徳 留 和 樹	1 新規就農者等の支援策について 令和 6 年度における本町の新規就農者は 3 名であり、川薩地区は 6 名であった。昨年 7 月には、ニューファーマー営農塾などが開講され、新規就農者の方々が様々な夢や目標を発表された。 本町として新規就農者や認定農業者の方々などのように支援していく考えか。 2 物価高騰による機械、機材導入等について 近年の物価高騰は、農業にも深刻な問題を与えている。本町のみならず農業従事者の確保や維持は喫緊の課題であるとする。 農業を続けようとしても機械などが故障し、修理代、導入費の高騰で断念する農業事業者も増えてきている。 このような現状をどのように捉えているのか。 また、昨今のコメ問題などを踏まえて、本町としての補助や助成を含めて、何か特別な対応などを考えているか。
7	(7) 桑 波 田 大	1 コンベンションタウンさつま推進協議会について 本町ではコンベンションタウンさつま推進協議会を組織し、スポーツ合宿等の誘致活動に取り組んでいるが、これまでの活動実績と町への経済効果、費用対効果について問う。 また、問題点や課題に対する具体的な改善策や、今後の新たな目標など考えているか。 2 災害協定の見直しについて 近年、災害による直接的な被害よりも、避難途中や避難後の体調悪化による災害関連死が増加している。 避難所でのライフライン確保は、民間団体との連携が不可欠だと考えるが、現在の協定はどうなっているか。
8	(3) 堅 山 秀 樹	1 農業振興及び農家所得の向上対策について (1) 農業振興における認定農業者の役割は、必要かつ重要な役割を担っているとするが、認定農業者の確保に向けた取り組みとその支援策についてどう考えているのか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		(2) 認定農業者以外の一般農家、特にコメを生産する兼業農家（第三者的農家）への支援策は考えていないのか。 (3) 大型農家や認定農業者に農地の集積が進む中、基盤整備がいまだになされていない地区への対応はどう考えているのか。
9	(13) 中 村 慎 一	1 所信表明について 町政運営に対する所信にあるさつま町の課題が山積する中に、下記について、町政の推進方策をどのように方向付けるのか示せ。 (1) 国土強靱化地域計画に基づき道路改良や避難路の確保等を計画的に進めるとされているが、令和3年の大雨被害の状況等からも安全な道路交通網の確保は大事である。この点について、所管課ではこれに基づき具体的な年次計画等をもって対策や事業推進を図っているのか。 (2) 本町の基盤産業である水田農業対策において、高齢化等による農家の減少に対して、農業者の確保対策は出来ているのか。担い手支川については認定農業者について対策が講じられているが、地域への定住の観点からもその他一般への対策は講じる考えはないか。 (3) 賑わいのある中心市街地づくりについて、具体的な構想は出来ているのか。また、文化センターの大規模改修との兼ね合いはどうなるのか方針を示せ。 (4) 子育て支援について、子育て応援パッケージとして支援していくとされているが、少子化が進み1年間の出生者数の状況などからは、現在の保育所・認定こども園の体制について方向付けが必要であるとする。地域への定住問題を含めて、これについての考え方を示せ。

令和7年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和7年6月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ャ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 議会事務局長補佐
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
菊 野 祐 二 危 機 管 理 監	大 平 誠 総合政策課長
垣 内 浩 隆 財 政 課 長	久保田 春 彦 こども課長
山 口 良 浩 農 林 課 長	上谷川 征 和 森づくり推進監
永 江 寿 好 担 手 支 援 室 長	山 口 泰 徳 さつまPR課長
太 田 竜 也 産 業 ・ 定 住 支 援 室 長	原 田 健 二 建 設 課 長
藤 園 育 美 教 育 総 務 課 長	中 村 英 美 社会教育課長

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○新改 秀作議長

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、4番、徳留和樹議員に発言を許します。

〔徳留 和樹議員登壇〕

○徳留 和樹議員

改めまして、おはようございます。新人議員の徳留和樹でございます。初めての一般質問2日目のトップバッターということで、大変緊張しておりますがよろしくお願いします。

私も、平成30年に認定新規就農者として就農いたしました。5年間の次世代人材投資資金をいただきながら、稲作農家としてスタートさせていただきました。

担い手支援室で営農計画を立てながら、認定新規就農者から認定農業者にステップアップをさせていただき、さつま町の青年農業者として農業に携わらせていただいております。

認定新規就農者の経験に基づき、質問をさせていただきます。

1 新規就農者等の支援策について、令和6年度における本町の新規就農者は3名であり、川薩地区は6名であった。昨年7月には、ニューファーマー営農塾などが開校され、新規就農者の方々が様々な夢や目標を発表されました。

本町として新規就農者や認定農業者の方々をどのように支援していく考えか。

2 物価高騰による機械、機材導入等について、近年の物価高騰は、農業にも深刻な問題を与えている。本町のみならず農業従事者の確保や維持は基金の課題であるとする。

農業を続けようとしても機械などが故障し、修理代、導入費の高騰で断念する農業従事者も増えてきている。

このような現状をどのように捉えているか。また、昨今のコメ問題などを踏まえて、本町としての補助や助成を含めて、何か特別な対応などを考えているか、お聞かせください。

〔徳留 和樹議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

改めまして、おはようございます。

それでは、徳留和樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「新規就農者等の支援策について」でございます。

担い手支援室では、新規に就農を希望する方や、親元就農を希望する方から「就農相談」を随時受け付けながら相談に乗っているところでございます。

令和6年度は10名から延べ24回の面談を実施しているところでございます。

このように面談を実施する中で、経営品目、農地・機械の有無、5年後の経営目標、所得目

標を確認し、県・町・J Aと連携して認定新規就農者や認定農業者への就農計画書の作成支援を行い、令和6年度は先ほどもありましたけれども、認定新規就農者3名、認定農業者2名を新たな担い手として認定しているところでございます。

認定新規就農者を対象とした支援としまして、まず、国庫事業の農業次世代人材投資事業があります。

本事業のメニューの中の経営開始型は、年間150万円を3年間受給できる給付型の支援になります。

支援後には、半年に一度、就農状況報告を提出し、経営や栽培技術等の悩みについての相談を受け、関係機関と一体となって解決に向けた支援をし、伴走型の経営指導をいたしているところでございます。

次に、経営支援型としまして、国・県の経営発展支援事業があり、就農後の機械・施設等の導入に対する支援を行っております。

また、町単独の補助事業「認定農業者等支援補助」による稼げる農業支援策として、農業機械・スマート農業機械等の導入など持続可能な農業への支援を行っているところであります。

今後は、新規就農者や認定農業者が意欲をもって農業に取り組めるよう、やる気が出るような、ポイント要件の見直し、補助率・補助上限等額の引き上げなど、検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「物価高騰による機械、機材導入等について」の御質問でございます。

農業従事者の確保につきましては、季節や天候及び作物による繁忙時期などの違いにより、年間を通じた労働力の確保は非常に難しいものがあります。

町といたしましては、農業者のタイミングで作業員の募集ができることから、1日農業バイトデイワークアプリの登録を推奨しており認定農業者会や農業青年クラブへも周知を図っているところでございます。

また、本アプリを利用された農家からは、「作業計画にあった労働力確保ができ、その日の作業がスムーズに終わられた。」という話も聞いているところであります。

また、昨今の燃油及び配合飼料並びに肥料などの生産資材や機械設備等の高止まりにより、生産コストが上昇しましたことで、農業経営には非常に大きな影響を受けているところでございます。

国としましては、自らの農地は自ら守るという方針から、今後は、地域の農地は地域で守ることに方針転換しまして、各地域にいつ・誰が・どの農地を担っていくか、具体策を地域計画に盛り込み目標地図に定めたところであります。

今後の農業生産につきましては、兼業農家の方も含め個人での農業機械の購入だけではなく、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した集落営農組織や各地域での農業機械の共同購入、共同利用、共同作業を進めなければならないと考えているところであります。

米の需給調整につきましては、平成29年産までは国からの生産数量目標等の配分に基づき調整されましたが、平成30年産以降は、県から生産目安が提示され、各農家が営農計画書を作成し、水稻作付を実施しているところであります。

御案内のとおり、令和6年産の米価格につきましては、1等米の仮渡金価格が30キロ当たり13,400円であり、令和4年産6,200円、令和5年産6,700円と、過去2年を比較しても、令和6年産については、かなり高い価格となったところであります。

しかしながら、令和7年産米については、政府の備蓄米の放出やミニマムアクセス米の主食用への流通、主要米の作況指数、収穫量の統計見直し等、今後、米の状況がどのように推移して

いくのか予測ができず、販売価格に関しても、政府の今後の政策次第で変わってくると予想しているところでもあります。

また、本町の作付面積も、昨年度よりWC S用稲が約50ヘクタール、加工用米が40ヘクタール、飼料作物が18ヘクタール減少し、主食用米の作付が81ヘクタール増加している状況になっており、今後、収穫量の増加が見込まれているところでもあります。

いずれにしましても、今後の国の水田政策の動向を注視していく必要があると思っているところでもあります。

また、主食用米の生産人口も減少していますことから、今後におきましては、新しく水田農業対策事業として、積極的に国、県の補助事業の活用のほか、「あきの舞」等の高温に強い品種の普及拡大や大型機械の新規購入や更新、生産資材の更新等の町単独補助事業も検討し、水田活用を主に政策推進を図って行かなければならないと考えているところでもあります。

〔上野 俊市町長降壇〕

○徳留 和樹議員

御回答いただきました。

その中で、次の質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと重複するところもあるかと思いますが、新規就農者等、いま作付や収穫時期に農業の労働力不足の問題があると思うのですが、町としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○永江 寿好担い手支援室長

お疲れ様でございます。

労働力の関係でございますけれども、先ほどありましたように、農家からいろんな相談を受けております。雇用農業の形態としましては、ハローワークを通じた雇用、それから先ほど申し上げました1日農業バイト、デイワークアプリを活用した雇用、それからインターンシップ制度を活用した利用、それから農福連携などあると思います。あとは、個人間の相対による雇用があると思います。

その中で、繁忙期の短期雇用ができる「1日デイワーク雇用が良い」というようなお声を聞いております。利用された方からですね。

例えば、3月から4月の茶の被覆作業、寒冷紗を掛けたり、畑の草を取ったり、それから6月の梅の収穫作業、それから5月から6月にかけて米の苗づくり、田植えから収穫作業など、季節に応じた労働力の確保が出来ているというお声を聞いております。

その中で、デイワークアプリのアカウント登録者が、11経営体がございまして、2経営体8名を雇用しているという実情でございます。

今後については、労働問題の解決に向けて、1日農業バイトについて事業者へのアカウントの推進を図っていくつもりでございます。

○徳留 和樹議員

私も1日デイワークというのを登録はさせていただいておりますが、まだ使用したことがなくて、青年農業者のところでも何名か使われたということで、一度使うとまた今後も使われる方も多いということです。私も含めて回りに周知をしていって、またより良い農業が出来ていくようにできればと思っているところでもあります。

次ですが、認定新規就農者、認定農業者に町として補助はできないか、また、農業青年等が地区の役員となった場合などに、認定新規就農者、認定農業者等が積極的に参加できる補助やポイントの付加はできないか、お聞かせください。

○永江 寿好担い手支援室長

ただいま認定新規就農者、認定農業者に対する補助の見直しができないか、というような御質問であるかと思えます。

町単独の補助金事業につきましては、稼げる農業支援対策として、農業機械、スマート農業機器等の導入に向けて持続可能な支援を現在も行っているところでございます。

その中で、新規就農者の農機具購入の初期投資が高額になるということで、今後、新規就農者や認定農業者が意欲を持って農業に取り組むことができるようなポイント要件の見直し等について、補助率、補助上限額に引上げについて、検討していきたいというふうに考えます。

また、先ほどありましたように、地域農業に関する役員等をした場合のポイントも加算できないかということでもありますけれども、そこらへんも含めて検討してまいります。

○徳留 和樹議員

地域ではなかなか担い手不足もありまして、地域の中山間であつたり、多面的機能支払だつたりというところで、若い労働力が必要、役員もどんどん若手に代わってくる中で、少しでもポイント付加というところがあれば、農業者として、地域の活動に積極的に参加できるのではないかなと思いますので、御検討の方よろしくをお願いします。

次ですが、町長の所信表明にありました、「担い手づくりとして認定農業者、認定新規就農者の育成確保に向けた支援に努めてまいります。」とありますが、具体的な支援策があればお聞かせください。

また、町長が今後どのように考えていくか、お聞かせいただければと思います。

○永江 寿好担い手支援室長

先ほどありましたように、随時、新規就農者・農業後継者についての支援として、ただいま県・町といろんな相談があつた場合に、支援をしているところであります。

それに向けて、農業商談や情報提供などを皆様方にお出しできればと考えております。

後継者や法人化に向けての相談も一方あるところでございますので、そこらへんについても県・JA・町と一体となって、相談業務・支援を図っていきたいというふうに考えております。

○徳留 和樹議員

今後、若い農業者の方々が、農業大学校の方も非農家の方々半分ぐらいになってきているというお話も聞きましたので、非農家の方々がさつま町で農業をしたいという声がどんどん聞こえてきて、また農業をしてくださる方々が増えて来てくれればいいなと思っているところですので、是非、聞き取り等いろいろと今後、大変な部分もあると思いますが、是非、さつま町の農業をどんどん進めていっていただけるようによろしくお願いします。

また、稼げる農業・商工業の実現ということで、認定農業者、認定新規就農者育成確保に向けた支援に努めるという町長からの所信表明もございました。

昨日の質問にもありましたが、兼業農家への策という意見もありましたが、今後、新規就農、認定農業者のなり手不足の解消にはつながってくると思いますが、魅力ある農業を若い世代がこのまちでしっかりと根付き、今後、営農計画をクリアしていく自助努力の見られる就農者に、町として今後さらなる支援に力を入れていただきますよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほどと少し被る部分もあるのですが、町単独補助事業での上限100万円の30%補助が年に1回ありますが、ポイント制度になっており、採択される農業者が少ないので、枠の拡充はできないのかお聞かせください。

○永江 寿好担い手支援室長

先ほど申しましたように、町単独の補助事業については上限１００万円、補助率が３０％ということでございます。

その中で、ポイント制を１５項目に分けて行っております。その中で経営拡大、それから地域計画に位置付けてあるか、それから当然、認定農業者であるか、それから計画のもとになる基盤整備等の関係、それからスマート農業の関係、それからやる気ポイント、そういうところもあります。それと、公平性を図るため重複になった場合のポイントの減点というところもございます。

先ほど、議員が申し上げられたように、新規就農者に向けてのポイント加算の件につきましても、今後、そのようなポイントの中に含めるように検討してまいります。

○徳留 和樹議員

また、先ほどのポイント付加の件も検討していただけるということで、よろしくお願いいたします。

また、昨今の米の問題になりますが、物価高騰や作物等価格変動に対して、町としてどのように考えていますか。お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

物価高騰や作物等の価格変動についての町としての対策ということで、令和４年度、令和５年度に対しては、水稻を作付けした農家に対しまして、燃油高騰等の対策事業として、稲作農家支援交付を行っているところでございます。

そしてまた、令和６年度につきましても、畜産業に対して助成をしており、梅に対しても霜害の被害助成ということで行っているところでございます。

その他の今後におきましても、物価高騰、そしてまた作物、そういう生産振興について、何らかの手立ては取り入れたいというふうに考えているところでございます。

○徳留 和樹議員

昨今の気象の問題で、農業をされている方々、生産性を上げるために一生懸命頑張られておられるところですが、なかなか気象の問題等で、作物が不安定な中であります。

今後、さらなる支援策があれば安心して農業をしていけると思いますので、是非、検討をよろしくお願いいたします。

またお米のことになるのですが、昨今の異常気象の高温に対して、鹿児島県は新品種のあきの舞が本年度より作付けができるようになったが、種子が少ないと聞くが、現状はどうかお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

令和７年産米のあきの舞の配布量が少ないということでございます。

北さつま農協管内の書類で見たのですが、町内の令和７年産の全種子の種もみ数の配布量が７２１ヘクタール分ございまして、その中にあきの舞の配布量が３５ヘクタール分ということで、全体の４．９％になるようでございます。

そしてまた、あきの舞の持ち込み数量につきましては、１１８ヘクタール申込に対しまして、３０％しか配布ができなかったということでございます。

中津川の採種生産組合、これが鹿児島県の採種場になっているところでございますが、令和８年産米が、全体にとりまして８，４６２ヘクタール分、中津川で作っておられるのですが、その中でひのひかり４，９１６ヘクタール、５８％、あきの舞１，７２８ヘクタール、２０％、ということで、令和７年産米が２５２ヘクタールですから、県としましても増量体制をしているところでございます。

○徳留 和樹議員

私も今年度、新品種のあきの舞の植え付けをしようと思って、種子を注文したのですが、本当に3割というところで、一町歩ほど作りたいなというところでしたが、三反歩ほど今年作らせていただくことにしました。

ひのひかりが高温に大変な状況になってきておりますので、今後、あきの舞の種子が増えるということであれば、農家の方々も安心して作付けができるのではないかなと考えております。

また今後の高温を考えると、ひのひかりに変わっていく品種ではないかなと考えているところではありますが、町として推奨していくのかお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

今後、主食用米が三品種以上になるということで考えております。

3月から「なつほのか」、「ひのひかり」、「あきの舞」、最後に「あきほなみ」という品種の栽培体形がこれから表れてくるというふうに考えているところでございます。

もちろん、議員が言われました高温に強いあきの舞、これを一番の奨励品目ということで、今後、町としましてもやっていきたいというふうに考えております。

○徳留 和樹議員

高温等ありますので、先ほども言いましたけれどもやっぱり、ひのひかりの方が大変な状況になってきていると思いますので、今後、あきの舞を推奨していただけるということであれば、今後、北さつま農協としても価格のこととか、いろいろと対応していただけるのかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また今後、主食用米が先ほど言われたように三品種以上になると思うのですが、種場の問題や、また農家の要望を聞いていただけるのか、お聞かせください。

○山口 良浩農林課長

先ほども中津川の採種生産組合の種子の生産がございました。

それぞれ、その状況に応じまして鹿児島県の方も採種方の取組を行っているところでございます。

先ほど、議員が言われました「ひのひかり」がちょっと高温に弱いのかなと、いう状況も把握しているところでございます。

今後は、鹿児島県、そしてさつま町の県の駐在、そういうところと協力しながら、新しい品種の導入、そしてまた改良、そういうことに一緒になって努めてまいりたいというふうに考えます。

○徳留 和樹議員

「あきの舞」という新品種が、今年から多分、皆様の口に入る日が来るのではないかなと考えているところなのですが、やはりさつま町としましても、「あきほなみ」より「ひのひかり」の需要が高くて、「あきの舞」の今年の売れ行きが気になるころではあるのですが、今後、種場の問題等で、「ひのひかり」を作りたいという方だったり、作りたい作物に対して制限ができるだけかからないようにしていただければと考えているところです。

また、今後、気象変動等で作物が不安定な中で機械更新、ハウス資材更新など、価格高騰で大変悩まれています。

毎日のように農業の話題が取り立たされるなかで、現場でしか分からない問題もたくさんあります。お米に関してになってしまいますが、鳥獣害にジャンボタニシの食害問題など、様々な問題を抱えながら、改善目標を達成していく農家の皆様は、今後、さつま町にとって大事な担い手になってくださると思います。

農業に関わる皆様とさらなる連携を取りながら、今後、農家の皆様が安心して農業ができ、安

全な食を提供していただけるように、町としても迅速な対応をしていただき、魅力ある農業をしている農家の皆様の稼ぐ力になるよう対策・検討を要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○新改 秀作議長

以上で、徳留和樹議員の質問を終わります。

次は、7番、桑波田大議員の発言を許します。

〔桑波田 大議員登壇〕

○桑波田 大議員

おはようございます。7番、桑波田です。

多分、皆様が思っている以上に緊張しています。温かい目と、広い心でよろしく願いいたします。

通告どおり二項目について、質問させていただきます。

まず一つ目に、コンベンションタウンさつま推進協議会について、質問いたします。

さつま町では、観光資源や温泉、自然環境を活かし、交流人口・関係人口の増加を図るべく、コンベンションタウンさつまとしての取組が、検討・推進されていると承知しております。

これまでの活動において、どのような成果が上げられているのか、具体的なデータや実績を交えて御説明ください。

町外からの来訪者数、宿泊者数、観光消費額など、経済波及効果を含めた数値的成果と費用対効果について、可能な範囲でお願いします。

また、取組のなかで見えてきた問題点や課題について、どのように認識されているのか、それに対して具体的な取組や改善方針、そして今後、どのような目標を掲げて展開を進めていこうとされているのか、お聞かせください。

二つ目の質問ですが、災害協定の見直しについてお尋ねします。

全国各地で、大規模災害が相次いでおり、地震・台風・水害といった自然災害に対する危機意識が高まっております。近年増加傾向にある災害関連死は、直接被害よりも、避難途中や避難後に死亡された方の死因について、災害との因果関係が認められております。災害発生時に行政だけでは、対応に限界があるため、事前の災害協定、特に民間事業者との協力体制の整備が極めて重要です。さらに、避難所でのライフラインの確保は、各民間事業者等との連携が大事だと考えますが、災害協定は現状どのようになっているのか、お聞かせください。

〔桑波田 大議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、桑波田大議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「コンベンションタウンさつま推進協議会について」の御質問でございます。

コンベンションタウンさつま推進協議会におきましては、約30年前から温泉街の閑散期に人を呼び込む一手としまして、各競技団体の指導者や宿泊施設の関係者等が尽力され、合宿の受け入れが盛んになってきたところでございます。

バレー、水泳、ラグビーなど多くの種目で合宿を実施されており、ピーク時には、年間宿泊者数も延べ1万人を超えるほどの賑わいがあったところでございます。

コロナ禍で利用者数は一時減少したものの、宮之城総合体育館の空調等の整備したことなどの効果もありまして、コンベンション以外も含み利用者は増加傾向にあるところでございます。

直近の令和6年度実績で申し上げますと、252団体、延べ15,197名が合宿などに参加

されており、町内の宿泊施設等へ延べ4,278名が宿泊されたところでございます。

経済効果につきましては、直接効果、一次波及効果、二次波及効果の3つを合算して算出されるところでございますけれども、直接効果で推計してみますと、令和5年度の経済効果が3,270万円余りでございましたが、令和6年度については5,840万円余りと、約1.8倍の経済効果があったと推計されるところでございます。

また、問題点や課題につきましては、宿泊施設が不足し、日帰りでの合宿や近隣市町へ宿泊しての合宿が増えてきたことなどが上げられるところでございます。

具体的な対応としまして、昨年12月に公民館長定例会で相談させていただきましたけれども、地域の公民館等集会施設について、簡易宿所の許可を取得していただき、宿泊施設として提供できないか相談させていただいたところ、2つの公民館が簡易宿所許可取得に向けて取り組んでいる状況でございます。

今後の目標としましては、宿泊施設が増えることで、宿泊者が増え、本町への経済効果につながることから、民間の宿泊施設の誘致や既存の集会施設等の簡易宿泊施設としてのさらなる活用を図りながら、最盛期の宿泊者数を超えることはすぐには難しいと思いますけれども、まずは、前年度の宿泊者数を上回ることを直近の目標としながら、これをさらに推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の「災害協定の見直しについて」でございます。

本町では現在、災害時における迅速かつ的確な応急対応を可能とするため、電力会社をはじめ、建設業、通信業、小売業、福祉・医療団体、自治体などとの関係で、あわせて35件の「災害時応援協定（災害協定）」を締結しているところであります。

これらの協定につきましては、物資や燃料の供給、ライフラインの復旧支援、医療物資の提供、避難所への支援人員派遣などを内容としており、災害時の対応力を高める重要な枠組みとなっているところでございます。

近年、全国では地震や台風、大雨などの自然災害が頻発しており、その都度大きな被害が発生いたしております。これまで災害対策は、建物の倒壊や土砂崩れなどによる直接的な被害への対応が中心でございましたけれども、近年ではそれに加え、議員が御指摘のとおり、避難生活中の体調悪化や持病の悪化などに起因する「災害関連死」が増加していることが、重大な課題となっているところでございます。

この原因につきましては、避難所生活の長期化や生活環境の悪化、慢性疾患の悪化、感染症の拡大、精神的ストレスなどによるものがございます。

特に高齢者や基礎疾患のある方々にとりましては、避難所での生活環境が健康や命に直結するため、ライフラインの確保が重要であることは十分認識しているところであります。

こうした課題に対応するためには、自治体単独での対応には限界があり、民間企業・団体との連携をより一層強化する必要があると考えているところであります。

そのため、協定の内容が、多様化する災害リスクや社会環境の変化に対応できているかどうか、また、協定先との連携体制が実効性をもって機能するかといった観点から、定期的な見直しを図ってまいります。

今後におきましても、民間事業者の皆様から御理解・御協力をいただきながら、「住民の安全・安心の確保」に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○桑波田 大議員

コンベンションタウンさつま推進協議会の方から、もう一つ質問したいのですが、観光

や地域経済への波及効果が限定的という声もあるのですが、町の分析としてはどう考えますか。

○山口 泰徳さつまPR課長

先ほど町長が申し上げましたとおり、経済効果につきましては、直接効果、一次波及効果、二次波及効果の3つを合算して算出されますけれども、直接効果としては、会場使用料、旅館等の宿泊利用、児童生徒等の昼食代、おもてなし商品券による商工会加盟店での買い物代金などがあげられます。

一次波及効果・二次波及効果につきましては、分析がなかなか難しいところでございまして、詳細には分析していないところでございます。

○桑波田 大議員

町内の観光資源や文化施設などと連携して、相乗効果を生み出すことについては、どう考えますか。

○山口 泰徳さつまPR課長

合宿につきましては、児童生徒と併せて、保護者も一緒に参加される場合もあるようであります。

せっかくさつま町へお越しになったところでありますので、合宿の空いた時間を利用されたり、また、後日、訪問されるなどして、さつま町の観光資源や文化施設を見学していただくことは、大変有意義なことだと思っております。

今後は、おもてなし商品券の配布時に、観光パンフレット等を同封するなど、できることから取り組んでまいります。

○桑波田 大議員

さつま町は各グラウンドもあって、総合体育館、武道館、温泉プール、様々なスポーツに対応できる施設があります。

さらに、湯田・紫尾温泉街もあって、白男川のきららの郷もあって、トレーニングの後の体のケアも行える温泉施設が充実しています。

さつま町の自然や温泉といった資源を活かして、他の自治体にはない独自の魅力を強みに、シーズンごとの合宿誘致を行うことで、地域経済の活性化や観光振興の柱として、発展していくことを強く期待しています。

また、合宿や大会等で訪れた生徒や保護者の思い出として、心に残るような誘致ができれば、その後の家族での観光につながるのかもしれない。

自分は鹿児島実業高校を出ているのですが、その時、高校の時に水泳部・サッカー部は旧宮之城町を合宿で使っていたのですが、先日、その中の水泳部の方が、体を壊しまして、今、とても思い病気と闘っているのですが、そのお見舞いに行った時に、30年前の高校3年間のうち、たった3回しか来たことのない旧宮之城町での合宿のこと、いちごまんじゅうのこと、すごく楽しそうに、本当に鮮明に語ってくれました。だから、心に残るようなことにコンベンションタウンさつまが利用されて、そういう方が一人でも増えていけば、それが何よりの財産になって、ここからのさつま町に良い結果が自然とくるのではないかなと考えます。

あと今盛り上がっている「さつまの薩摩」との連携ができれば、新たな魅力の発信にもつながるのではないかと要請して、次の質問に移ります。

災害協定の見直しについてですが、1回目の回答で、質問する予定だった回答がもらえたので、是非、そのような進め方のまま検討していただければと思います。

また、民間事業者との話し合いは、綿密にさせていただいて、全ての市町村の模範になるような協定を結んでいただきたいと思います。

その中でもやはり、災害時における電力確保は命にかかわる重要な課題です。高齢化が進むさつま町において、停電がもたらす影響はより深刻です。電力供給に関する協定はどうなっているのか、お聞かせください。

○菊野 祐二危機管理監

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

避難所機能を維持するためには、安全的かつ継続的な電力供給の確保が不可欠であると認識しております。

特に、冷暖房機器や照明の確保、情報収集手段の維持、医療的ケアを必要とする方への対応には、電源の存在が重要と考えております。

避難所の停電対策としましては、これまでガソリン式の簡易式発電機13台で対応しているところですが、様々な機材があることから、他の発電方法による発電機や安定的な電力供給を可能とする蓄電池の整備を年次的に進めてまいります。

○桑波田 大議員

災害時に役場、消防本部、消防団、医師会などと協力連携もとても大事で、もちろん指示系統も大変重要になるのは理解しています。

その中でも、今の時代は電源確保が最重要だと考えます。現在、多種多様な発電方法が確立されています。液化石油燃料による発電機、さきほど言われたガソリンですね、あとLPガス燃料による発電機、太陽光発電と、蓄電池を利用した供給方法などあり、どの方法も一長一短あるのですが、災害時避難所で、多様な発電方法の確保が必要不可欠だと思うのです。

特にLPガスは、燃料の保存性にも優れており、災害協定と連動すれば迅速な供給も可能です。現代の技術を柔軟に取り入れながら、持続可能な避難所運営の仕組みを構築していただきたいと考えています。

災害はいつ起こるか分かりません。だからこそ、事前の備えこそが住民の命と暮らしを守る最大の力になります。新たな協定の見直しと共に、安定した電力供給の検討をお願いしまして、私の質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、桑波田大議員の質問を終わります。

次は、3番、堅山秀樹議員の発言を許します。

〔堅山 秀樹議員登壇〕

○堅山 秀樹議員

お疲れ様でございます。議席番号3番、堅山秀樹でございます。同じく、初登壇でございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

私は、農業振興及び農家所得の向上対策についてを質問の要旨としまして、それにつきまして、次の(1)から(3)までの3項目も質問させていただきたいと考えます。

(1) 農業振興における認定農業者の役割は、必要かつ重要な役割を担っていると考えますが、認定農業者の確保に向けた取組と、その支援策についてどう考えているのか。

(2) 認定農業者以外の一般農家、特にコメを生産する兼業農家（第三者的農家）への支援策は考えていないのか。

(3) 大型農家や認定農業者に農地の集積が進む中、基盤整備がいまだになされていない地区への対応はどう考えているのか、この3項目につきまして、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

〔堅山 秀樹議員降壇〕

○上野 俊市町長

それでは、堅山秀樹議員の「農業振興及び農家所得の向上対策について」の質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の認定農業者の確保に向けた取組関係でございます。

議員からもありました、認定農業者につきましては、地域農業の重要な役割を担っていると私も感じているところであります。

認定農業者は、地域の農業振興と持続可能な農業経営を推進するため、令和7年3月末に策定されました地域計画の中では、地域内農業を担う者と位置付けられている非常に大切な存在であり、また農業だけに留まらず、地域のリーダー的存在でもございます。

認定農業者の確保につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、新規に就農を希望する方や、親元就農を希望する方から就農相談を随時受け付けており、県・町・JAと連携して認定新規就農者や認定農業者への就農計画書などの作成支援や、認定新規就農者から認定農業者へのステップアップを目指す農業者への作成支援を行っているところでございます。

認定農業者等のメリットとしては、国県事業補助や機械・施設等の導入の際に近代化資金などの無利子の融資を受けることができるほか、各種研修会やセミナーを受講できるなどのメリットもございます。

高齢化に伴い後継者への継承、法人化に向けた支援や、農業の魅力をホームページ・町の広報紙など、広く掲載し周知することで認定農業者の若返りや育成確保に向けた支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、徳留議員の質問にもありましたけれども、認定農業者等支援補助による稼げる農業支援策としまして、農業機械、スマート農業機械などの導入など、持続可能な農業への支援を行ってまいりたいと考えております。

今後は、新規就農者や認定農業者が意欲を持って農業に取り組めるよう、やる気ができるようなポイント要件の見直し、補助率・補助上限等の引き上げなどを検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、「認定農業者以外の一般農家等への支援策」についてでございます。

令和4年度と令和5年度に水稻を作付けした農家に対しまして、先ほどありましたが、燃油高騰対策として、稲作農家支援交付金の支援を行ったところであります。

また、認定農業者に対しては、稲作農家に対する機械購入等の町単補助事業はありますが、それ以外の兼業農家に対しては、補助制度は設けていないところでございます。

令和7年度の主食用米の作付予想面積は、全体で1,224ヘクタールで、うち認定農業者が537ヘクタールで43%、認定農業者以外の農家が687ヘクタールで56%となっており、6割近くが高齢者を含む認定農業者以外の農家であります。

また、地域の担い手には、兼業農家の割合も多く、中山間や多面の活動組織の中心にもなっておりますことから、今後におきましては、新しく水田営農対策事業として、積極的に国・県の補助事業の活用のほか、「あきの舞」等の高温に強い品種の普及拡大や大型機械の新規購入や更新、生産資材の更新等の町単補助事業も検討してまいりたいと考えております。

次に、3番目の「基盤整備がなされていない地区への対応について」でございます。

現在、全国において農業の担い手不足が叫ばれる中、農地集積を条件とする事業も多くなっているところであります。

本町における、基盤整備等の農地整備につきましても、そのような状況を踏まえて、大部分を

県営事業にて実施しているところであります。

事業による基盤整備等は、地元調整や同意取得に時間を要し、新規事業採択まで、4年から5年かかるとされているところであります。

一例を上げてみますと、本町において、今年度から実施する事業「中山間地域総合整備事業さつま北部地区」に関しましては、当時、全地区に向けて整備等の要望調査を実施しており、その中で、整備箇所の多かった地区が採択されまして、平成30年に地元要望の再確認を実施し、令和元年に地域検討会、そして、令和3年に事業計画策定を行い、令和4年から令和6年に同意書のとりまとめが終了し、要望の声が上がってから、約10年の期間を経て、事業が実施されると、非常に長い期間をかけての事業となるところでございます。

議員からの質問にあります、「基盤整備が未だになされていない地区への対応について」でございすけれども、現在、町内の基盤整備率は全体で87.6%であり、12.4%が未整備ということでございます。面積にして、232ヘクタール程度あるようでございます。

旧町単位での整備率は宮之城地区が95.9%、鶴田地区が85.3%、薩摩地区が73.7%との調査結果となっているところであります。

全国におきましても、高齢化による後継者不足等が大きな要因となり、耕作放棄地の増加等が問題となっているところであります。

このような問題解決に向け、機械の大型化に対応できる農地の整備により、農地耕作者の確保を行うことが必要不可欠でございすけれども、地元同意のとりまとめや負担金の徴収などが、事業実施がなかなか進まない要因となっているものと思っているところであります。

今後の基盤整備等の農地整備に関しましては、各地区で話し合われた内容の方向性を御相談いただきますと、その内容について、関係機関と連携を取りながら、地元へ説明にお伺いしているところであります。

事業の採択に関しましては、もちろん、地元の合意形成も重要であります。事業の必要性・妥当性・緊急性などさまざまな視点で、お話をお聞きし、事業導入に向け努力していきたいと考えているところであります。

また、暗渠排水や農道の整備、農地造成・区画整理事業に関しましては、施行条件もありますけれども、町単独事業の補助金制度も設けているところであります。

今後も、意欲ある農業者の皆様が農業を継続できる環境を整えるため、区画整理や暗渠排水など、地域のニーズに沿った基盤整備が実施できるよう、町の単独補助や国・県の補助事業を活用しながら、耕作放棄地などの解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○新改 秀作議長

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○新改 秀作議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○豎山 秀樹議員

ただいま、町長より（1）から（3）までの3項目についての答弁、見解をいただきました。

それぞれに答弁がありましたが、中身の詳細について再度お尋ねいたします。

先ほど、登壇されました徳留議員と一部重複する部分があると思いますが、御了承いただいたと、そのように考えます。

それでは、（１）の認定農業者の確保とその支援策についてであります。細かく３点ほどお尋ねいたします。

一点目は、認定農業者の認定基準であります。農林水産省の定める農業経営改善計画の基盤法により、市・町が認定するとあり、さつま町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標数値を実現できる者として、おおむね５年以内に年間所得３５０万円以上、年間労働時間１人当たり２、０００時間程度をクリアできる者を認定基準とするというふうにあります。

この基準について妥当な数値とお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○永江 寿好担い手支援室長

ただいま基準数値の妥当性についての質問かと思えますけれども、基本的には、先ほど議員が言われたように、農業経営改善計画については、農業経営基盤促進法並びにさつま町農業経営基盤の強化促進に関する基本構想に基づいて、改善計画を農家さんが作られて、その妥当性を協議して町が認定しているということで、数値については、妥当な数値と考えております。

○豎山 秀樹議員

先ほど、町長の答弁にもありましたとおり、認定農業者は地域の農業振興と、持続可能な農業経営を推進するため、地域計画の中で地域農業を担う者と位置付けられ、非常に大切な存在であるというふうに回答がございました。

その認定に際しましては、申請農家の将来性や可能性も考慮した認定となるよう引き続き期待したいと、そのように考えます。

二点目でございます。認定農業者に対する支援策として、町単独のさつま町認定農業者等支援事業を設立され、取り組んでおられます。事業内容として、経営体の皆様が農業経営の発展・改善を目的として、農業用機械等の整備を行う場合、町が一部助成を行う事業というふうにあります。

ここ３年間、予算額が増加されており、令和５年度が９００万円、令和６年度が１、０００万円、令和７年度予算額は１、１００万円であります。

補助率は、事業費の３０％を限度、ただし上限１００万円に助成が行われておりますけれども、現在、農業資材等の値上がり、特に農業機械の値上げ、令和３年度基準として３０％の値上げが続くなか、この補助率、あるいは上限額の見直しは考えておられないか、見解をお聞かせください。

○永江 寿好担い手支援室長

補助率の上限の見直しについてということでございますけれども、先ほど徳留議員の方でも説明をいたしましたけれども、この制度につきましては、平成２７年度より助成制度を町単独で設けて、その中で当初は３０％以内の限度額が８０万円ということで、様々な経過の中で現１００万円を上限額としながら、採択ポイントの見直し等も行っているということでございます。

その中で、今後もそのような中身の修正、認定青年就農者に対する助成等も含めながら、見直しを図っていきたいと考えております。

○豎山 秀樹議員

直近３か年の採択件数と、補助金額を申し上げますと、令和４年度が採択件数１２件の補助金額６９４万円。それから、令和５年度が採択件数１６件の補助金額８９５万円。令和６年度が採択件数１７件の補助金額９８万５、０００円と、件数、金額ともに伸びており、事業が活用さ

れていると考えます。

認定農業者にとっては、非常に手厚い政策ではありますが、昨今の農業機械の値上がりにおいては、さらに補助率のアップなり、あるいは、上限額の見直しを求める意見が多数ございます。

今ありましたように、前向きに検討してまいりますということでございますけれども、要請をしたいと、そのように考えます。

続きまして、三点目でございます。

認定農業者の補助金決定に関わる基準としまして、事業採択基準ポイント制を導入されております。先ほども、ございましたけれども、これは、町単独の制度でありまして、15項目40点による事業採択基準となっており、このポイントの高い認定農業者より事業を採択していると聞いております。中身については、経営面積の拡大をはじめ、法人化や家族経営協定、スマート農業の取組、あるいはやる気ポイントも基準項目になっております。

しかしながら、この基準ポイントについて、園芸農家や畜産・専業農家にとっては、ポイントの加算は難しいとの意見もございます。

園芸農家の規模拡大については、ハウスの建て増しが必要となるので、そう簡単ではないと。畜産農家では、畜産だけではなく、稲作との複合経営を行わなければポイントの加算は難しいとの意見もございます。

認定農業者間での平等性を考慮して、配分基準項目の見直しは考えておられないかお尋ねいたします。

○永江 寿好担い手支援室長

議員御指摘のとおり、認定農業者の平等性を考慮しながら、ポイントの内容等を変更してまいっている経緯がございます。

その中で、園芸農家、畜産農家についても、経営拡大の面積ではなく、基本的には収量増と畜産農家につきましては、増頭等の経営拡大のポイント基準となるようには、今現在でもやっておりますけれども、今後もその内容等については検討して、見直しが必要な場合には見直しをしてまいります。

○豎山 秀樹議員

内容については、検討をされるということでございます。要請という形でお願いしたいと、そのように考えます。

認定農業者の確保におきました取組と、支援策につきまして、細かく答弁をいただきました。

管内の認定農業者数は、個別・組織あわせまして204経営体。これが、令和7年3月末現在でございます。

さつま町の農業振興の要である認定農業者の存在意義を高める施策・支援策を引き続き行っていただきたいと、そのように考えます。

以上で、（１）の認定農業者に関する質問は終わらせていただきます。

続きまして、（２）の一般農家、特に米を生産する兼業農家（第三者的農家）への支援策について、一点ほど再度お尋ねいたします。

先ほど、町長の答弁において全体の6割近くが、一般農家や兼業農家が耕作を行っているという回答でございました。

現状において、この兼業農家いわゆる第三者的農家への補助事業等はないとの回答でありました。以前、コロナ禍における令和2年5月から12月にかけて、国の事業として、経営継続補助金が2回実施されております。機械購入に上限で100万円、コロナ対策における取組として上限で50万円の助成があり、専業・兼業を問わず対象となった経緯がございます。

初めて兼業農家も対象になった事業であり、大変助かったという意見も数多く聞いております。高齢農家においては、今使っている機械が壊れたら耕作はしない、辞めるとの声も良く聞きます。高齢農家や兼業農家の耕作意欲を掻き立てるためにも、何らかの光を当ててほしいと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○山口 良浩農林課長

議員の御指摘のとおりでございます。

水稻以外の農家の方々には、町の単独補助、主に重点作物、サトイモ・カボチャ・トマト・イチゴ・きんかん・梅等々については、町の単独補助の経営改善対策事業とか、地域園芸活性化事業とか、そういう事業がございます。

町長も言われましたように、米に対しては、認定農業者には補助事業があるのですが、兼業農家に対してはないというところが現状でございます。

そして、また認定農業者以外の耕作面積も5町歩以上、5ヘクタール以上作っていらっしゃる認定農業者以外の方が6名ほどいらっしゃいます。そういう方々は、もちろん大規模化、大型機械を購入して、それぞれ自分たちで事業を展開していらっしゃるということでございます。

今から先、地域の担い手等々、先ほども説明がございました、頑張ってもらっている方々ですので、町長の答弁でも言われました「新しく水田営農対策事業として検討してまいります。」ということで、考えておりますので御理解をよろしくお願いいたします。

○堅山 秀樹議員

検討ということで聞きました。私の考えでは、要請をお願いしたいなと思います。

なぜ、認定農業者だけなのか、という意見も多数ございます。このことも、御承知おきいただければというふうに考えます。

それでは、最後に（3）の基盤整備が未だなされていない地区への対応について、一点ほど再度お尋ねさせていただきます。

先ほど、町長の答弁で新規要望地区が補助事業に採択されるまでは、地元の調整や同意取得に時間を要することから新規事業採択まで4年から5年が必要とされ、実際に事業が行われるまで10年を要するものもあるとの回答でございました。

また、地元の同意の取りまとめや、負担金の徴収などが事業実施の足かせの要因となっているとのことでもございました。現在の未整備地区におきまして、今、答弁にありましたような何らかの問題が立ちはだかっていると考えます。

そこで、その未整備地区への事業推進のあり方、また行政として、どのように介入すべきか、何か施策はないものか、お尋ねいたします。

○山口 良浩農林課長

議員の御質問でございます。

最大のネックは、地元の合意形成ということでございます。

基盤整備に関しては、相続も含めた形で、同意が必要となっているところでございます。

そしてまた、暗渠配水事業については、耕作者が所有者の同意、そしてまた、国・県の補助事業では、負担金が発生いたします。羽有地区・柊野地区、現在、基盤整備を行っているところは、この負担金、工事費の5%が地元負担となっており、これは負担金なしという事業を進めているところでございます。

行政から事業の推進、説明会、紹介等をするのですが、その中には、基本的には手挙げ方式ということで、地元の方から手を挙げてもらって、こちらが説明会等行っていると、地元から相談

を受け、内容を把握して、事業を紹介しながら、どういう事業が適切か、補助事業、最大の住民負担なしの補助事業はどういうのがあるのかとそういうことも、説明いたしているところでございます。

今後においては、地元負担のない事業導入についても、条件クリアが高いハードルがあるようでございます。耕作者の皆様ももちろんそういう考え、共通にちょっと難しいなと頭から考えていらっしゃる農家の方々もいらっしゃるようでございますが、今後におきましては、この高いハードル、条件等をどういうふうクリアできないか、事業がどういうふう実施できないか、ということで、国や県の方にも要望していきたいと考えているところでございます。

○堅山 秀樹議員

その今ありました羽有地区の集落の者でございますけれども、下手集落でございます。今、その羽有地区の構造改善を、川を一つ挟んで同じ集落でやる私どもの地区は、はっきり言って「なぜ、羽有だけなのか。」ということもありました。これを機に、機運が盛り上がればなと私は思っております、そのために何とか、この行政の方々のお力をお借りしたいと、どういうふうな進め方をしてもっていけば地元をまとめることができるのですか、というのを私は窓口に行ってお願いをした、相談をした経緯がございますけれども、これを何とか実現するためには、地域だけではなくて、行政一体となった取組が必要だなと感じておりますから、是非、そのような方向性をもっていつていただきたいと、そのように考えます。

農業農村整備事業の計画は、今ありましたように、基本的に農家の要望を基にした地元の話合からスタートし、事業計画樹立に向けて地元の合意形成が最も重要であり、その調整には相当な時間を要するとあります。今、申し上げましたとおり、今後とも行政としても粘り強く推進を行っていただきたいと、そのように考えます。

以上で、私の質問は終わります。

○新改 秀作議長

以上で、堅山秀樹議員の質問を終わります。

次は、13番、中村慎一議員の発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

お疲れさまです。私で9人目ということで、大変お疲れだと思いますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

私からは、町長の所信表明について、いくつか気になる点がございましたので、この2期目に当たって、政策を推進したいといったような内容のものが書かれておりますので、この中で、どういう方向付けをされていくのか、それについて御答弁いただきたいと思います。

まず第1に、国土強靱化治水防災対策の推進についての説明のところですが、今までこういう道路とか、避難路とか、土砂災害とか、こういうことにつきまして、国土強靱化治水防災対策という言葉はあまり聞きなれなかったものですから、これについてお尋ねを申し上げたいと思います。

このところで、道路改良とか、舗装、橋梁等の修繕、避難路の確保、土砂災害防止対策、治水対策、これについては、強靱化地域計画に基づいて、計画的に進めるというふうにされております。過去の災害から改革初年度令和3年だそうですが、大雨被害が酷かった、平成18年の北部豪雨災害に匹敵するような豪雨だったと記憶しておりますが、道路の冠水とか、欠損、こういったものも大変多ございました。そういう状況で、計画の見直しをされているわけですが、国道・県道・町道などの浸水箇所が多くて通れないところがあって、避難路の確保とか、課題が

残されたと、それから観測体制も十分とは言えなかったと、住民へのお知らせと広報体制にも課題が残ったといったようなことだったわけです。

当時やはり安全な道路交通網の確保というのは大変大事であると感じました。この点について、国土強靱化地域計画に基づいて、事業を実施されるわけですが、具体的な年次計画をつくっていらっしゃるのかということで、公表されていないようですので計画はないのかと思いますが、この年次計画によって、対策とか事業推進、国・県への要望活動、こういったものがなされているのかということをまずお尋ね申し上げたいと思います。

次に、本日、先ほど来、農業問題出されておりますが、本町の基幹産業である農業。

中でも水田対策におきまして、高齢化等による農家の減少に対して、農業者の確保対策は出来ているのか、ということです。

担い手支援につきましては先ほど来、認定農業者について対策が講じられているという話がありますが、しかし私が考えますに、本町の7割、8割を占めるこの農村。ここで、農業を営みながら、中山間等の活動をして地域を守っている一般の農家の皆さん、認定農業者以外の農家の皆さんは大変多いわけです。

高齢化による離農も多くて、担い手が少なくなっているのが地域の現状です。

今、米価につきまして、農家の採算ラインの議論がなされたりしていますが、種もみの生産地域まで持つさつま町、どういうふうにしていくかということですが、兼業農家が農業にシフトを変えてみようとか、都市部から田舎に住んで、田舎で農業をしてみようか、というそういう一般の方々へのアプローチ、この必要性は十分にあるのではないかと思います。

新規就農という形で、ポイント制とか、5年後の生産計画がといったような、そういう話もありますが、そういうことではなくて、さつま町にある中古住宅、空き地、空家、耕作をされていない農地等もあります。そういったもの等を活用できないかと、考え方を改められないかということなのです。地域おこし協力隊という制度もあります。地域への定住という観点からも積極的な取組を展開されるべきだと思います。でないと、農村を守っていく一般の農家の方々がいなくなってしまうと、さつま町の7割、8割を占める農村というのは、疲弊していつてしまうといったことになりかねませんので、そこらへんについて、方針の転換を図っていただけないかということです。

次に、賑わいのある中心市街地づくりについて、既存の公共施設の集約、民間活力の導入により、世代を超えて集い、くつろぎ、学習できるなど、新しい拠点をつくるという説明をされました。

これは、昨日も質問がありましたけれども、それと併せまして、人口減対策のところでも3月の施政方針でも申し上げられましたが、若者や若年女性がスキルアップしながら働ける場をといったような説明もあります。この時間、場所を問わない多様な働き方を含めて、地域に根差したデジタル人材の育成確保に取り組むとされていらっしゃると思います。これについての具体的な構想というのををお持ちなのだろうかということと、それから、文化センターの大規模改修につきまして、年内に結論を出したいという説明がありました。これとの兼ね合いはどうか、賑わいのある中心市街地づくりという点についての質問です。まとめて御答弁いただきたいと思います。

それから最後に、子育て支援についてです。

本日の私の添付資料に保育所等の定数、それから子育て応援パッケージの関係とあげてありますので、見ていただきたいと思います。この子育て支援につきまして、所信表明では、子育て応援パッケージとして支援していくとされております。

少子化が進んでいって、1年間の出生者数は本当に少なくなりました。

先ほど来出ておりますが、ただ今まで取り組んできた子育て応援パッケージ、昨日も感想をのべられましたが、成果があったのか、どうなのでしょう。

さつま町の出生者数が令和5年は71名、令和6年が62名、今年がどうなるか、当然、心配されます。

議会では、令和5年10月に保育連合会、この時は12園でしたが、懇話会を行っております。そこでも園児不足、職員不足で町内全ての保育所等が立ち行かなくなる、町の子育て支援サービスも機能しなくなるとの懸念を言われておりました。

それからまた、併せて町が中心となって、保育所等統廃合を進めるとともに、保育所がないエリアの送迎サービス、保育料の減免、救済策をうって、安定した保育サービス基盤を確保してほしいと、検討してくださいと、そういうことで締めくくられました。

資料を見ていただいても分かりますが、平均50人ぐらいの定数で運営されています。

定数の変わらないところが7園ほど、定数が少なくなっているところが4園、少子化が進んで立ち行かなくなるというのは、もう見えております。

あちこちで、地域に若い人たちが住まなくなったと、皆さん嘆かれているのを聞きます。

定住施策に対する方針、これをちょっと考えて、ちょっと改めていかなければいけないのではないかなと思います。

そういった点と、それから、言われるように保育所等の存続、統廃合について、難しい判断が求められるかも分かりませんが、やはり町が主体となって投げかけて、検討を進めて、方向付けをするということが必要になるのではないかなと思います。課題とされている人口減少対策、少子化、特に農村の過疎高齢化と担い手不足、一環して定住に係る方針を含めて、町長に答弁をいただきたいと思います。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、中村慎一議員からの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の国土強靱化の計画に関する質問でございます。

国土強靱化地域計画につきましては、大規模自然災害への備えとしまして、防災・減災を目的とした計画でございまして、特に道路整備は、緊急輸送路の確保それから地域交通網の多重化を図るために不可欠な要素でございます。

現在の計画は、令和3年度から令和7年度までを計画期間として位置付け、道路整備の関係につきましては、避難路の確保、防災対策及び老朽化対策を推進するため、交付金事業や補助事業、起債事業などを活用しまして、道路改良・舗装、舗装補修、橋梁修繕等を行っているところであります。

これらの事業を推進するに当たりましては、各年度の予算要求時点におきまして、既に事業着手している路線の進捗状況を踏まえつつ、新たな必要性や緊急性を考慮して優先順位付けを実施しているところであります。

特に、大雨や台風など自然災害が頻発する現状では、安全・安心の観点から、一層緊急性と優先度を勘案した対策の展開が求められておりますので、今後も引き続き、必要な見直しを行いながら、その実現に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の水田農業対策の関係についてでございます。

本町の基幹産業であります水稻を中心とした水田農業につきましては、高齢化や農業機械、生産資材等の高騰によりまして、農業経営を圧迫している状況にあり、規模縮小、農業を辞める

方が増えてきているところであります。

また、「自らの農地は自ら守る」というこれまでの国の方針から、これから「地域の農地は地域で守る」という施策に転換し、地域ごとに、「いつ、誰が、どの農地を担っていくか」の具体策を、地域計画に盛り込み目標地図を令和6年度に定めたところであります。

今後の農業生産活動につきましては、兼業農家の方も含めた中山間地域等直接支払交付金制度や、多面的機能支払交付金制度を活用した、各活動組織や地域ぐるみでの集落営農活動を取り組んでいかなければならないと考えているところであります。認定農業者以外のその他の一般の方々への対策としましては、兼業農家を含めた水田活用の直接支払交付金の支援をはじめ、定年や退職者等、農業に興味のある方を対象に、平成30年度から定年帰農者応援事業栽培技術研修会を開催しまして、農業へ興味を持ってもらえるよう、新しく就農してもらえるような事業の展開を図っているところであります。

定住対策としましては、県におきまして、東京や大阪での就農相談会、農業大学校の本町出身者への面談等を行い、また、担い手支援室では、来訪者に対して就農相談を行っております。

今後におきましては、各物産展等の機会を通じて、就農パンフレットの配布等行っていきたいと考えているところであります。

移住定住の観点から、農業を生業のひとつとして選べるような仕組みを広げていくことも重要であると認識しているところであります。

空き家バンクと連携しました農地付き住宅の情報提供をはじめ、町単独の移住体験ツアーにおける農業体験の実施や農業部門の移住サポーター制度の導入、また、移住定住イベントにおける各種支援制度の積極的な情報提供などを行っているところであります。

農業を核に、暮らしの場としてのさつま町を選んでいただくためには、所得の安定性だけでなく、人とのつながりや学びの支援、安心して暮らせる住まいや子育て環境など、総合的なサポートが必要であると考えているところでありまして、これからの農業についても重要な考え方の一つであると考えているところであります。

今後におきましても、JA・振興局さつま町駐在等、関係機関と連携を図りながら、進めてまいりたいと思っております。

それから3番目の中心市街地の関係等でございます。

昨日の川口議員の質問でも答弁させていただきましたけれども、宮之城屋地中心市街地にあります空き店舗（旧遊技場）の活用につきまして、賑わいのある中心市街地づくりとして、商工会等と連携しながら、既存公共施設の集約や民間活力の導入も検討しつつ、世代を超えた多様な人々が集い、くつろぎ、学習できるなど、新しい拠点の創出を基本として進めていきたいと考えているところであります。

具体的には、令和6年度末に、町職員等がまちゼミや中心市街地の活性化を目的とした視察研修を実施しております。愛知県岡崎市や春日井市、岐阜県多治見市に出向いて研修を行っているところであります。

その中で、観光特産品協会やまちづくり会社が組織統合し、また、空きビルを活用した拠点施設の整備により、事務所機能だけではなく、住民や観光客が集える空間やカフェ、書店も併設している施設を研修し、本町にもこのような施設があればと思ったようでございます。

さらに、商工業者の創業支援に向けたチャレンジショップやレンタルルームの運営など、町の中心部の地理的条件を活かした新たな拠点施設が整備されることにより、現商店街への波及効果や新たな業種、業態の創出、新規参入者や後継者の育成など、中心市街地の活性化に向けて、大きな期待が寄せられているとのことであります。

次に、文化センターの大規模改修についての兼ね合いについての御質問がございましたけれども、これにつきましては、所信表明でも述べさせていただきましたが、総合的に判断し年内には結論を出したいと考えているところであります。

文化センターの大規模改修と賑わいのある中心市街地づくりとの兼ね合いにつきましては、今後、文化センター大規模改修に係る事業費や関連経費、工事時期、事業内容などを踏まえるとともに、中心市街地の賑わいづくりに必要な施設の在り方や施設機能の内容等を含め、専門家の御意見や関係機関、団体との協議、先進事例等を参考としながら、その方向性を見極めていきたいと考えているところであります。

次に、4点目の少子化が進む中での保育所の関係等についてであります。

本町の出生者数は先ほど議員からもありましたが、令和元年度の123人を境に、新型コロナウイルス感染拡大等の影響もあり、令和2年度が81人となり、令和3年度81人、令和4年度69人、令和5年度71人、そして昨年度が62人ということで、減少が続いているところであります。

それに対し、町内の保育・教育施設は、保育所が5施設、認定こども園が8施設、地域型保育事業所が1施設の14施設がありますけれども、このうち、2つの施設が休園されているため、現在12の施設が運営されているところであります。

このような状況から、子どもの数の減少とともに、町内の教育・保育施設の利用者数も減少し、その運営や維持管理に大きな影響を及ぼしております。昨年度開催されました保育連合会との懇話会におきましても、子どもの減少に向けた対策等について協議が行われたところです。

このため、町におきましても、保育料の無償化や副食費助成事業など、子育て世帯を支援しつつ、持続可能な保育環境を確保するため、教育・保育施設の環境整備やICT化推進等に対する補助事業の活用などの施策を推進しているところでございます。

保育所・認定こども園等は、子どもの成長と、家庭・地域の支援を担う極めて重要な施設であるとの認識から、今後におきましても保育連合会との協議の中で、各施設の代表者からの御意見等も伺いながら、町としてどのような支援ができるのか研究してまいりたいと思っているところであります。

また、地域への定住対策につきましては、子育て世代が「この町で子どもを産み育てたい」と思えるような支援体制を維持するために、子育て支援と定住支援がしっかり連動していく必要があると考えているところであります。

町としましては、各種の定住対策と子育て支援を一体的に捉え、住まい・仕事・出産・保育・教育といった暮らし全体を支える子育て応援パッケージをより実効性のある形で再構築し、関係部署における対策を推進していきたいと考えているところでございます。

〔上野 俊市町長降壇〕

○中村 慎一議員

非常に早口で書き留めづらいところもありました。石破総理の丁寧な答弁をお聞きして、こうであればいいなと思ったりもいたしておりますが、このまず最初に、国土強靱化の計画の関係、答弁の中で、年次計画は持っているのか、という質問をしたのですが、これについては、毎年優先順位を付けて実施をしているというだけで、年次計画は持っていないと、そういうことでありました。

そういうふうに捉えていいのでしょうか。

○原田 健二建設課長

ただいまの御質問でございます。年度計画を持ってということは、公表はいたしていないという意味合いで取っていただければと思います。

○中村 慎一議員

この年次計画は、公表できるものは持っていないということは、手元資料ということですから、ないのと一緒に捉えたいと思います。

町長のお聞きしたかったのですが、説明の中で、国・県の補助事業、起債事業などの事業採択に必要といったような、そういうお話を聞いております。

そういう点で、毎年順位を変えてといったようなことなのでしょうが、今、令和3年の災害から4年が経過しているわけですが、やっと国道504号の虎居西町、後ろ側合流部のかさ上げ工事が始まったようです。この後ろ側の出口合流部に樋門がないことからのかさ上げ工事だろうと思いますが、令和3年はここが浸水して通行止めになったところです。こういうところが町内何か所もありました。

住民の安心・安全に係る問題であると思います。国道、県道なのですけれども、こういったポイントを町民に示しながら、危険箇所についての改善の進捗とか、未解消地点の今後の計画とか、そういったもの等をやはりしっかりと説明をしていくべきではないかなと思うわけです。

主管課の方は、こういったことは決まっているようではありますが、町長は下川口からどちらを通ってみえるか分かりませんが、こういう箇所を通りながらそういうことを考えられないのかなというふうに思います。町長にお尋ね申し上げたいと思います。

○上野 俊市町長

この国土強靱化の関係等については、現在、計画期間を令和3年度から令和7年度の期間と定めて実施しているところであります。

先ほど議員からもありましたように、この国土強靱化計画に顔出しをしていないと、まずこれは国の事業等については採択されない、認められないというようなハードル等もございます。

そういう中で、緊急性等々を考慮しまして、優先的にしなければならない部分というのを定めながら実施してきているところであります。

公表の関係等については、やはりそこあたりは計画段階での公表というのはなかなか年度を定めると、なかなか難しい点等も出てくる場合もございますので、一概にそれがすべて実施年度を計画に出していくというのは、なかなか難しい点もあるかと思っているところであります。

私自身もいろんなところに、私も掲げております、「現場をまず見る」ということで、いろいろ現場にも足を運んで見てきております。今、例として挙げられた西手の関係等につきましても、やっとこれも令和3年の水害をうけまして、再三にわたり要望をしてきてやっと今年度工事が始まったところでございます。そういうことで、我々もしっかりと現場を把握しながら優先度、緊急性の高いところを優先的に進めながら、国土強靱化計画にのった整備は進めていきたいと思っているところであります。

必要な公表については、当然ながら行政として、していかなければならない部分もありますので、そこはまたどういう公表ができるかというのは、検討していきたいと思っております。

○中村 慎一議員

あんまりできないな、したくないなというそういう答弁であります。平成18年の北部豪雨災害で4地域の被災者協議会ができて、町の議会も特別委員会を設置されて合同で、県とか福岡の整備局、東京の本所、要望活動を重ねた結果、虎居城址を掘削した推込分水路まで激甚災害対策特別緊急事業356億円。それから鶴田ダム再開発事業460億円。800億円をかけて平成30年に川内川本流の害水対策は、ほぼ解消されたというところまでできたわけです。

その3年後、令和3年の豪雨で今度は、内水対策が必要な弱いところが浮き彫りになりました。虎居の都市下水路もです。ちょっと予算が削られているようですが、それから、後ろ側の

川内川合流部、それから国道、回路側の海老川の国道のほかにも内水による道路、集落の被害というのは、記録されているはずなのです。

この後ろ側の川内川合流部がただかさ上げだけなのか、樋門の関係はもう何もないのか、そういう説明がなのでよく分かりませんが、地元の住民の皆さん方にはどうということなのかという説明があったのでしょうか。

そういったこと等で、これからの内水対策、令和3年の災害に伴う内水対策というのは、やはり住民に「こういったところは危ないところだ」と、「気をつけなさいよ」といったような、そういう地図等もやはり兼ねてから示しておいて、皆さんにそういったところを知ってもらっていて、そして、毎日の生活を送っていただく。豪雨という時に気を付けて通ろうといったような意識をやっぱりもっていただく、そのためにはそういうことは必要だと思います。

今後、計画があるか、ないかというのは別として、そういったところを周知しながら計画づくりを進めていっていただきたいなと、私的には思いますが、町長どうですか。

○上野 俊市町長

この危険箇所の関係等については、我々としまでもハザードマップの提供をしながら、また浸水アプリを使った浸水センサー等の設置をしながらやはり、そういう危険が及びそうな箇所の住民の方々には説明も行っているところでもあります。

説明が足りないと言われればそうかもしれませんが、我々としてはできることはやってきているつもりではございますけれども、今後におきましても、やはり整備が進んでいきますと出てくるのが内水対策というのが一番また大きな課題であると捉えながら、私自身も川内川の河川改修の要望等に同行しまして、内水対策の関係については毎年のように声をあげてきているところでもあります。

しかしながら、なかなかこれは国、県の事業等は予算等の関係もありまして、なかなか思うように進まないというのが現状であります。しかしながら、少しでもこれが早く解決するように、取り組んで要望等もしながら、これは進めていきたいと思っております。

○中村 慎一議員

兼ねてから、そういう活動をされてきているのでしょうかけれども、それは当然のこととして、やはり住民がそういった情報を知り得るか、知り得ないかというのが問題視されなければいけないというふうに私は思います。

次にまいります。

本町の農業の中心的存在である認定農業者、先ほど来出ております。

令和7年4月現在で204名という数字をお聞きしました。農家全員が全体で1,834人あるそうです。これの約12%。認定農業者以外の一般の農家が1,630人。9割近いのですが、この認定農業者ですが、県内で比較しますと鹿児島県が16%、国全体が13%ということですから、ちょっとさつま町の場合は低いなといったような話です。

私たちの町の基幹産業である農業、農業が基幹産業であるというふうに捉えてますが、将来のこのさつま町の農業の中心的担い手として、認定農業者というのは大変大事な存在だと思います。この認定農業者、法人・個人204人という話でありました。個人の認定農業者が157人、大体8割弱、それから認定農業者の年齢構成が、65歳以上が157人中57人、約3割。そういうことで、認定農業者が非常に少ないのだけれども、なぜなのだろうかと。さきほどは、質問でなぜ、認定農業者だけなのか、というそういう質問もございましたけれども、認定農業者という制度の枠があって非常に少ない、そしてまた一般の農家の方が多くて、魅力がないのだろうなど

いったような、そういうことになるような気がするのですよね。

この町の7割、8割を占める農村、私たちの町の基盤だと思います。農村があるからこのさつま町になっているというふうに思うのです。そこで農業をされる認定農業者もですが、一般の農村を守っている、先ほど来、集落協定とか多面機能の話もありましたけれども、そういう国の制度にのっとなって、地域を守ってきている農家の方々というのは大変苦勞をされていらっしゃると思います。それでなり手もなく、難しい部分もある。ただ3年ぐらい前に、私が第1期当選したのはなに、中山間の活動をしている人たち、この人達をやはり評価をなさいよと、そういうことを言いましたけれども、そういうことについては何の手当もないようであります。

こういうさつま町を守ってきている人たち、一般の農業者の人たちをもうちょっと増やしていないといけないのではないかなと思うのです。

それでないと、地域が廃れてしまうような、そんな気がいたします。地域で農業をすると、理解のある人達、この人たちがキーパーソンになると、地域の将来を担う大事な存在でありますので、こういった人達を育てていくということは非常に大事になると思うのです。私はそう思うのですけれども、町長はどう思っているのでしょうか。

○上野 俊市町長

そこについては、私も答弁をしておりますとおり、非常に今後は大事であろうと思っております。

そういう中にありまして、先ほど来、申し上げますように既存の事業等を使いながら、中山間等使いながら、そういった取組。また、地元から今離れて町内に住んでいらっしゃる方というのが、非常に若い方も多くございます。

そういう方が戻ってきて、そこで耕作をして農業をしてという形が私は一番いいと思っておりますけれども、それ以外には、先ほど議員もおっしゃいましたように、地域おこし協力隊とか、周りから入ってきていただいて、農業をしていただく方をまた育てていくというのも一つは重要なものだと思っておりますのでございます。

○中村 慎一議員

大事であるということではありますが、ただ、やはり物産店等でこういうことの募集等をかけながらという話でありましたが、やはり一つ、さつま町の基本柱として、そういう一般の農家を募集します。地域に移住・定住を進めますといったようなそういう柱項目を掲げて取組をしていただきたい。

テレビでありますけれども、「人生の楽園」という番組がありますが、ああいうふうにして、人を呼べるような里づくり、地域づくりというものを取り組んでいただきたいというふうに思っております。是非、そういう取組をしていただきたいと思います。

次に、さきほど賑わいのある中心市街地づくりについて、具体的な説明がありました。ただ、この女性対策については、なかったように感じたのですが、ただ、この問題、非常に難しい問題をはらんでいるというふうに思います。

例えば、中部の方、名古屋方面、そういったところでは、人口も多いでしょうから、そういう商業形態とか、人が集まる形態というのはひょっとしたら違うのかもしれませんが、この問題、平成13年、平成14年、平成15年、この頃、合併前ですが、旧宮之城町では屋地の市街地再開発というのが取り上げられておりまして、事業を断念した経緯があります。取組にあたっては、議会も含めまして、町民、商工業の皆様方、重要な関心を持っておりますので、この点については、そのことを念頭に慎重に進めていただきたいと思います。それは要望しておきたいと思います。

それから、最後の子育て支援についてであります。保育連合会と協議をしながらどんな支援ができるか研究をするという答弁であります。

ただ、連合会の方々から私どもは令和5年、役場の方は令和6年、それぞれ協議をされたという話であります。この今の少子化の状況等を見た時に、小学校の方は統廃合を進められて、基盤の強い学校ができたというふうに思いますけれども、この保育所の問題というのは、デリケートな問題だと思います。

なんらかの話合いの場合は必要だと思います。定期的なそういう協議会の皆さん方との話し合いとか、意見を吸い上げる窓口とか、そういう制度、こども課の中でしようけれども、地域の保育体制を今後どうしていくかということなんかも、もうちょっと力を入れて研究をしながら、地元の人たちと協議を重ねながら取組をしていただきたいと、やはりそこに町がリーダーシップをとって進めていただきたいというふうに思います。これは連合会の皆さんたちが、「町が計画を示して」といったようなことをおっしゃいましたが、町がある程度そこについてはリーダーシップをとってほしいというそういう意味を十分込めていらっしゃると思いますので、そこは是非、取組をしていただきたいと思うのですが、町長どうですか。

○上野 俊市町長

昨年度、保育連合会との意見交換も実施いたしましたところございまして、さきほど答弁したとおりでございます。

今、議員からもありますように、今後におきましても保育連合会と密接に意見交換をしながら、今できることは何をしないといけないのか、今後どうあったほうがいいのか、というのは、これはもう連携をはかりながら、これはしっかりと進めていきたいと思っているところであります。

○中村 慎一議員

しっかりと町でリーダーシップをとって進めていただきたいというふうに思います。

今、農業の問題もですが、保育所の問題等もなのですけれども、やはり人口の比重が中心地の方にだんだん、だんだん吸い寄せられて、地域の方が薄くなってきていると、自然動態の問題もあるかもしれませんが、新町20年、地域への定住ということについて、方向付けができなかったように思います。

合併前は、それぞれの各町で、定住政策を進めておられたわけです。急激な人口減少、過疎高齢化というのが、ここ20年、地域の方から加速度的に進んできていると思います。

公社の団地、住宅団地等の保有等もある程度解消されてきております。そういった点で、もう一遍、地域への定住という問題については、見直しをして考え直した方がいいのではないかなと思います。

先ほど来、その農村地域への定住とか、それから保育所の問題もですが、そういうことを考えますと、300平米あるさつま町、やはりもうちょっと人が田舎の方にいた方がいいよといったようなこと等も視野に入れていただけないというふうに思います。

これについては、私も過去、体験ハウスを中古住宅で地域に作ったらどうかとか、それから、今年の3月は、地域からの通学支援について、小学校4キロメートル、中学校6キロメートルといったような、そういったこと等につきましても、地域に定住をするという意味合いで申し上げてきましたけれども、なかなか壁が固い。地域の今の実情を政策に反映できていないように思います。

加えて、町内のあちこちで、地域に若い世代が住まなくなったと、皆さん嘆かれていらっしゃいます。

これは若い世代の人たちが、地域に魅力を感じない、住もうという意識がなくなった結果だと

思うわけです。

中山間地域、地域に魅力を感じる人たち、田舎が好きな人たちに来てもらって、住んでもらえるような、新婚、子育て、脱サラ、定年組、田舎が好きな人たちは多いと思いますが、昨日は弾薬庫の話も出ましたけれども、簡単にはいかないでしょうけれども、そういう取組をやってみて、やりがいがあるというふうに思います。成果は難しいかもしれませんが、やってみるということは大事ではないかなというふうに思います。

こういうことに対して、町長は依然、コンパクトシティといったような発言もされましたけれども、地域への定住の問題を含めて、これについて町長は何かコメントはございますか。

○上野 俊市町長

これまで、いろいろと御提案もいただきまして、我々もできるところは取り入れながらやってきたつもりでございますけれども、中心地に集まってきているということでございましたけれども、今、この屋地・虎居自体も減少が進んできている状況下にあります。

まち全体がそういう状況になってきているところであります。

さきほどありました、地域に若い人たちが住まないというようなことでおっしゃいましたけれども、やはり様々な施策をつうじながらも地元に残らない、なぜ残らないのか、なぜ出ていくのか、というのをいろいろと考えているところでございます。

先般も地域での青壮年の方々と集まって、そういう議論もしたところでございますけれども、やはりその一つとして、「地域の行事が多すぎる」と、「やっぱりそういうところから見直しをしないと、若い人たちは住まない」というようなことも言われたところでした。

やはりこれは地域全体で、人々が住んでいただくような地域にしていくというのを考えていかないと、やっぱり今までと同じようなことを続けていても、その地域自体に人は残っていかない、人は来ないと思っておりますので、やはり地域全体でここも考えていく必要があろうと私自身は思っているところであります。

町としての政策というのは、しっかりそこあたりはとっていきながらも、やはり地域も改めてまたそういう今の時代に沿った取組というのををしていかなければならないというのを、私は今、考える時期にきているものと思っているところであります。

○中村 慎一議員

是非、今の町長のコメントは職員全員が共有していただいて、取組を進めていただきたいと思います。

最後に、上野町長が今期２期目の所信の冒頭で言われたのが、公共サービスの持続可能性まで課題だというふうに言及されました。

今後、コストカット対象になる公共サービス、こういったもの等を考えていらっしゃるのであれば、これは丁寧な説明が必要になると思います。

また重ねて、グローバルな視点と町の未来を考える上で、課題に対して理解を深めるということとは大事であるというふうに説明をされていらっしゃいます。正しく、そうだと思います。

やはり、職員の皆さん全員で、これまでの経緯とか、現状、現場をしっかりと捉えて、分析をしながら、評価をしながら、影響や問題点等を洗い出して、絞り出して、その成果を町民に共有をするということを是非やっていただきたい。内部資料として持つというのも、やっぱりどうかと思います。町民と共有をして初めて次のアイデアが出てくると思うのです。町民みんなで考えることを、取組を進めていただきたいというふうに思います。

そうすることで、町長がおっしゃるさつま町の未来が見えてくるというふうに思いますので、よろしく取組をお願いしたいというふうに思います。

これで、質問を終わります。

○新改 秀作議長

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時45分

令和7年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和7年6月25日

令和7年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和7年6月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 柏 木 幸 平 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 議会事務局長補佐
奥 平 一 樹 議 事 係 主 任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
大 平 誠 総合政策課長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
西 冨 豪 紀 税 務 課 長	堀 孝 志 町民環境課長
川 崎 里 志 ほけん福祉課長	内 村 千 鶴 ほけん総括監
久保田 春 彦 こども課長	山 口 良 浩 農 林 課 長
上谷川 征 和 森づくり推進監	山 口 泰 徳 さつまPR課長
原 田 健 二 建 設 課 長	藤 園 育 美 教育総務課長
中 村 英 美 社会教育課長	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 36 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 37 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 38 号 令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	36	さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	37	さつま町税条例の一部改正について
	38	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）（関係分）
		第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 2款 地方譲与税 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 19款 繰越金（関係分） 20款 繰越金 22款 町債 歳 出 1款 議会費 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 人件費全部 第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
文教経済 (第2委員会室)	38	令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 19款 繰入金（関係分） 21款 諸収入 歳 出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月11日に提案がありました議案第36号から議案第38号までの議案3件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」

○新改 秀作議長

まず、日程第1「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び日程第2「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第3「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

改めまして、おはようございます。

それでは、総括的な質疑として、私は総務厚生常任委員会委員ですので、文教経済常任委員会所管のところを質疑いたします。

まずは、森林環境譲与税事業費のところですか。議案説明書では17ページになるかと思います。ここに、新たに3つの事業補助出ております。予算のところで見ているのですが、一番大きな3番目に元気な林業向上支援事業補助1,356万円、これは新規事業だと思いますので、一番大きな予算ですから、この概要の説明を求めるといふことと、あと次は、さつまPR課の方に、こちらは18ページになります。ふるさと物産係に事業名は物産推進事業費ということで、公益社団法人の鹿児島県貿易協会の方に入会をしたと、これ調べてみると、地方団体は賛助会員とい

うことで年会費を支払うのですが、販路を海外に拡大を目指すとなります。これは台湾とのMOUなどもありますが、海外というところで具体的な場所、国があればお示してください。

あと21ページ、教育総務課総務係の小学校の共通管理費の方に事業を2つ経常されておりますが、財源の中でその他1,400万円とありますが、こちらの財源の説明を求めます。

最後に19ページ、建設課土木係の事業名が道路メンテナンス事業費であります。ほかにもありますが、内示額による減額というふうにございます。この内示額による減額のところの説明を求めます。

○山口 良浩農林課長

おはようございます。

議員の質問でございます。元気な林業向上支援事業補助金1,356万円計上してございます。林業事業体の魅力的な職場環境づくりの推進、雇用の安定、持続可能な林業を目指す取組を進めるために、健康診断、講習会等の受講料、労働安全装備品及び安全機械器具の購入等の支援、林福連携就労支援を行うものであり、事業主体が認定林業事業体。意欲と能力のある林業事業体、そしてまた通常の林業事業体、そういう方々に補助ということで計画しているところでございます。

○山口 泰徳さつまPR課長

鹿児島県の貿易協会の関係でございます。

令和7年の2月3日現在で、この貿易協会には126社加盟しているところでございます。自治体としては、15自治体が加盟しているところでございます。

輸出の促進ということで、現在、牛肉・お茶等については、アメリカ等いろんなところに輸出しておりますが、今後につきましては、MOUの関係もございまして、台湾とか東南アジアとか、いろんな国へ輸出をしていきたいと考えているところでございます。

○垣内 浩隆財政課長

説明資料の21ページ、小学校共通管理費の1,400万円の財源でございますけれども、こちらにつきましては、公共施設整備基金を繰入して充当するというようにしております。

○原田 健二建設課長

ただいま御質問のございました道路メンテナンス事業費の関係でございます。

内示額の減額によりまして、当初予定をしておりました橋梁の改修の関係でございますが、予定額を内示額に合わせて調整するというので、今回減額をさせていただくことにしております。

○有川 美子議員

一点だけ、2回目の質問をいたします。

今、最後に建設課の方から説明をいただきました、内示額によつての調整なのですが、すみません、工事の場所、そこだけお示してください。

○原田 健二建設課長

道路メンテナンス事業の場所でございます。

永野の塚尾橋、広瀬の小川田橋、紫尾の下原橋でございます。以上3か所でございます。

○新改 秀作議長

ほかにありますか。

○中村 慎一議員

いくつか、お尋ねを申し上げたいと思います。

この説明資料の11ページであります。まず情報システムのeスポーツイベントの業務委託になりますが、これはある程度考え方は説明いただいたのですが、これをどういうように普及し

ていって、どういう人たちを対象に今後、どういった形で進めていくのかといったようなところについて、再度、お話をいただきたいと思います。

それから12ページの健康ふれあい施設の修繕料ですが、これはあび〜る館の修繕料というようなことでありますが、今回、どここのところの修繕になるのか、これについてお尋ねをいたします。

それから、もう一件だけ。16ページの新型コロナワクチン予防接種委託が2,733万8,000円出ております。これは直近は昨年、第8回あったのですかね接種が、接種率が今どれぐらいだったのかというのと、それと今新型コロナウイルスの患者、罹患者というのは何人ぐらい出ているのか、そこらについてちょっと状況等がわかっているれば御説明いただきたいと思います。

○大平 誠総合政策課長

まず一点目のeスポーツの関係でございます。昨年、産業祭・農業祭の中で、NTTさんの協力をいただきまして、サブアリーナで子どもたち、それから高齢者の方々、eスポーツと言いましても、太鼓の達人であるとか、あるいは脳トレとか、そういったものに触れてもらって、興味を持ってもらって、そういった健康づくりに励んでいただきたい。子どもたちは高齢者とのふれあいをしていただきたいというところでの取組でございます。

去年も、eスポーツ大会というのを鶴田の中央公民館でやりましたけれども、高齢者の方、それから小学生が参加されて50名ほどでしたか、太鼓の達人を対戦するというような、子どもたちが高齢者に教えるというようなかたちで、そういった取組をしておりますので、本年度も是非、そういった形で取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

eスポーツを進めることによりまして、サロン等で実施できればというふうに考えております。次の健康ふれあいセンターあび〜る館の関係でございます。

今回、350万円の補正をお願いしているところでございますが、現在、実際お湯を汲み上げるところの本体のポンプ部分の故障が出まして、そこを今、営業に支障がないように仮復旧をし、今、営業をしておりますけれども、そこを一連で変えるというような修繕が発生いたしました。そして、本年度の予算を500万円ほど予算いただいておりますけれども、ほぼ修繕料でなくなるということになりまして、追加で350万円の補正をお願いすることになります。

あび〜る館も2000年に開設されてから25年ですかね、それぐらい経ちますので修繕が非常に多くなってきております。

年間大体500万円ほどの修繕料が必要だということで、今回、350万円の補正をお願いしたところでございます。

○内村 千鶴ほけん総括監

新型コロナワクチンの接種状況につきましては、令和6年度の実績が27.8%となっております。

また、罹患者数につきましては、5類に移行されてから人数については把握ができていない状況になっております。

○新改 秀作議長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号については、配布してあります議案付託表のとおり

り、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から6月27日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○新改 秀作議長

以上で、本日の日程は全部終了しました。

7月8日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時43分

令和7年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

令和7年7月8日

令和7年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和7年7月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(14名)

1番 岸 良 光 廣 議員	2番 上別府 ユ キ 議員
3番 堅 山 秀 樹 議員	4番 徳 留 和 樹 議員
5番 橋之口 富 雄 議員	6番 古 田 昌 也 議員
7番 桑波田 大 議員	8番 武 さとみ 議員
9番 宮之脇 尚 美 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 有 川 美 子 議員	12番 川 口 憲 男 議員
13番 中 村 慎 一 議員	14番 新 改 秀 作 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

早 崎 行 宏 事 務 局 長	神 園 大 士 議会議務局長補佐
奥 平 一 樹 議事係主任	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

上 野 俊 市 町 長	角 茂 樹 副 町 長
中 山 春 年 教 育 長	富 満 悦 郎 総 務 課 長
大 平 誠 総合政策課長	垣 内 浩 隆 財 政 課 長
西 冨 豪 紀 税 務 課 長	堀 孝 志 町民環境課長
川 崎 里 志 ほけん福祉課長	久保田 春 彦 こども課長
山 口 良 浩 農 林 課 長	山 口 泰 徳 さつまPR課長
太 田 竜 也 産業・定住支援室長	原 田 健 二 建 設 課
木 場 哲 志 消 防 長	藤 園 育 美 教育総務課長
中 村 英 美 社会教育課長	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3 6 号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 3 7 号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 3 8 号 令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 議案第 4 1 号 令和 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 4 2 号 令和 7 年度さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について
- 第 6 陳情第 3 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 7 発委第 4 号 少人数学級・教職員定数の改善に関する意見書の提出について
- 第 8 報告第 7 号 令和 6 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 9 報告第 8 号 令和 7 年度さつま町土地開発公社事業変更及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 10 議員派遣の件
- 第 11 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○新改 秀作議長

おはようございます。ただいまから、令和7年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第3「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○新改 秀作議長

日程第1「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」から、日程第3「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」までの議案3件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長登壇〕

○柏木 幸平総務厚生常任委員長

おはようございます。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」及び「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分の以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第36号であります。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層、容易にするため、国家公務員に準じ、関係する2件の条例を一括して改正しようとするものであります。

質疑の中で、職員が部分休業制度を利用するにあたり、職場内での配慮はどのように行っているのかただしましたところ、新規採用職員への入庁時の説明や課長連絡会等を活用して全庁的に周知を行い、また、総務課内に相談窓口を設置し、利用者の不安や疑問点を解消し、安心して制度を利用できる環境づくりに努めているとのことであります。

次は、議案第37号であります。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、関係するさつま町税条例の一部を改正しようとするものであります。

質疑の中で、令和6年度の税収見込みについて、個人住民税については定額減税があった関係で減収となる見込みとのことであるが、それに対する国の減税補てん債はないものかただしまし

たところ、定額減税による個人住民税の減収分については、地方特例交付金により、その全額が国費で補填されるとのことであります。

次は、議案第38号の関係分であります。

まず、2款1項13目、財産管理費に2,138万2,000円が計上されております。これは、中津川の不堂団地の屋根外壁塗装工事とアスベスト含有調査に係る経費、過年度分を含む公用車のカーナビに係るNHKテレビ受信料等であります。

質疑の中で、過年度分のNHKの受信契約について、時効の援用ができないのかたまたしたところ、受信契約を締結していない者については、消滅時効の進行が始まらないという最高裁の判例が出ており、支払い義務は残り続けるとのことであります。

次に、2款1項16目、諸費には行政連絡事務費として253万2,000円が計上されております。これは、公民館施設の整備事業に係る経費であります。

質疑の中で、公民館に無線LAN環境を整備することにより、住民による自立した地域活動の向上、地域のデジタル化の促進を図ることに関して、整備後はどのように活用していくのかたまたしたところ、パソコン教室やスマートフォンを使った事業など、様々な施策を考えているとのことであります。

次に、3款1項4目、介護保険対策費に773万円が計上されております。これは、高齢者福祉施設等の防災・減災対策に必要な設備等の整備を行うことを目的とした国の事業を活用して、認知症高齢者グループホームに非常用自家発電設備の設置に必要な費用を補助するものであります。

質疑の中で、今回の補助対象施設以外の認知症高齢者グループホームにおける整備状況はどうなっているのかたまたしたところ、どの施設も発電機の整備、あるいは発電機をレンタルすることにより、対策が出来ているとのことであります。

次に、4款1項2目、母子保健事業費に93万8,000円が計上されております。これは、母子手帳アプリにより、母子健康情報の管理や行政からの子育てに関する情報提供、相談・教室等のオンライン予約サービスを導入しようとするものであります。

質疑の中で、母親だけでなく他の保護者がいる場合、複数人による母子手帳の利用が可能であるのかたまたしたところ、IDによる管理であることから、保護者が複数人いる場合でも、同じ情報を共有して見ることができるとのことであります。また、当該アプリはこれまでの母子手帳の全てを補完するものではないことから、今後は従来の紙の母子手帳と併用して運用していくとのことであります。

次に、4款2項2目、し尿処理費に309万4,000円が計上されております。これは、し尿処理手数料の納入方法について、現行の納付書や口座振込等に対して、口座振替やコンビニ納付等を追加するためのシステム構築と保守に係る経費であります。

質疑の中で、し尿処理管理システムを構築し、口座振替やコンビニ納付等での支払いにより、住民の利便性の向上を図ることについて、利用開始時期や周知期間についてたまたしたところ、委託業者と協議を行い、最適な時期に広報紙やお知らせ版等で周知を行っていくとのことであります。

次に、9款1項1目、常備消防費に203万7,000円が計上されております。これは、過年度分を含む消防車等のカーナビに係るNHKテレビ受信料と北薩3消防本部指令センターの仮眠室増築工事に係る事務協議会への負担金であります。

質疑の中で、北薩3消防本部指令センターの仮眠室増築工事に係る負担金について、当初予算額から2倍ほどに増額になっている理由をたまたしたところ、センターの施設整備について

は薩摩川内市が契約を行い、その経費を構成団体が負担金として支払うことになっている。薩摩川内市の予算編成時点で設計業務委託が未了であったため、概算額を計上していたが、設計業務委託の完了時に倍近く費用がかかることが判明し、薩摩川内市及び事務協議会から増額要請があったとのことであります。

次に、歳入の２０款１項１目、繰越金に１億１,８４１万２,０００円が計上されております。これは、今回の補正において、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、その財源として繰越金を充当するものです。この結果、現時点での留保財源は約１億８,６００万円になるとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔柏木 幸平総務厚生常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第３８号 令和７年度さつま町一般会計補正予算（第２号）」（関係分）については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第３８号の関係分であります。

歳出の６款１項７目、有害鳥獣対策費には、鳥獣被害防止対策協議会交付金として３,０５０万円が計上されております。

これは、町内５地区に総延長１万４,２２０メートルのワイヤーメッシュ柵を整備するための補助金であります。

質疑の中で、ワイヤーメッシュ柵の耐用年数についてただしましたところ、法定耐用年数は１４年で、町は資材費のみ補助し、設置する際の人件費は地元が負担する「直営施工による資材購入」により事業を実施するものである。町の補助要件として、１４年間は地元で管理することを規定しているとのことであります。

次に、歳出の６款１項９目、フレッシュファーマー育成事業費には、経営発展支援事業として２７８万４,０００円が計上されております。これは、新規就農者に対する経営発展のための施設導入を支援するもので、個人の１経営体に対して交付するものであります。総事業費は３７１万４,６４３円、補助率は７５％以内で、内訳は国が５０％、鹿児島県が２５％であります。

質疑の中で、経営品目や施設の概要についてただしましたところ、町内の久富木地区において、サトイモ、かぼちゃ、サツマイモなどの露地野菜を中心に生産されており、出荷調整、選別保管のための集出荷施設を建設するとのことであります。

次に、７款１項４目、物産振興費には、薩摩のさつまブランド共創推進事業として７１６万２,０００円が計上されております。これは、東京都で開催予定のさつま町ファンイベントに係

る経費及び羽田空港ターミナル内のモノビジョンシート広告や都内の駅、電車内のサイネージ広告の掲載料等であります。

質疑の中で、広告掲載業務の委託料は588万5,000円と高額であるが、費用対効果についてどのように考えているかたまたしたところ、東京でのプロモーション活動は、知名度の低い本町が関東圏において「鹿児島県の中のさつま町」と認識されること、加えて、ふるさと納税寄附者の増加を図るものである。また、ファンイベント後に商談会が設けられた場合、認証品の事業者と同行し、参加を促したいとのことであります。

次に、8款5項1目、住宅管理費には、町営住宅の管理に関する経費として2,645万2,000円が計上されております。

質疑の中で、アスベスト含有建材調査業務について、今回は不堂団地、東谷北団地、神子団地の3箇所を調査するとのことであるが、ほかにもアスベスト含有調査が必要な住宅が残っているかたまたしたところ、本町の長寿命化計画に基づく解体工事等を行う場合、事前にアスベストの含有調査を実施してから作業を行う手順となっている。町営住宅の解体は、居住者が退去した段階で行うため、今後も同様の調査は発生するとのことであります。

次に、10款4項1目、幼稚園費には、旧鶴田幼稚園の浄化槽の使用開始に伴う経費6万7,000円が計上されております。こども課が鶴田保健センターで開催している親子教室の会場を、令和8年度から旧鶴田幼稚園に変更予定であることから、休止中である浄化槽の使用を開始するものであります。

質疑の中で、旧鶴田幼稚園は閉園後、教育財産から普通財産に移管されているものと思われるが、教育総務課が予算を計上し管理を継続している状況である。施設の管理責任も不明確なため、普通財産は財政課の所管とすべきではないかたまたしたところ、旧鶴田幼稚園については教育財産ではないものの、本町は閉校した学校施設が多数存在し、財政課ではすべてを管理しきれない現状であることから、引き続き、教育総務課が所管しているところである。今後は、来年度当初予算編成に向けて、財政課、こども課と協議を進めたいとのことであります。

この回答を受けて、教育財産から移管された普通財産について、適切な管理及び予算の執行を要請したところであります。

次に、10款5項9目、文化財保護費には、郷土芸能保存会活動補助金として75万円が計上されております。これは、令和6年度に実施した郷土芸能活動状況調査において多くの団体が活動困難になっている現状を受け、現在の郷土芸能保存事業の補助金に、維持活動の支援分として1団体あたり3万円、25団体分を追加するものであります。

質疑の中で、1団体あたり3万円としている補助金の算定基準についてたまたしたところ、同様の補助事業を実施している近隣市町の水準に準拠して設定している。今後3年間の事業実施後に効果を検証し、必要に応じて見直しを行うとのことであります。

次に、債務負担行為については、第2期GIGAスクール構想端末整備事業に係る経費として、小学校費に5,820万円、中学校費に3,690万円、合計で9,510万円が設定されております。期間は令和8年度から令和12年度までの5年間であります。

児童生徒用、教員用、予備機を合わせて1,533台のタブレット端末を国の補助事業を活用し、リースによる整備を行うことから債務負担行為を設定するものであります。

なお、調達にあたっては鹿児島県の共同調達に参加し、本年度末までに端末の更新を行い、令和8年4月から利用を開始するとのことであります。

最後に、次の2点については、特に町長の出席を求め、見解をたまたしたところであります。

まず、フレッシュファーマー育成事業について、現在の支援は国費・県費のみで町費が計上

されておらず、認定農業者数も204名と少ない現状にあることから、新規就農者の機械・設備等の初期投資負担が大きいことを踏まえた町単独での新規就農者支援制度を創設する考えはないかただしましたところ、新規就農者の初期投資は高額であることは認識しており、基本的には、有利な国や県の補助を優先的に活用する方針である。物価高騰の影響もあり、現状の支援では不十分との認識を持っていることから、認定農業者を含めた町単独補助事業について、補助金制度全体の見直しの中で検討していきたいとのことであります。

次に、学校プール改修工事について、佐志小学校と鶴田小学校の手すり設置工事の見積りを町外業者から徴取しているが、地場産業育成の観点からも町内業者の活用は大変重要である。町外業者に発注すると町内経済に還元されないことから、町内業者での施工が困難な場合においても、町内業者を元請とする体制や下請として参加し技術習得を図る体制など、人口減少・予算減少時代における地場産業育成の重要性を考慮し、町内業者の活用を検討する考えはないかただしましたところ、今回の工事は、建設業法に基づく防水工事業の建設許可を取得している町内業者がいなかったことから、町外業者から見積り徴取を行った。町発注の工事については、町内業者を優先的に活用することを基本方針としているが、技術的に困難な場合は町外業者に発注しており、指名推薦委員会においても十分協議するよう指示したとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから、文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第36号及び議案第37号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件について、一括して採決します。

議案第36号及び議案第37号の議案2件に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決です。お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第36号 さつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びさつま町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」及び「議案第37号 さつま町税条例の一部改正について」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。
本案に対する各委員長の報告は原案可決です。
お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第4「議案第41号 令和7年度さつま町一般会計
補正予算（第3号）」

○新改 秀作議長

次は、日程第4「議案第41号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第41号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

これは、財産管理費に要する経費及び公民館等管理運営費並びにその他の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,732万6,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○垣内 浩隆財政課長

「議案第41号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」という呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第41号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、「議案第41号 令和7年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第5「議案第42号 令和7年度さつま町消防本部
電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について」

○新改 秀作議長

次は、日程第5「議案第42号 令和7年度さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔上野 俊市町長登壇〕

○上野 俊市町長

それでは、「議案第42号 令和7年度さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防本部電動油圧救助資機材の購入について、去る6月20日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔上野 俊市町長降壇〕

○木場 哲志消防長

それでは、「議案第42号 令和7年度さつま町消防本部油圧救助資機材整備事業契約の締結について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第42号 令和7年度さつま町さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 令和7年度さつま町消防本部電動油圧救助資機材整備事業契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第6「陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○新改 秀作議長

次は、日程第6「陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件について、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

当委員会に付託されました「陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、さつま町内の個人から提出され、令和7年5月28日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、小学校の学級編制基準が35人に引き下げられるが、中学校・高等学校でも早期実現が必要である。

また、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要であることから、義務教育費国庫負担制度の財源を確保し、教職員定数改善と子どものゆたかな学びを保障するための条件整備は必要である。このような観点から、

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2. 複式学級を解消すること。

3. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

4. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

5. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削

減は行わないこと。

6. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上の6項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、陳情の趣旨及び要請事項について「了」とし、全会一致で「採択すべきもの」と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」という者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択です。

委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△日程第7「発委第4号 少人数学級・教職員定数の改善
に係る意見書の提出について」

○新改 秀作議長

次は、日程第7「発委第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長登壇〕

○橋之口富雄文教経済常任委員長

ただいま議題となりました「発委第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」、趣旨説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」と同様に、6項目について要請するものであります。

配布してあります意見書のとおり、衆参両議長及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔橋之口富雄文教経済常任委員長降壇〕

○新改 秀作議長

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託はいたしません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、「発委第4号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま、可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。

よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第8「報告第7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第9「報告第8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○新改 秀作議長

次は、日程第8「報告第7号 令和6年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第9「報告第8号 令和7年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第１０「議員派遣の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第１０「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第１２９条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任することに決定しました。

△日程第１１「閉会中の継続調査の件」

○新改 秀作議長

次は、日程第１１「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第７５条の規定によってお配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新改 秀作議長

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○新改 秀作議長

これで、本日の日程は全部を終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第２回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時１３分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 新 改 秀 作

さつま町議会議員 岸 良 光 廣

さつま町議会議員 上別府 ユ キ